

遠軽町都市計画マスタープラン



平成 28 年 3 月

遠 軽 町

ごあいさつ

遠軽町は、永い歴史のもとに幾多の困難を乗り越えて、遠軽・紋別地方の中心地として、今日まで着実な発展を遂げて参りました。

しかし、近年、少子高齢化の進行、中心市街地の商店街をはじめ、地場産業の低迷や森林・農地の減退など、めまぐるしく社会は変化してきております。こうした中、都市計画における課題に対応するため、平成 16 年 8 月に遠軽町の都市計画に関する基本方針として「遠軽町都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

さらに、平成 17 年 10 月に生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村が合併したことにより、新たな遠軽町が誕生し、合併後の遠軽町の指針となる「第 1 次遠軽町総合計画」が策定され、これを受けて平成 22 年 10 月に「遠軽町都市計画マスタープラン」の一部見直しを行いました。

その後、社会情勢や住民ニーズの更なる変化に対応するため、平成 27 年 3 月に「第 2 次遠軽町総合計画」が策定され、平成 27 年 8 月には、本マスタープランの上位計画である「遠軽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が変更されたことに伴い、これらの上位計画と整合を図るため、「遠軽町都市計画マスタープラン」の一部見直しを行うこととしたところです。

「遠軽町都市計画マスタープラン」は、遠軽町の指針である「第 2 次遠軽町総合計画」に定める土地利用、都市計画などの中間計画として位置づけられているものであり、都市計画の基本方針となるものであります。

今後も、都市づくりの基本理念であります『森林、清流等の豊かな自然に包まれ、「絆」を大切に、住民が一体となって、「いきいきとしたふるさと・遠軽」を育てていく』を目標とし、町民の皆様方とともに今後のまちづくりに努めて参りたいと存じます。

最後になりますが、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見と熱心なご討議をいただきました都市計画審議会委員並びに都市計画用途地域等検討委員会委員など、関係の皆さま方に深く感謝とお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

遠軽町長 佐々木 修一

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 都市計画マスタープランの改定について	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の目標年度と将来人口	5
5. 計画の区域	6
6. 計画の構成	7
第2章 まちの現況と町民の意識	9
1. 位置及び交通	11
2. 自然的現況	12
3. 遠軽町の沿革	12
4. 社会・経済的現況	13
5. 上位計画	25
6. 都市計画の現況	37
7. 住民の満足度と今後のまちづくりへの期待	42
第3章 街（まち）づくりの理念と目標	45
1. 街（まち）づくりの理念	47
2. 街（まち）づくりの目標	49
3. 遠軽町民の未来のライフスタイル	51
4. 街（まち）づくりの全体的な方向	53
第4章 街（まち）の将来像	55
1. 将来の人口・土地利用フレーム	57
2. 街（まち）の将来都市構造	59
第5章 街（まち）づくり構想	65
1. 土地利用・環境保全	68
2. 道路・交通網整備	75
3. 職・住・遊環境整備	80
4. 緑・うるおいの整備と保全	89
5. 街（まち）の景観形成	95
6. 街（まち）づくりの構想図	100

第6章 地区別街（まち）づくり構想	103
1. 市街地地区	105
2. 西町地区	113
3. 南町地区	119
4. 学田地区	127
第7章 街（まち）づくり構想の実現方策	133
1. 街（まち）づくりプログラムの方針	135
2. 街（まち）づくりプログラム	139

遠軽町都市計画マスタープランでは、「まち」と「街（まち）」という表現があります。「まち」は、遠軽町都市計画マスタープランの上位計画である「第2次遠軽町総合計画」でも表現されており、遠軽町域全体を示します。「街（まち）」は、遠軽町都市計画マスタープランの対象範囲である都市計画区域のことを示しています。



第 1 章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの改定について

遠軽町の都市計画に関する基本方針である「遠軽町都市計画マスタープラン」は、平成16年8月に策定された。旧遠軽町は、平成17年10月に町村合併により新しい遠軽町に生まれ変わり、平成19年3月に「第1次遠軽町総合計画」が策定され、これを受けて平成22年10月に「遠軽町都市計画マスタープラン」の一部見直しを行った。

その後、社会情勢の変化や住民ニーズの変化等に対応して平成27年3月に「第2次遠軽町総合計画」が策定されたが、町内では豊里地区への（仮称）遠軽豊里インターチェンジ決定や福路地区のスポーツ施設建設、JR 遠軽駅周辺の公共施設建設計画等が検討されているため、上位計画の策定や社会情勢等の変化に対応し、「遠軽町都市計画マスタープラン」も見直しを行うこととした。

一方で、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」も平成27年8月に見直されており、これらの計画との整合性も図ることとした。

なお、当該計画の見直し策定に当たっては、庁内の関係部署職員による検討委員会で検討協議を行い、遠軽町都市計画審議会からも意見や提言を頂き修正を加えたものである。

遠軽町都市計画マスタープラン（見直し）策定体制は下記に示すとおりである。

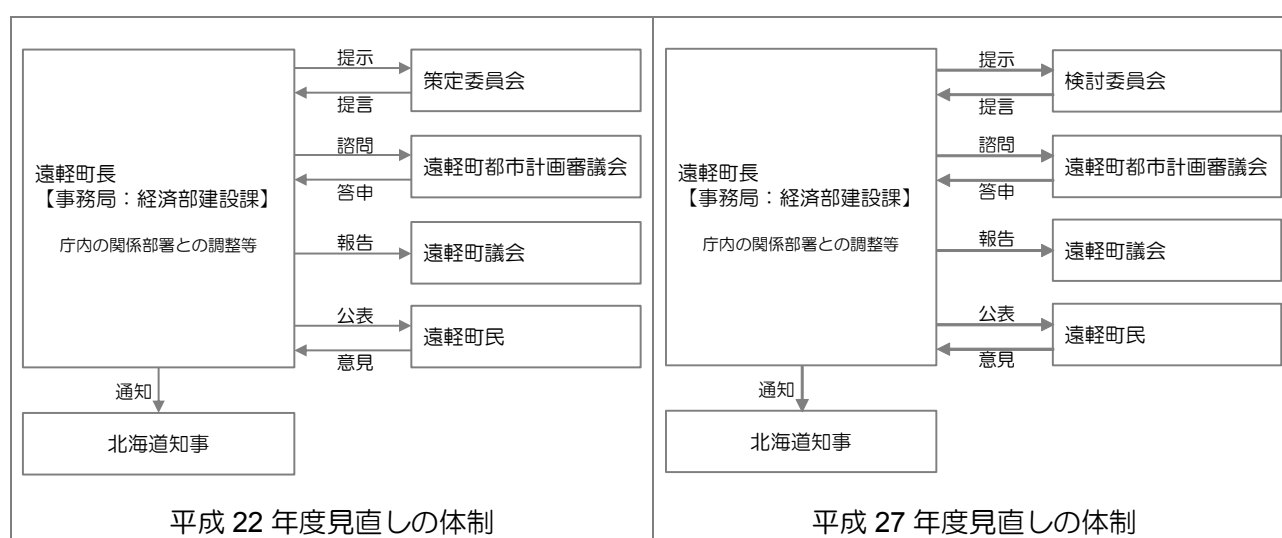


図 1.1 遠軽町都市計画マスタープラン（見直し）策定体制

2. 計画の目的

今日の産業・社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、ゆとりと豊かさの実感できる人間居住の場としての個性的で快適な都市づくりを進めるためには、住民の理解と参加のもとに望ましい都市像を明らかにし、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくことが重要であるとして、平成4年の都市計画法の改正により都市計画マスタープランを策定することが義務付けられた。

都市計画マスタープランは、「市町村が、その創意と工夫のもとに、住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定めた、市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画を有する市町村ではその策定が責務となった。

こうした流れを受け平成16年8月に『遠軽町都市計画マスタープラン』が、計画段階から住民の参加を得ながら、都市計画における課題に対応し、21世紀における快適なまちづくりを進めるための理念、目標を掲げ、都市の将来像を想定したまちづくりの基本方針を定めることを目的に策定された。

その後、平成17年10月に生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村の4町村の合併により新しい遠軽町が誕生し、合併後の遠軽町が目指す将来像として「第1次遠軽町総合計画」が策定され、平成22年10月に『遠軽町都市計画マスタープラン』の一部見直しを行った。その後、さらなる社会情勢の変化や住民ニーズの変化等により、「第1次遠軽町総合計画」を見直し、平成27年3月に「第2次遠軽町総合計画」が策定された。また、平成27年8月には、北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しが行われた。

社会情勢の変化は一層加速し、人口の減少と少子化が進み、超高齢社会の到来が予想されている。遠軽町においても、同様の問題が発生することは容易に想像され、また、都市施設の老朽化等も合わせて対応が迫られる課題である。遠軽町では人口が減少しており、また、将来人口推計でも人口が減少し、高齢者率が高くなることが予測されている。今後遠軽町では人口減少、少子化、高齢化を前提とした計画作りを行う必要がある。

このような背景を踏まえ、基本的な方針の大きな変更は伴わず、策定からの経年変化及び現行の『遠軽町都市計画マスタープラン』と上位計画との整合性を図るための見直しを行った。

なお、今回の見直しにおいては、合併後の新遠軽町を「遠軽町」または「まち」、現行の都市計画区域を「街（まち）」と定義する。

3. 計画の位置づけ

『遠軽町都市計画マスタープラン』は、平成27年3月に新たに策定された「第2次遠軽町総合計画」の都市計画に関する基本方針と位置づけ、北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとする。

「総合計画」は、行政全般にわたる基本方針を示したものであり、「都市計画マスタープラン」は、「総合計画」における土地利用、都市計画の分野についての骨格的事項を受け、現都市計画を総体的に調査点検し、将来都市像及び土地利用、都市施設整備に関する基本方針を町民にもわかりやすく表現した計画と位置づける。

また「都市計画マスタープラン」は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即する他、国、道等の上位・関連計画に位置づけられた広域的な役割を踏まえつつ、まちが策定した各分野における関連計画との整合性を図り策定されている。

さらに、都市計画に関連する分野別計画として遠軽町住生活基本計画、遠軽町町営住宅長寿命化計画、遠軽町緑化推進計画、遠軽町地域防災計画及び交通バリアフリー基本構想等があり、「都市計画マスタープラン」の策定に当たっては、これら既往の計画の主旨との整合性を保つことに留意する。

なお、今後策定される都市づくりの関連計画については、「都市計画マスタープラン」に基づくこととなる。

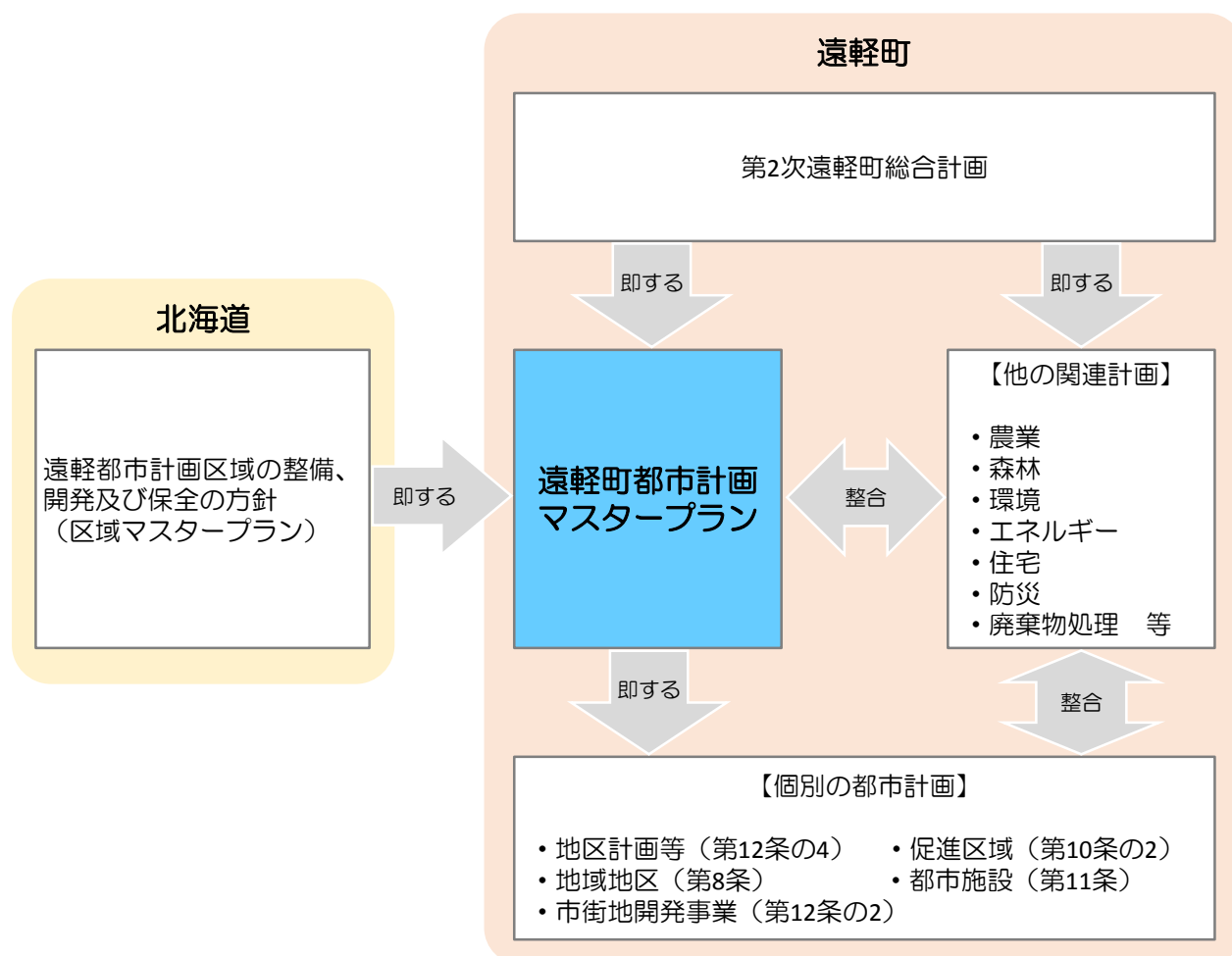


図 1.2 計画の位置づけ

4. 計画の目標年度と将来人口

平成 22 年度に見直された『遠軽町都市計画マスタープラン』は、遠軽町の都市計画に関する基本的な方針として、策定から概ね 8 年後の平成 30 年度を目標としていたが、策定から 5 年が経過し、また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化等により、平成 26 年度には総合計画の変更が行われた。このような状況から、今回の都市計画マスタープランの見直しは中間見直しとしてとらえ、基本的な方針の大きな変更は行わず、目標年次は、総合計画の変更状況及び総合計画の目標年度が平成 36 年度である事を踏まえた平成 38 年度を目標とする。

一方、人口については「第2次遠軽町総合計画」において、目標年次の平成36（2024）年度における遠軽町の人口を18,000人と設定している。なお、『遠軽町都市計画マスタープラン』の目標年次である平成38（2026）年度における将来人口は、地方分権の進行により広域行政が浸透して、この地方の中心都市として堅実な進展をするものと想定し、「第2次遠軽町総合計画」で定める目標人口と同じ18,000人とする。

5. 計画の区域

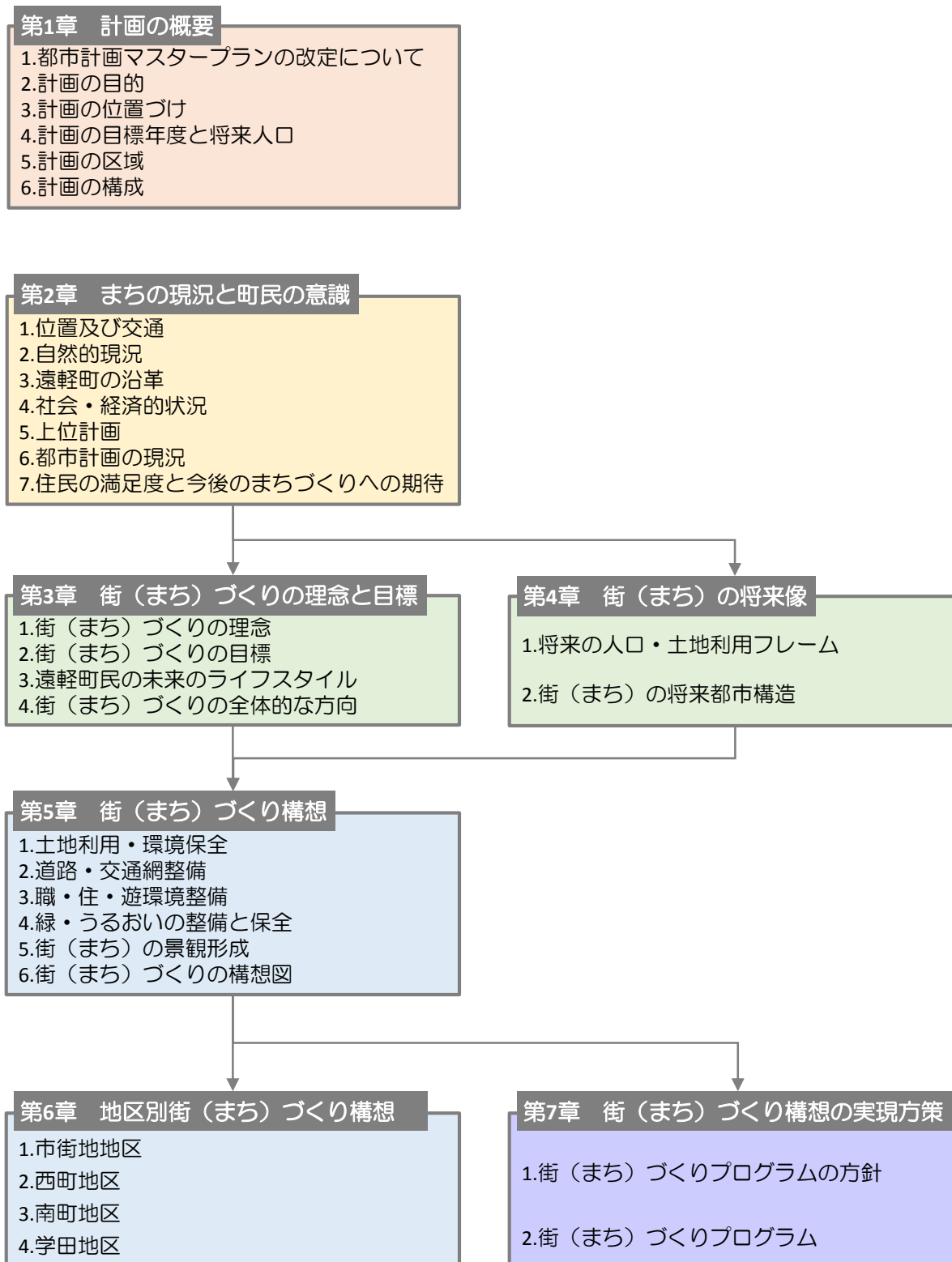
本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、町村合併により飛躍的に町域が拡大した後も農林業への影響も少ないと考えられる。

現在、遠軽町の人口は減少の傾向を示し、今後、増加に転じることは容易ではないと推測される。一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、将来の都市計画区域については大きな変化が想定されず、今後はこれまで整備を進めてきた都市基盤を活用した内部充実型のまちづくりを基本としつつ、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え現時点では都市計画区域の規模に大きな影響を与える要素等もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、今後の見直しにおいて、『遠軽町都市計画マスタープラン』の区域は、現行の都市計画区域を対象とし1,985haとするが、今後の状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。

6. 計画の構成

『遠軽町都市計画マスタープラン』の構成は次のとおりである。





第 2 章

まちの現況と町民の意識

位置

2. 自然的現況

地勢・地形

遠軽町は、周囲を山林に囲まれ、南西部には大雪山系の険しい山々がそびえ、その大雪山系に水源を發し、南西部から北東側のオホーツク海に注ぐ湧別川と湧別川に合流するサナブチ川、生田原川、瀬戸瀬川、丸瀬布川、武利川、支湧別川等の河川流域に拓けている。

気候

遠軽町は、オホーツク海型気候地域の特色を持っており、夏季は梅雨や台風の影響を受けることが少なく、7～8月は晴天の日が長く続く。また、最高気温が30度を超えることもあるが、8月の平均気温は20.3度（2008年～2012年）と比較的涼しく湿度も低い。冬季は北西の季節風の影響を受け、マイナス20度を下回ることも珍しくない。また、降雪量は遠軽町内の各地域によって大きく異なるが、本州日本海側の豪雪地帯に比べ、雪質は軽く降雪量も少ない。

降水量は年間750mm前後で全道平均を下回る。また、日照時間は、年1,700時間前後で比較的多い地域である。

3. 遠軽町の沿革

遠軽町は、明治13年7月、紋別ほか9か村戸長役場の管轄に属し、湧別戸長役場、湧別村、上湧別村を経て、大正8年4月に現在のまちの枠組みとなる遠軽村が誕生した。

その後、大正14年1月に生田原村（当時）が、町制施行（昭和9年4月）後の昭和21年8月には丸瀬布村（当時）と白滝村が分村し、昭和28年10月に丸瀬布村が、昭和29年4月に生田原村がそれぞれ町制施行され、各々の自治体として発展を遂げてきた。

しかし、近年において、急速な少子高齢化の進行、地方分権の推進、国と地方を通じた財政状況の悪化等の状況を踏まえ、町村合併の必要性や効果の検証、確認を行った結果、行財政基盤の強化を図り、住民により充実したサービスを提供し、住みやすいまちづくりを推進することを目的として平成17年10月に4町村が合併し、新「遠軽町」が誕生した。

合併後は少子高齢化の影響や人口減少等により、教育施設の見直しや施設の有効活用を進めてきた。また、隣接する北見市と当町間の路線バスが廃止となり、住民の足を確保するため町内での代替バス運行を図る等、町民の生活確保に努力している。その一方では、地域高規格道路である旭川紋別自動車道の延伸や金八トンネル等の開通により、地域間の移動時間短縮やその移動における安全性や快適性の確保が図られている。

4. 社会・経済的現況

人口・世帯数の動向

(1) 総人口の推移

遠軽町の人口は、農林業の発展と共に着実な人口の増加を続け昭和 35 年（国勢調査）に 4 町村で 38,755 人に達した。それ以降は減少基調で推移しており、平成 17 年 10 月の 4 町村合併時点では 23,648 人を数えたが、その後も若干減少が進み、平成 22 年 10 月現在では 22,265 人となっている。

(2) 世帯数の推移

遠軽町の世帯数は、昭和 40 年までは 4 町村共増加傾向が続いていたが、その後は人口の減少傾向に関わらずほぼ横ばいとなっている。平成 17 年 10 月の 4 町村合併時点では 9,866 世帯、平成 22 年 10 月現在では 9,617 世帯となっている。

この現象は、少子高齢化、核家族化の進行を如実に示しており、平均世帯人員は昭和 10 年の 5.80 人/戸から年々減少し、平成 17 年 10 月の 4 町村合併時点では 2.40 人/戸となっており、以降も減少は進み、平成 22 年 10 月現在では 2.32 人/戸となっている。

表 2.1 総人口・世帯数の推移

(単位：人/戸)

年次	町名	人口			世帯数	平均世帯人員
		総数	男	女		
昭和 5 年	生田原村	4,918	2,559	2,359	857	5.74
	遠軽村	15,501	8,221	7,280	2,727	5.68
	計	20,419	10,780	9,639	3,584	5.70
昭和 10 年	生田原村	6,130	3,227	2,903	1,030	5.95
	遠軽町	17,878	9,288	8,590	3,112	5.74
	計	24,008	12,515	11,493	4,142	5.80
昭和 15 年	生田原村	8,396	4,403	3,993	1,517	5.53
	遠軽町	19,292	9,936	9,356	3,328	5.80
	計	27,688	14,339	13,349	4,845	5.71
昭和 22 年	生田原村	7,748	3,834	3,914	1,389	5.58
	遠軽町	14,862	7,428	7,434	2,694	5.52
	丸瀬布村	6,742	3,391	3,351	1,288	5.23
	白滝村	4,178	2,164	2,014	762	5.48
	計	33,530	16,817	16,713	6,133	5.47
昭和 25 年	生田原村	8,160	4,100	4,060	1,432	5.70
	遠軽町	16,026	8,104	7,922	2,814	5.70
	丸瀬布村	7,288	3,695	3,593	1,347	5.41
	白滝村	4,371	2,222	2,149	768	5.69
	計	35,845	18,121	17,724	6,361	5.64
昭和 30 年	生田原町	8,066	4,026	4,040	1,452	5.56
	遠軽町	18,082	9,318	8,764	3,333	5.43
	丸瀬布町	7,800	3,942	3,858	1,485	5.25
	白滝村	4,644	2,401	2,243	851	5.46
	計	38,592	19,687	18,905	7,121	5.42
昭和 35 年	生田原町	7,035	3,603	3,432	1,403	5.01
	遠軽町	19,177	9,772	9,405	4,058	4.73

(単位：人/戸)

年次	町名	人口			世帯数	平均世帯人員
		総数	男	女		
	丸瀬布町	7,746	4,067	3,679	1,608	4.82
	白滝村	4,797	2,569	2,228	956	5.02
	計	38,755	20,011	18,744	8,025	4.83
昭和 40 年	生田原町	5,851	2,912	2,939	1,382	4.23
	遠軽町	20,346	10,226	10,120	4,916	4.14
	丸瀬布町	6,611	3,368	3,243	1,598	4.14
	白滝村	4,108	2,159	1,949	959	4.28
	計	36,916	18,665	18,251	8,855	4.17
昭和 45 年	生田原町	4,886	2,396	2,490	1,276	3.83
	遠軽町	20,458	10,231	10,227	5,590	3.66
	丸瀬布町	5,045	2,449	2,596	1,386	3.64
	白滝村	2,941	1,489	1,452	782	3.76
	計	33,330	16,565	16,765	9,034	3.69
昭和 50 年	生田原町	4,142	2,006	2,136	1,183	3.50
	遠軽町	20,354	10,099	10,255	5,909	3.44
	丸瀬布町	3,922	1,866	2,056	1,213	3.23
	白滝村	2,367	1,202	1,165	700	3.38
	計	30,785	15,173	15,612	9,005	3.42
昭和 55 年	生田原町	3,848	1,873	1,975	1,210	3.18
	遠軽町	21,057	10,474	10,583	6,634	3.17
	丸瀬布町	3,424	1,617	1,807	1,175	2.91
	白滝村	2,099	1,072	1,027	725	2.90
	計	30,428	15,036	15,392	9,744	3.12
昭和 60 年	生田原町	3,606	1,763	1,843	1,173	3.07
	遠軽町	21,143	10,437	10,706	6,861	3.08
	丸瀬布町	2,976	1,402	1,574	1,059	2.81
	白滝村	1,719	881	838	625	2.75
	計	29,444	14,483	14,961	9,718	3.03
平成 2 年	生田原町	3,243	1,581	1,662	1,065	3.05
	遠軽町	19,441	9,385	10,056	6,796	2.86
	丸瀬布町	2,510	1,143	1,367	970	2.59
	白滝村	1,541	782	759	587	2.63
	計	26,735	12,891	13,844	9,418	2.84
平成 7 年	生田原町	3,065	1,499	1,566	1,084	2.83
	遠軽町	18,860	9,126	9,734	7,051	2.67
	丸瀬布町	2,342	1,076	1,266	970	2.41
	白滝村	1,502	798	704	660	2.28
	計	25,769	12,499	13,270	9,765	2.64
平成 12 年	生田原町	2,787	1,376	1,411	1,026	2.72
	遠軽町	18,503	8,941	9,562	7,353	2.52
	丸瀬布町	2,149	993	1,156	948	2.27
	白滝村	1,405	773	632	719	1.95
	計	24,844	12,083	12,761	10,046	2.47
平成 17 年	遠軽町	23,648	11,486	12,162	9,866	2.40
平成 22 年	遠軽町	22,265	10,742	11,523	9,617	2.32

資料：平成 22 年まで各年 10 月「国勢調査」総務省

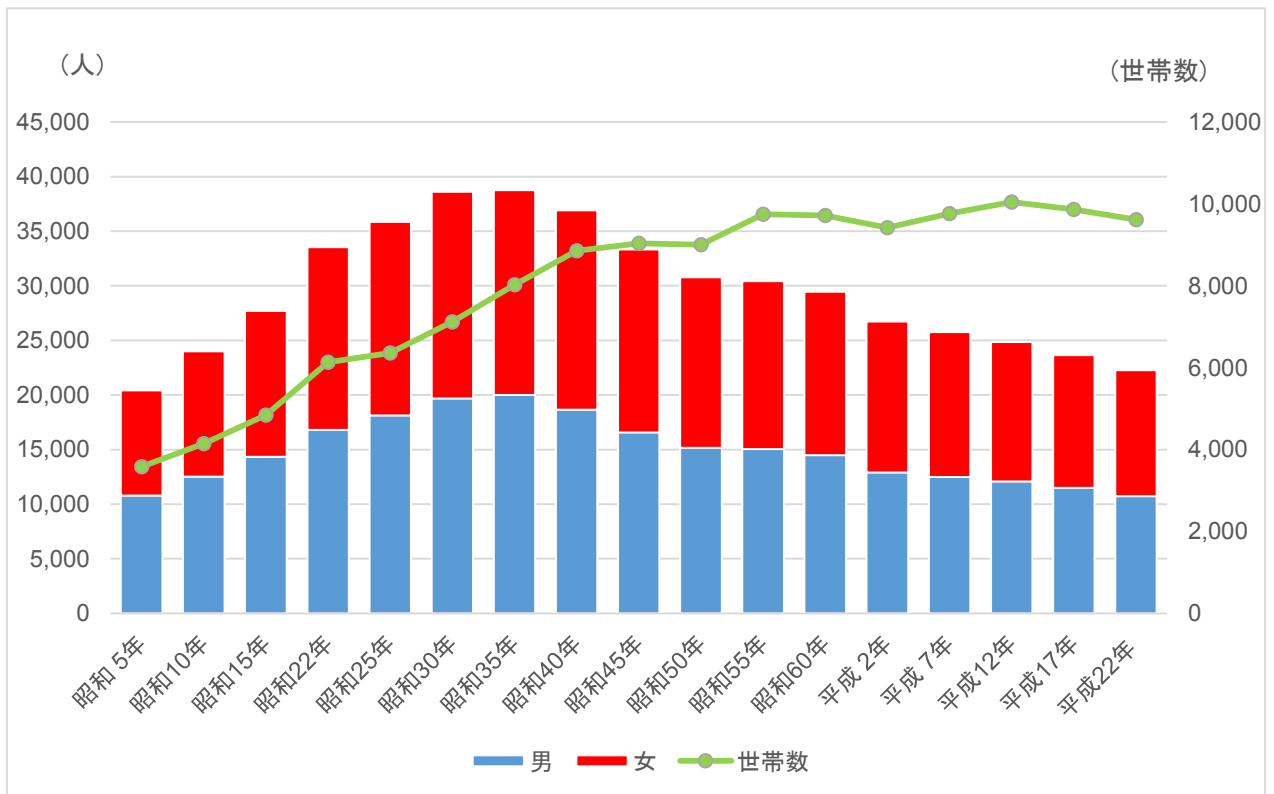


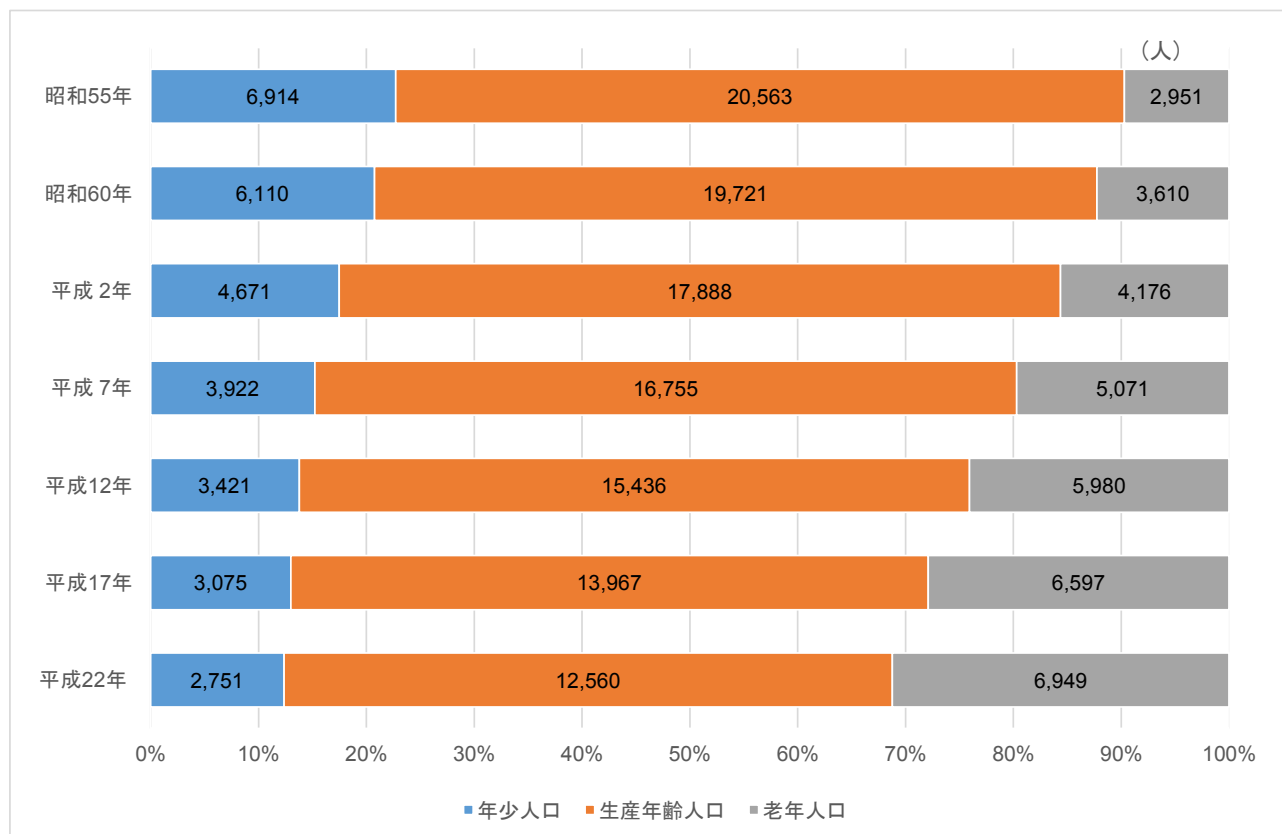
図 2.1 総人口・世帯数の推移 (4 町村合計)

(3) 年齢階層別人口の推移

遠軽町の年齢別階層人口を昭和55年と平成22年（いずれも国勢調査）で比較して見ると、老年人口の増加及び年少人口の減少を示している。

同時期の総人口の減少率26.8%に対して、年少人口で60.2%の減、生産年齢人口38.9%の減、老年人口は135.5%の増加となっており、遠軽町においても高齢化は着実に進行していることを示している。

※年齢別階層人口についてはS55～H12においても4町村の合計数とした。



資料：「国勢調査」総務省

図 2.2 年齢階層別人口の推移

(4) 産業別人口の推移

遠軽町の産業別就業者人口の推移を4町村の昭和50年から平成22年で見ると、総就業者数は昭和55年に14,815人を超えた後、減少傾向となり平成22年には9,781人まで減少した。

就業区分を見ると、第1次産業である農林業が昭和50年の3,277人から平成22年には871人へと減少しており、第2次産業も平成12年までは3,000人台で推移していたものの、平成22年には1,873人と減少している。

これは、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足等により、第2次産業の建設業、製造業への転業と、平成12年から社会経済状況の悪化に伴う第2次産業の低迷の結果である。

第3次産業については、変動はあるものの7,000人以上で推移しており、平成22年には総就業者人口の約70%を占めている。

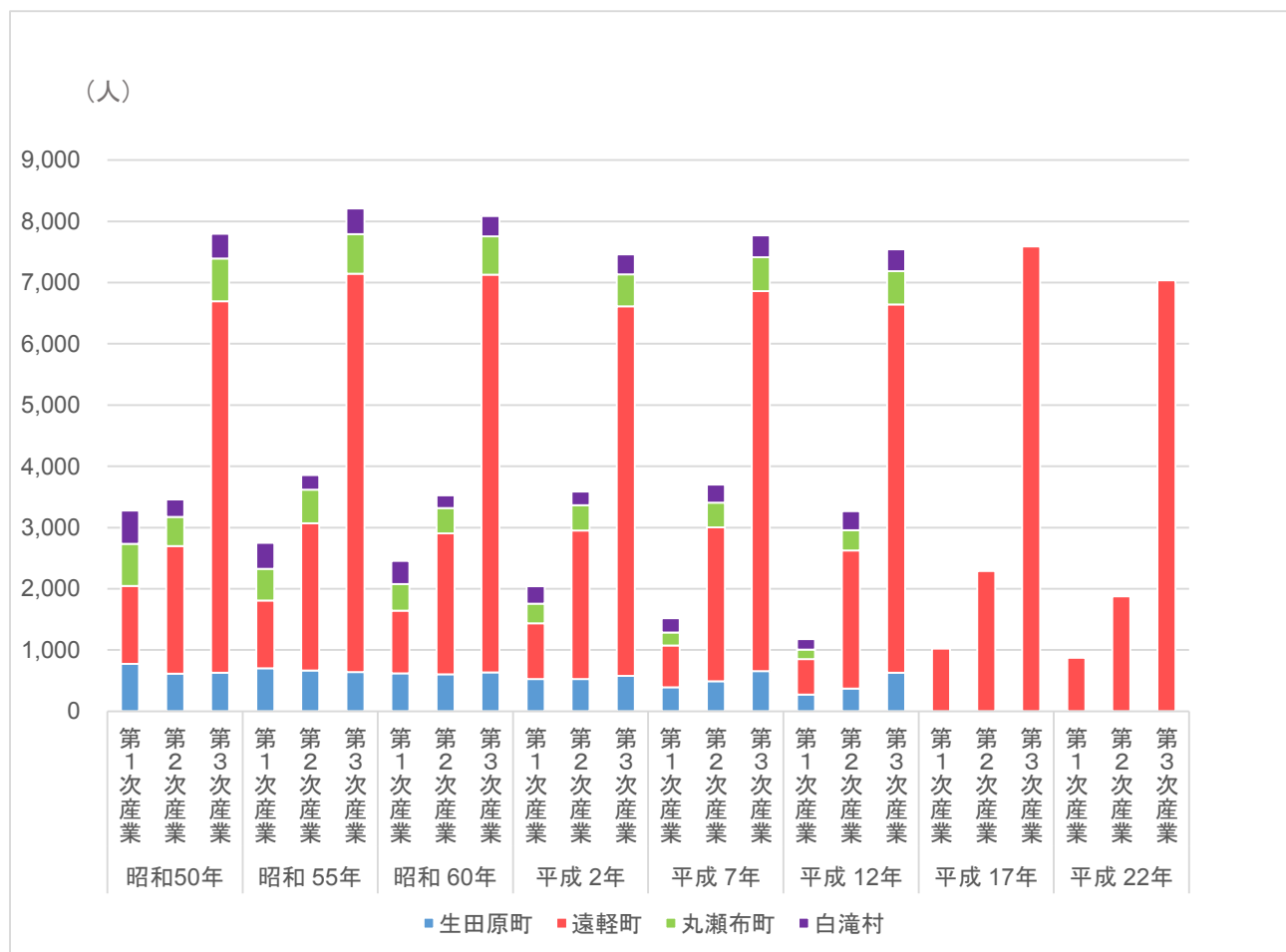
さらに、平成22年における第3次産業の業種別就業者数は卸・小売業1,344人（約19%）、公務1,234人（約18%）、医療・福祉が1,497人（約21%）、サービス業が548人（約8%）となっており、遠軽町の産業構造が商業都市型であることを示している。

表 2.2 産業別就業人口の推移

（単位：人）

年次	地域	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
昭和50年	生田原町	772	611	629	2,012
	遠軽町	1,275	2,088	6,067	9,430
	丸瀬布町	689	473	696	1,858
	白滝村	541	284	406	1,231
	計	3,277	3,456	7,798	14,531
昭和55年	生田原町	703	667	638	2,008
	遠軽町	1,104	2,404	6,507	10,015
	丸瀬布町	518	546	648	1,712
	白滝村	424	240	416	1,080
	計	2,749	3,857	8,209	14,815
昭和60年	生田原町	620	605	636	1,861
	遠軽町	1,022	2,300	6,492	9,814
	丸瀬布町	435	415	629	1,479
	白滝村	378	203	328	909
	計	2,455	3,523	8,085	14,063
平成2年	生田原町	526	524	577	1,627
	遠軽町	911	2,426	6,034	9,371
	丸瀬布町	320	417	523	1,260
	白滝村	283	220	328	831
	計	2,040	3,587	7,462	13,089
平成7年	生田原町	389	490	652	1,531
	遠軽町	687	2,513	6,207	9,407
	丸瀬布町	207	403	555	1,165
	白滝村	235	293	358	886
	計	1,518	3,699	7,772	12,989
平成12年	生田原町	273	372	631	1,276
	遠軽町	576	2,251	6,014	8,841
	丸瀬布町	156	333	542	1,031
	白滝村	173	310	356	839
	計	1,178	3,266	7,543	11,987
平成17年	遠軽町	1,021	2,289	7,588	10,898
平成22年	遠軽町	871	1,873	7,037	9,781

資料：「国勢調査」総務省



資料：「国勢調査」総務省

図 2.3 産業別就業者

産業の現況

(1) 農業

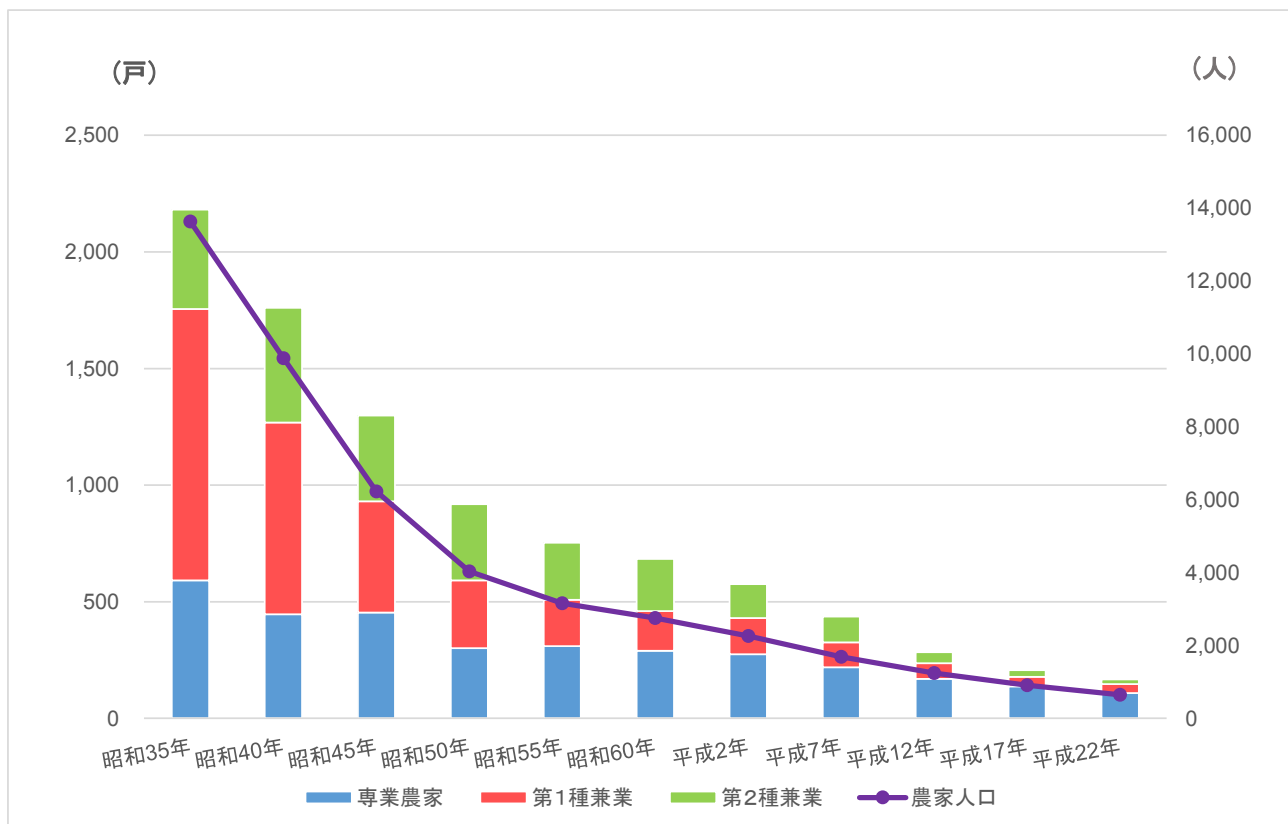
遠軽町の基幹産業である農業は、いつの時代においても地域経済を支えてきたところであり、4町村で昭和35年当時、農家数で2,182戸、農家人口で13,633人であったが、農業者の高齢化と後継者不足が重なった結果、離農が増大して年々減少を続け、平成22年には、それぞれ、167戸、645人まで減少した。

経営形態は、昭和35年当時は水田、畑作が主流を占めていたが、昭和40年代からの稲作転換事業の推進により水田農家の酪農への転換が進んだ結果、離農跡地が酪農家に集約され、また、農作業の機械化が進んだために一戸当たり経営規模は拡大してきた。

表 2.3 農業の推移

(単位：戸・人)

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
農家数	2,182	1,760	1,298	918	753	683	576	436	283	206	167
専業農家	592	446	454	301	310	290	275	219	169	137	109
兼業農家	1,590	1,314	844	617	443	393	301	217	114	69	58
第1種兼業	1,163	823	477	290	199	170	155	107	68	41	38
第2種兼業	427	491	367	327	244	223	146	110	46	28	20
農家人口	13,633	9,887	6,224	4,032	3,157	2,752	2,261	1,686	1,239	910	645



資料：「世界農林業センサス」、「農業センサス」農林水産省

図 2.4 農家数と農業人口の推移

(2) 林業

遠軽町の平成24年における所有区分による森林面積は、国有林98,733ha、町有林3,533ha、民有林14,972haの合計117,238haとなっており、町土の約88%を占め農業と共に遠軽町の基幹産業として地域経済を支えてきた。

近年の林業を取り巻く情勢は、外国産材の輸入による市場価格の低迷、木材使用の減少等により木材加工業の閉鎖が相次ぎ、きわめて厳しい状況にある。

この状況は林業家の意欲の衰退を招き、保育、間伐等の森林施業が停滞して放置林の増大が懸念されている。

表 2.4 森林面積

(単位：ha)

年次	地域	国有林	町有林	民有林	総計
平成13年	生田原町	16,289	1,074	5,834	23,197
	遠軽町	7,906	1,142	6,315	15,363
	丸瀬布町	47,262	609	1,274	49,145
	白滝村	28,588	648	1,804	31,040
	計	100,045	3,473	15,227	118,745
平成14年	生田原町	16,289	1,071	5,840	23,200
	遠軽町	7,906	1,143	6,321	15,370
	丸瀬布町	47,262	611	1,281	49,154
	白滝村	28,588	670	1,728	30,986
	計	100,045	3,495	15,170	118,710
平成15年	生田原町	15,984	1,071	5,827	22,882
	遠軽町	7,687	1,153	6,301	15,141
	丸瀬布町	46,634	611	1,261	48,506
	白滝村	28,109	669	1,725	30,503
	計	98,414	3,504	15,114	117,032
平成16年	生田原町	15,984	1,071	5,824	22,879
	遠軽町	7,687	1,153	6,306	15,146
	丸瀬布町	46,634	610	1,250	48,494
	白滝村	28,109	669	1,726	30,504
	計	98,414	3,503	15,106	117,023
平成17年	遠軽町	98,414	3,493	15,123	117,030
平成18年	遠軽町	98,414	3,492	15,083	116,989
平成19年	遠軽町	98,410	3,501	15,067	116,978
平成20年	遠軽町	98,733	3,496	15,040	117,269
平成21年	遠軽町	98,733	3,496	15,051	117,280
平成22年	遠軽町	98,733	3,489	15,051	117,273
平成23年	遠軽町	98,733	3,533	15,020	117,286
平成24年	遠軽町	98,733	3,533	14,972	117,238

資料：「北海道林業統計」北海道

(3) 工業

遠軽町の工業は、製造品出荷額が工業生産額の90%以上を占める等、製造業が主体となっている。事業所数、従事者数は年々減少しており、特に平成7年以降、木製品製造業の規模縮小及び施設の近代化による従事者数の減少が顕著に現れている。

製造品出荷額は、木材・木製品製造業が主流であったが、林業を取り巻く情勢の悪化に伴い工業出荷額が14%減少し、代わりに農産物の加工製造等、食品製造業が工業出荷額の45%と急激な伸びを示し、その結果、平成12年以降は、従業者数の減少率と比較して出荷額の減少率は微減となっている。

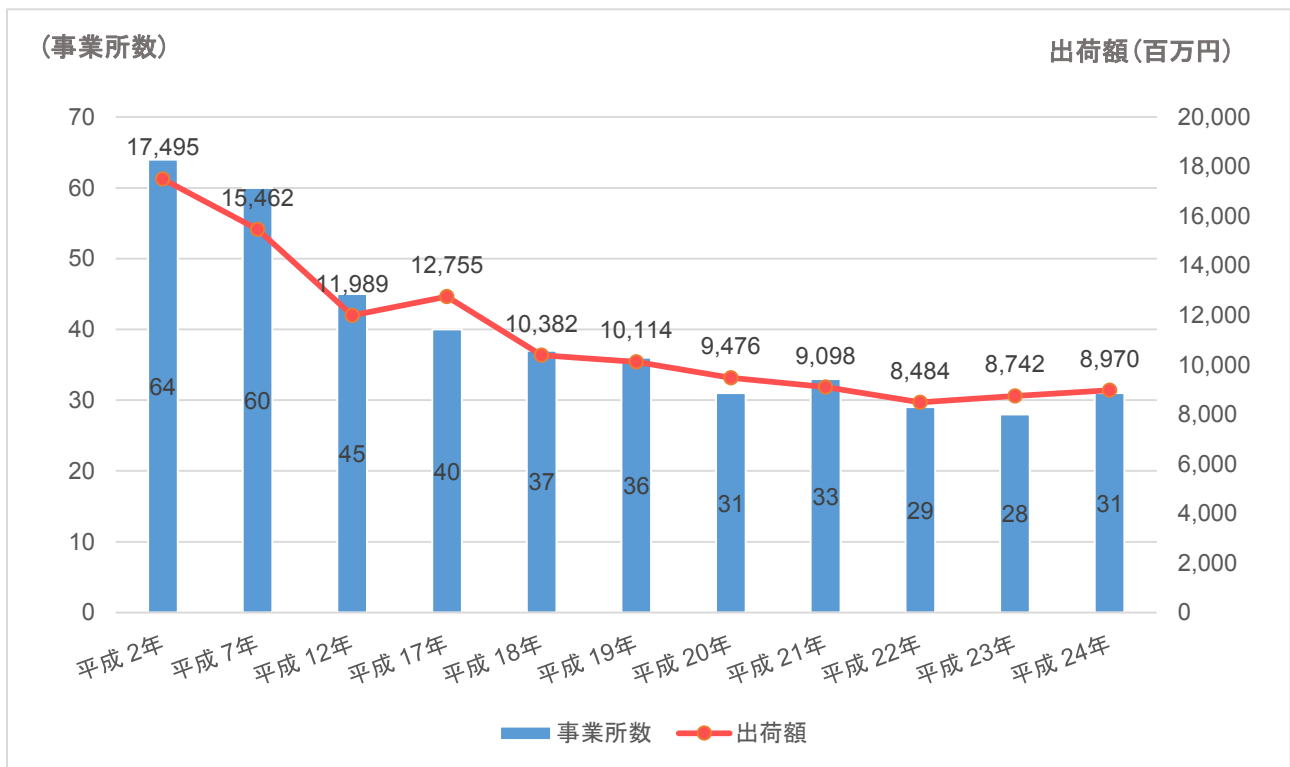
遠軽町の工業は、零細な経営体系が大半を占めているため、今後、設備の近代化、金融面での支援等、経営体質の強化に向けた施策が必要となる。

表 2.5 事業所数及び工業出荷額の推移

(単位：箇所、人、百万円)

年次	地域	事業所数	従業者数	出荷額
平成2年	生田原町	9	338	3,769
	遠軽町	37	802	10,021
	丸瀬布町	10	241	3,195
	白滝村	8	75	510
	計	64	1,456	17,495
平成7年	生田原町	10	317	3,352
	遠軽町	35	768	7,909
	丸瀬布町	8	243	3,422
	白滝村	7	55	779
	計	60	1,383	15,462
平成12年	生田原町	10	187	2,061
	遠軽町	24	449	6,113
	丸瀬布町	6	204	3,153
	白滝村	5	34	662
	計	45	874	11,989
平成17年	遠軽町	40	672	12,755
平成18年	遠軽町	37	652	10,382
平成19年	遠軽町	36	585	10,114
平成20年	遠軽町	31	535	9,476
平成21年	遠軽町	33	585	9,098
平成22年	遠軽町	29	545	8,484
平成23年	遠軽町	28	483	8,742
平成24年	遠軽町	31	554	8,970

資料：「工業統計」、「事業所統計」経済産業省



資料：「工業統計」、「事業所統計」経済産業省

図 2.5 事業所数と工場出荷額の推移

(4) 商業

遠軽町の商業は、まちの総産業生産額に占める割合が最も高く、都市を形成し、拠点としてのサービスを提供する役割を果たしている。

従来は中心市街地の商店街が町民や圏域住民の購買によって活況を呈していたが、近年、モータリゼーション¹の進展と大規模店舗の出店規制の緩和等により、大型スーパー、コンビニエンスストア、沿道型店舗等の進出が相次ぎ、後継者不足や資本不足を背景に既存商店街においては空き店舗、空き地が増加の一途をたどっている。

今後、まち全体としては、町民・圏域住民へのサービス向上を図りながら、既存商店街としては、多様化する住民ニーズに対応して、大型店等が提供しない品揃えとサービス向上を強化し、全体として商業都市の機能と質を高めていくことが重要である。

表 2.6 商店数及び商業販売額の推移

(単位：店、人、百万円)

年次	地域	総数			卸売業			小売業		
		商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
H11	生田原町	43	139	2,540	3	13	924	40	126	1,616
	遠軽町	253	1,553	36,223	29	211	10,126	224	1,342	26,096
	丸瀬布町	36	126	2,051	3	21	339	33	105	1,712
	白滝村	16	53	1,460	—	—	—	16	53	1,460
	計	348	1,871	42,274	35	245	11,389	313	1,626	30,884
H14	生田原町	37	117	1,238	—	—	—	37	117	1,238
	遠軽町	231	1,558	33,581	31	232	7,993	200	1,326	25,589
	丸瀬布町	33	110	1,787	1	9	χ	32	101	χ
	白滝村	16	52	749	—	—	—	16	52	749
	計	317	1,837	37,355	32	241	7,993 + χ	285	1,596	27,576 + χ
H16	生田原町	32	99	1,241	1	2	χ	31	97	χ
	遠軽町	236	1,429	31,587	29	162	6,712	207	1,267	24,874
	丸瀬布町	28	95	1,752	1	5	χ	27	90	χ
	白滝村	15	44	889	1	2	χ	14	42	χ
	計	311	1,667	35,469	32	171	6,712 + χ	279	1,496	24,874 + χ
H19	遠軽町	275	1,622	41,002	31	165	5,468	244	1,457	35,534

資料：「商業統計」経済産業省

¹ モータリゼーション(mortalization)：自動車の急激な普及とそれにとまなう住民の居住・消費・余暇行動等の大きな変化をいう。

(5) 観光

国民の観光行動は、観光ニーズの多様化、女性の社会進出及び労働時間の短縮による余暇時間の増大等を背景として、団体による周遊から個人・小グループ主体の旅行中心に変化してきており、それに伴う交通機関は、自家用車の比率が高く、学習・体験ニーズも高まってきている。

遠軽近郊の観光コースは、滝上、紋別、上湧別、サロマ湖、網走、斜里のオホーツク沿岸及び層雲峡、温根湯の温泉観光地が主流であるが、遠軽町はこれらの観光コースからはずれた位置にあり集客性の高い景勝地や観光施設に乏しいことが長年の課題であった。しかし、平成17年の4町村合併を機に温泉施設をはじめ、「太陽の丘えんがる公園」²「丸瀬布いこいの森」「ちゃちゃワールド」等の観光施設、北海道遺産「森林鉄道蒸気機関車雨宮21号」や「白滝ジオパーク」等の観光資源、「層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ」³への参画等の地域間連携により、町内外から多くの観光客を誘致する等、行政・民間の協働による新たな取り組みを進めているところである。

表 2.7 季節別観光客入り込みの推移

(単位：千人)

年次	地域	春	夏	秋	冬	総計
平成13年度	生田原町	35.9	61.6	22.4	41.0	160.9
	遠軽町	24.0	53.2	7.8	51.8	136.8
	丸瀬布町	30.2	103.8	18.8	24.9	177.7
	白滝村	12.8	40.8	6.8	9.3	69.7
	計	102.9	259.4	55.8	127.0	545.1
平成14年度	生田原町	33.8	57.1	19.6	34.0	144.5
	遠軽町	21.3	58.6	4.6	52.7	137.2
	丸瀬布町	41.1	108.2	14.8	18.5	182.6
	白滝村	3.1	14.7	2.3	7.1	27.2
	計	99.3	238.6	41.3	112.3	491.5
平成15年度	生田原町	25.6	53.0	17.4	27.9	123.9
	遠軽町	22.7	102.7	7.0	46.2	178.6
	丸瀬布町	34.1	100.1	13.6	15.3	163.1
	白滝村	12.0	39.7	10.8	16.5	79.0
	計	94.4	295.5	48.8	105.9	544.6
平成16年度	生田原町	32.3	49.7	16.4	28.7	127.1
	遠軽町	15.4	62.9	17.9	69.2	165.4
	丸瀬布町	28.8	104.8	13.7	14.4	161.7
	白滝村	18.3	49.1	10.6	16.6	94.6
	計	94.8	266.5	58.6	128.9	548.8
平成17年度	遠軽町	80.1	303.5	57.7	81.8	523.1
平成18年度	遠軽町	84.4	264.3	53.8	102.5	505.0
平成19年度	遠軽町	58.2	207.1	40.7	80.9	386.9
平成20年度	遠軽町	56.5	189.1	40.0	74.2	359.8
平成21年度	遠軽町	60.4	198.7	36.0	66.9	362.0
平成22年度	遠軽町	61.8	229.5	40.4	73.6	405.3
平成23年度	遠軽町	55.0	201.9	34.4	59.6	350.9
平成24年度	遠軽町	48.3	178.3	31.4	57.3	315.3
平成25年度	遠軽町	42.5	184.5	30.5	51.7	309.2

資料：「北海道観光入込客数報告書」北海道

² 「太陽の丘えんがる公園」：都市計画決定されている「遠軽公園」および虹のひろばを含む一帯を指す。

³ シーニックバイウェイとは地域に暮らす人が主体となり、企業や行政と手をつなぎ、個性的で活力ある地域づくり、景観づくり、魅力ある観光空間づくりを目指す取り組み。遠軽町は「層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ」（候補ルート）に属している。

5. 上位計画

遠軽町まちづくり構想は、上位計画を「第2次遠軽町総合計画」並びに北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とし、主たる内容は以下のとおりである。

「第2次遠軽町総合計画」

計画目標年次

平成27年度～平成36年度（10年間）

まちの将来像

もりとみず 森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち

まちづくりの大綱（基本計画）

基本方針 1.人と自然に思いやりのあるまちづくり

基本目標 1.自然とともに生きるまちづくり

- ・ 便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず「自然を大切に」まちづくりに取り組みます。

基本目標 2.快適な生活空間づくり

- ・ 地域の実情に沿った利便性の向上のため、ユニバーサルデザインを推進します。
- ・ 今あるインフラを大切に生かし、高速交通網の延伸も踏まえ、計画的な交通道路ネットワークの構築を図ります。
- ・ 人にも自然にも思いやりのある道路環境の整備に取り組みます。
- ・ 安心して町民が町内で暮らせるために交通ネットワークの維持及び存続に取り組みます。
- ・ 圏域の要衝となる交通ネットワークの維持及び構築に取り組みます。
- ・ 高度化し続ける情報・通信技術に対応できるよう、通信環境や基盤の整備、及び情報化に対応できる知識の普及に努めます。

基本方針 2.安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり

基本目標 1.快適でうるおいのある生活環境づくり

- ・ 人口の減少に伴い、空家対策や住宅の適正管理に取り組み、良好なまちなみづくりを進めます。
- ・ 多様な入居者の特性や趣向を踏まえ、公共賃貸住宅の整備や利便性の向上と、適切な維持管理に努めます。
- ・ 調和のとれた美しいまちなみづくりを進めます。
- ・ 美しい景観を将来に引き継いでいくため、環境美化や景観に対する町民意識の高揚を図ります。
- ・ 安全・安心な水を安定供給するため、水道施設の計画的な整備と効率的な維持管理を進めま

す。

- ・効率的な水道事業運営を進め、計画的で健全な事業経営に努めます。
- ・下水道計画区域内での計画的な下水道整備を推進するとともに、未整備地区の効率的な下水処理対策に取り組みます。

基本目標 2.安心して安全に暮らせる住み良いまちづくり

- ・消防・救急体制を強化するため、消防団への加入促進や装備、資機材の充実に取り組みます。
- ・火災を未然に防ぐ意識や救急時の対応に関する知識の普及に努めます。
- ・自助、共助等災害に対する町民意識の高揚や防災体制の整備、強化に取り組みます。
- ・交通事故の発生を防止するため、交通安全教育の充実に取り組むとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・関係機関との連携による防犯体制の強化、詐欺被害の防止や防犯意識の向上に関する啓発活動を進めます。

基本目標 3.環境を保全し、衛生的なまちづくり

- ・ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、循環型社会システムづくりに取り組みます。
- ・処理施設の整備・更新と適切な維持管理に努めます。
- ・地球規模での環境保全に対する意識を高め、地球温暖化の抑制につながる取り組みを進めます。
- ・公害の監視や害虫防除等、環境衛生対策の充実に努めます。
- ・町営墓地については、墓地所有者の把握と適正な管理に努めます。

基本方針 3.活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり

基本目標 1.地域の資源をいかした産業のまちづくり

- ・うるおいとゆとりが感じられ、強く魅力ある農業をつくります。
- ・魅力を向上させることで担い手の確保を図り、持続可能な農業を目指します。
- ・計画的で将来性のある森林整備を進めます。
- ・林業経営基盤の安定と担い手の育成・確保を図ります。
- ・森林の公益的機能の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会を確立します。
- ・企業のニーズを把握し、効果的な情報発信を進めます。
- ・地域資源と交通ネットワークの優位性を生かした企業誘致活動を進めます。

基本目標 2.魅力的で活気あふれる商工業・観光づくり

- ・町民が魅力を感じ、足を運びたいような活気ある商店街をつくります。
- ・チャレンジ精神を持つ事業者を積極的に支援します。
- ・地域にお金が循環し、商工業がうるおうまちづくりを進めます。
- ・商工業団体等と連携し、協働するまちづくりを進めます。
- ・地域の魅力と資源を生かし、まちがうるおう観光地づくりを推進します。
- ・地場産業を生かした特産品の開発と地域ブランド化を進めます。
- ・若者から高齢者までが満足できる、魅力あふれるイベントづくりを進めます。

基本目標 3.安心して働ける環境づくり

- ・地場産業の育成と企業誘致を進め、新たな雇用の場を創出します。
- ・若者が働ける場をつくり、女性や高齢者、障がい者の雇用環境を整備します。

- ・ 多様化する職業と就業ニーズに対応した、職業能力の開発を推進します。

基本方針 4.住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり

基本目標 1.安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ・ 健康診断や検診への参加を呼び掛け、病気の予防と早期治療を促します。
- ・ 遠軽町健康づくり推進委員による健康づくり活動を支援します。
- ・ 母親の不安解消のため、母子保健に関するサポート体制を充実します。
- ・ 住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めます。

基本目標 2.住み慣れた場所でだれもがいきいきと暮らせるまちづくり

- ・ 地域のニーズを反映した地域福祉計画を策定し、それに基づいた取り組みを推進します。
- ・ 関係機関や団体と連携し、地域ぐるみでささえ合う体制を充実します。
- ・ 子ども、保護者のニーズに合った育児環境づくりや支援策の充実に努めます。
- ・ 子どもたちが安心して遊べる環境づくりに取り組みます。
- ・ 高齢者の生活実態を把握しニーズを反映した高齢者福祉を計画的に進めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って健康に暮らせる環境づくりを支援します。
- ・ 障がい者（児）が地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・ 障がい者（児）が生活する上でバリアのない環境をつくります。
- ・ 疾病予防や重症化対策を推進し給付費を抑制するとともに、滞納対策等により保険料収入の確保に努めます。

基本方針 5.文化を守り、未来につなげるふるさとづくり

基本目標 1.ふるさとをささえる人づくり

- ・ 地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育みます。
- ・ 子どもが安全・安心に学習できる環境整備に努めます。
- ・ 学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信等家庭教育の支援に努めます。
- ・ 父母や親子の交流等を通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供していきます。
- ・ 「生きる力」と「郷土を愛する心」を持ったふるさとをささえる人づくりを進めます。
- ・ 各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めます。
- ・ 指導者登録制度を充実させ、各団体の活動の支援に努めます。

基本目標 2.文化の薫りあふれるまちづくり

- ・ 生涯学習活動の拠点となる施設について、計画的な修繕や更新を行っていきます。
- ・ 町民のニーズに即した図書サービスの充実や図書館運営に努めます。
- ・ 芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を目指します。
- ・ 各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めます。
- ・ いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めます。
- ・ 各体育関係団体と連携して、スポーツ教室や大会の開催等参加の場と機会の充実を図ります。
- ・ スポーツ大会・合宿の受け入れ体制をより一層充実させ、交流人口の拡大に努めます。

基本目標 3.ふるさとを愛する心づくり

- ・ 各種文化財を適切に保護・保全し、後世に継承するとともに、地域の宝として町内外に積極的に発信し、これからの未来につなげるための活用を進めます。
- ・ 先人や郷土出身者の精神を継承し、ふるさとを愛する心づくりを進めます。
- ・ 国際化に対応した人材育成やまちづくりを進めます。
- ・ ふるさと会や友好都市等との交流を進め、地域の活性化と誇りと愛着を持てるふるさとづくりにつなげます。

基本方針 6.町民と町が気軽に対話できるまちづくり

基本目標 1.町民とつくるパートナーシップのまちづくり

- ・ 町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組みます。
- ・ 関係団体と連携し、自衛隊の体制維持に取り組みます。
- ・ コミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めます。

基本目標 2.町民に開かれた役場づくり

- ・ PDCA サイクルにより各種事業を管理し、目的達成に向け取り組みます。
- ・ 行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努めます。
- ・ 持続可能な財政運営に向け、身の丈に合った財政運営を行うとともに、安定した財政基盤を確立します。

土地利用の方向

①都市地域

都市地域は「都市計画用途地域」と用途地域以外のそれぞれの地域において、町民の利便性や安全性に配慮した土地利用に努めます。

【都市計画用途地域】

- ・ 土地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、機能的な都市基盤を整備しつつ、今後、新たに必要とされる宅地の適正な開発を誘導していきます。
- ・ 計画的に都市計画用途地域の見直しを行い、住居系地域、商業系地域、工場系地域等を適正に配置し、自然環境と調和のとれた都市機能を確保します。
- ・ 郊外への無秩序な都市地域の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、コンパクトなまちづくりを進めます。

【都市計画用途地域以外】

- ・ それぞれの地域の特性を活かし、住環境のさらなる向上と各地域の市街地の活性化等、地域として一体性を持った土地利用を進めます。

②農業地域

農地は、将来にわたり食料を安定的に供給するための重要な生産基盤です。

このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、土

地の基盤整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

③森林地域

森林は、地球温暖化防止をはじめ、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源かん養機能、土砂流出や崩壊を防止する国土保全機能等、多くの公益的機能を持っています。また、間伐材等の未利用残材を使った木質バイオマスエネルギーの利用等森林の持つ役割は、今後も高まることが想定されます。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、計画的な森林の保全管理と整備を進めます。

④観光・レクリエーション地域

芸術、文化及びスポーツ等の活動や多様化する観光ニーズ等に対応するため、既存施設の充実を図るとともに、新たなニーズに対応した施設等の整備に必要な用地の確保に努めます。

また、北海道遺産や景勝地をはじめとした本町の貴重な観光資源の適正な保全に努めるとともに、高速交通網の整備を踏まえた広域連携による観光ゾーンの形成等、観光者や交流人口の拡大を促進する利用を進めます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範囲	規模
遠軽都市計画区域	遠軽町	行政区域の一部	約 1,985ha

2. 都市づくりの基本理念

(1) 都市の現状と課題

遠軽町は、オホーツク連携地域のほぼ中央に位置しており、湧別川に瀬戸瀬川、生田原川及びサナブチ川が合流し、そこに広がる肥沃な大地を背景に、農林業や鉄道の要衝として市街地が形成されてきた。

また、平成 17 年には、旧遠軽町、旧生田原町、旧丸瀬布町及び旧白滝村が合併し、遠軽町が設置されたところである。

産業については、農林業を基幹産業として発展してきたが、農産物の輸入の増加、農畜産物価格の低迷、外国産木材の輸入の増加などの影響を受け、低迷してきており、今後も大きな発展は期待できないことから、現在の農地・森林が有する公益的機能を生かし、自然環境と調和した田園都市の形成を図ることが求められる。

さらには人口の減少、世帯規模の縮小、高齢化の進行などを踏まえたまちづくりへの転換、モータリゼーションの進展を背景とした購買力の流出などに伴う中心市街地の空洞化に対応したまちづくりを進める必要がある。

(2) 都市づくりの基本理念

遠軽町では、森林、清流などの豊かな自然に包まれ、「絆」を大切に、住民が一体となって、「いきいきとしたふるさと・遠軽」を育てていくことを理念とし、まちづくりの目標として次の6つを掲げている。

- ・豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ・安全・安心で住みごちの良いまちづくり
- ・元気な産業と活力あるまちづくり
- ・健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり
- ・いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり
- ・みんなで進める協働のまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえると共に、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応

した低炭素型都市構造への転換を目指す。

Ⅱ. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、空き店舗・空き地の増加による商業業務機能の衰退、にぎわいの喪失などが課題となっている。また、市街地の一部で宅地開発が進む一方、効率的な土地利用が図られていない大規模な街区があることなどが土地利用における課題となっている。

このため本区域においては、人口の減少、少子高齢社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

①住宅地

- ・本区域の住宅地においては、地域特性に応じて地区計画等の活用や各種事業の導入を図ることにより、安全で安心して暮らせるゆとりある住環境の形成を図ることとし、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・南町地区及び西町地区には、低層住宅を中心とした専用住宅地を配置し、田園環境や自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・中心商業業務地周辺の一般住宅地においては、利便性の高さを生かし、低・未利用地の活用により、公営住宅や民間賃貸住宅など多様な住宅の誘導を図る。
- ・その他の一般住宅地においては、現在の土地利用を基本としながら、街並み景観の形成や周辺環境との調和の図られた良好な住宅地の形成を図る。

②商業業務地

- 本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- JR遠軽駅前の3・3・1号大通（国道242号）沿道を中心に中心商業業務地を配置し、中心的な生活交流拠点機能を担う空間として、機能と快適性の向上や歩行者空間のバリアフリー化整備などを進める。
- 3・3・1号大通（国道242号）北側沿道には、中心商業業務地と一体的に沿道商業業務地を配置し、背後地である住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス系土地利用を図る。

③工業地

- 学田地区及び南町地区東部・南部には一般工業地を配置し、工業系土地利用の誘導や地場産業の振興・活性化を図る。
- 3・3・1号大通（国道242号）沿道には、沿道型工業施設の集積を図る一般工業地を配置し、背後地の住宅地の住環境に配慮しつつ、交通利便性の高さを生かした工業系土地利用を図る。

（2）土地利用の方針

①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- 工場跡地などで住宅地としての土地利用の進む工業地については、住居系用途地域へ見直し、良好な住環境の形成を図る。
- 旭川紋別自動車道の延伸に伴い、今後整備が予定されている（仮称）遠軽豊里インターチェンジへのアクセス道路となる国道242号沿道については、交通利便性の高さを生かした流通業務施設や沿道サービス施設の立地を誘導するため、工業地への用途転換を図る。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

- 西町地区の専用住宅地においては、住民の意向や地域の特性等に応じた事業手法の導入により、行き止まり道路等の解消を図り、安全で安心して暮らせるゆとりある住環境の形成を図る。
- 南町地区の専用住宅地においては、地区計画等の活用により、区画道路やオープンスペース、緑地などが確保された、良好な街区の形成、維持を図る。
- 学田地区の一般住宅地においては、老朽化した公営住宅の改善や歩行者に配慮した区画道路の整備などを進め、緑を生かしたゆとりある住環境の形成、維持を図る。

③優良な農地との健全な調和に関する方針

- 本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等、各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

④災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 西町1丁目の急傾斜地危険区域については区画の整序と併せ、必要に応じて崩落防止対策を図る。

⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地より西に広がる丘陵は、自然環境・環境保全・景観形成の観点から重要な「みどり」であり、今後とも維持・保全を図る。

⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 西町地区及び南町地区の用途白地地域で民間事業者の開発行為等により既に住宅地が形成されている地区については、建築物の用途の混在による既存の住環境の悪化等を防ぐため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。
- ・ 旭川紋別自動車道の延伸に伴い、今後整備が予定されている（仮称）遠軽豊里インターチェンジへのアクセス道路となる国道242号沿道の用途白地地域のうち既に都市的土地利用の進展が見られる地区については、交通利便性の高さを生かした流通業務施設や沿道サービス施設の立地を誘導するため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。
- ・ 福路地区にある用途白地地域の町有地については、えんがる温水プールの整備が行なわれているが、今後の土地利用の動向や周辺環境への影響等を踏まえ、必要に応じて土地利用の整序を図る。
- ・ 市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

①基本方針

a 交通体系の整備の方針

遠軽町は、オホーツク連携地域のほぼ中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・オホーツク圏域の地域中心都市として、物流拠点及び広域観光や観光産業の振興を目指した道路網形成に配慮する。
- ・長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面、次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成 17 年（基準年）	平成 32 年（目標年）
幹線街路網密度	1.95km/km ²	2.48km/km ²

②主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路 旭川紋別自動車道が計画されていることから、アクセス道路の検討を行う。
- ・3・3・1号大通（国道242号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線、一般道道遠軽停車場線）、3・4・5号鴻之舞通（主要道道遠軽雄武線）、3・4・6号高校通（一般道道遠軽安国線）、及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線、一般道道遠軽停車場線）に、JR石北本線遠軽駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

（2）下水道及び河川

①基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は平成 17 年で 75.4%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

②主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・遠軽公共下水道については、学田地区に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

- ・湧別川、生田原川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

③主要な施設の整備目標

a 下水道

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

b 河川

- ・湧別川及び生田原川の河川改修の促進を図る。

(3) その他の都市施設

①基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、遠軽町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 市場

- ・遠軽卸売市場については、今後ともその機能の維持を図る。

②主要な施設の配置の方針

a 市場

- ・遠軽卸売市場については学田地区に配置し、今後ともその機能の維持を図る。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

遠軽町では、市街地西部に丘陵樹林地帯が広がり、市街地中央にそびえる瞰望岩を含めた地域が都市計画公園として整備され、市街地と一体となった景勝の地を成している。また、市街地中央を貫流する湧別川の一部で構成される湧別川河川緑地を骨格とし、良好な自然環境を形成している。

この緑地の形に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、局地的豪雨、竜巻、火災等の諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を生かした多彩な公園、緑地等の適正な配置、整備を図ることとし、遠軽公園、遠軽スポーツ公園、湧別川河川緑地などの配置、整備を図る。
- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・湧別川、生田原川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・公園施設の長寿命化を図りながら、改築更新に努める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という）などの策定に努める。
- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。

6. 都市計画の現況

地域地区

(1) 都市計画区域

遠軽町の都市計画区域は昭和 27 年 7 月、行政区域全域をもって指定した。その後、将来の市街地の発展傾向、人口動態等を勘案し、昭和 43 年 7 月に見直しを行い、区域を市街地周辺に縮小し、さらに昭和 56 年 7 月、平成 4 年 3 月に市街地の拡大、土地利用計画について検討を加え、変更し、現在に至っている。また、白地地域については、平成 16 年 3 月に建築形態制限の指定を行った。

表 2.8 都市計画区域の沿革

年月日	告示等	事項	面積
S27.7.16	建設省告示第 963 号	行政区域全域を指定	208.95km ²
S43.7.24	建設省告示第 2018 号	指定区域の縮小	1,461ha
S56.7.20	北海道告示第 1591 号	拡大変更	1,948ha
H4.3.31	北海道告示第 476 号	拡大変更	1,985ha
H16.3.2	北海道告示第 232 号	白地地域の建築形態制限の指定	1,985ha

(2) 用途地域

遠軽町の用途地域は、昭和 43 年 12 月に決定され、住居地域、商業地域、準工業地域の 3 区分の指定であった。

昭和 48 年 8 月市街地の拡大により指定区域の拡大と合わせ、従来の用途区分を細分化し、住居地域を第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域に分類、商業地域を商業地域と近隣商業地域に分類し、都市計画公園地域を追加した。

また、昭和 58 年 7 月学田・向遠軽・清川の一部を拡大、平成 3 年福路地区を拡大、平成 4 年 8 月用途区分の見直し、昭和 61 年、平成 7 年、14 年、16 年に用途区分の変更を行い、現在に至っている。

表 2.9 用途地域指定の沿革

年月日	告示等	内容	面積
S43.12.28	建設省告示第 3,851 号	用途 3 区分指定	347.5ha
S48.8.28	遠軽町告示第 32 号	拡大	451.0ha
S58.7.5	遠軽町告示第 20 号	拡大	615.0ha
S61.3.19	遠軽町告示第 5 号	用途区分の変更	615.0ha
H3.3.28	遠軽町告示第 18 号	拡大	617.0ha
H4.8.31	遠軽町告示第 24 号	用途区分の見直し	617.0ha
H7.7.1	遠軽町告示第 19 号	用途区分の変更	636.6ha
H14.12.27	遠軽町告示第 44 号	用途区分の変更	636.6ha
H16.7.20	遠軽町告示第 37 号	用途区分の変更（現行）	636.6ha

表 2.10 用途地域の基準

種別	面積 (ha)	建築物の延べ面 積の敷地面積に 対する割合 (%)	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合 (%)	外壁の後 退距離の 限度 (m)	建築物高 さの限度 (m)	敷地面積 の最低限 度 (m ²)	構成比 (%)
第1種低層 住居専用地域	約139	60以下	40以下	-	10	-	21.8
第1種中高層 住居専用地域	約97	200以下	60以下	-	-	-	15.2
第2種中高層 住居専用地域	約96	200以下	60以下	-	-	-	15.1
第1種住居地域	約137	200以下	60以下	-	-	-	21.5
第2種住居地域	約43	200以下	60以下	-	-	-	6.8
近隣商業地域	約20	300以下	80以下	-	-	-	3.2
商業地域	約6.6	400以下	80以下	-	-	-	1.0
準工業地域	約98	200以下	60以下	-	-	-	15.4
合 計	約636.6	-	-	-	-	-	100.0
用途地域の指定のない区域内の建築物に関する数値指定							
遠—1	約965.4	200以下	60以下				
遠—2	約383	50以下	30以下				

(3) 都市計画区域・用途地域内人口の推移

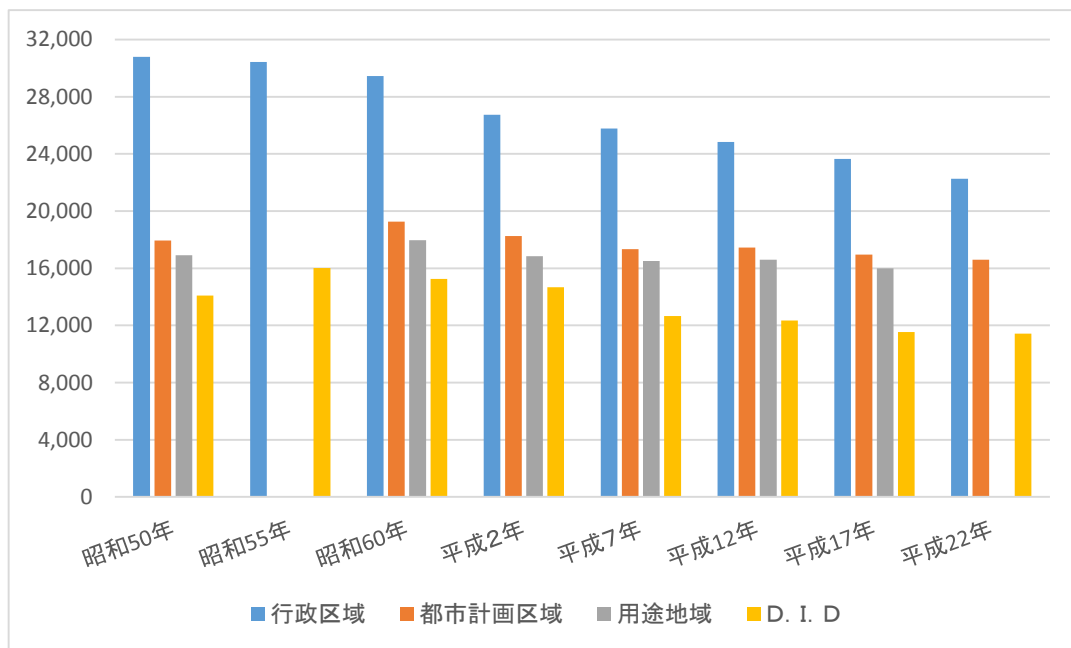
都市計画区域内人口は、昭和50年17,935人（行政区域内人口比58%）であったが、平成22年度には16,594人（同75%）となっている。

用途地域内人口については昭和50年の16,908人（55%）から増加しており、都市計画区域内とりわけ用途地域内に人口が集中している。

表 2.11 都市計画区域内及び用途地域内人口の推移

(単位：人・%)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
調査基準日	S50.10.1	S55.10.1	S60.10.1	H3.10.1	H8.10.1	H13.10.1	H17.10.1	H22.10.1
行政区域	30,785	30,428	29,444	26,735	25,769	24,844	23,648	22,265
都市計画区域	17,935	-	19,256	18,247	17,338	17,440	16,995	16,594
用途地域	16,908	-	17,964	16,841	16,508	16,586	15,998	-
都市計画区域内 人口集中度	58.26	-	65.40	68.25	67.28	70.20	71.70	74.53
用途地域内 人口集中度	54.92	-	61.01	62.99	64.06	66.76	67.65	-
D . I . D	14,083	16,009	15,255	14,665	12,661	12,339	11,536	11,425



資料：「国勢調査」総務省、「住民基本台帳」、「都市計画現況調査票」遠軽町

図 2.6 都市計画区域内及び用途地域内人口の推移

(4) 準防火地域

遠軽町の用途地域内における商業地域を中心に、火災延焼防止を目的として準防火地域が指定されている。当地域は昭和 48 年に当初決定して以来、昭和 58 年に用途地域の変更に伴い一部拡大を行い、面積 23.4ha が都市計画決定されている。

表 2.12 準防火地域の内容

区分	面積	指定用途地域	決定内容		
準防火地域	23.4ha	商業地域 近隣商業地域	昭和48年8月28日 昭和58年7月5日	18.8ha 23.4ha	当初決定 拡大決定

資料：「遠軽町の都市計画（平成 26 年度版）」遠軽町

(5) 特別工業地区

遠軽町の用途地域内における特別工業地区は、土地利用の適正化及び効率化を図るため必要な建築物の建築制限または禁止を行い、地域住民の生活環境の保全に資することを目的として平成 7 年 7 月 1 日に決定されている。

表 2.13 特別工業地域の内容

区分	面積	特別用途地区	決定内容		
特別工業地区	8.0ha	特別工業地区	平成7年7月1日	8.0ha	当初決定

資料：「遠軽町の都市計画（平成 26 年度版）」遠軽町

都市施設

(1) 都市計画道路

遠軽町の都市計画道路は、10路線、総延長19,970mが計画決定されており、現在、14,160mが整備済みで整備率は約71%となっている。路線別の整備状況は中学校通、岩見通、南ヶ丘通が一部整備済み、東1線通は未整備であり、その他の路線は整備済みである。

表 2.14 都市計画道路の概況

(単位：m,%)

名称		計画		実績	
番号	道路名称	幅員	延長	整備済	進捗率
3・3・1	大通	22	4,850	4,850	100
3・4・2	停車場通	18	2,380	2,380	100
3・4・3	役場通	18	420	420	100
3・4・4	東1線通	18	2,940	0	0
3・4・5	鴻之舞通	18	550	550	100
3・4・6	高校通	18	1,090	1,090	100
3・4・7	野上通	18	1,550	1,550	100
3・5・8	中学校通	14	730	420	58
3・6・9	岩見通	11	3,430	2,120	62
3・4・10	南ヶ丘通	18	2,030	780	38
合計			19,970	14,160	71

資料：「遠軽町経済部建設課より」

(H27. 3. 31 現在)

(2) 都市計画公園

遠軽町の都市計画公園は、街区公園 10ヶ所 1.95ha、近隣公園 1ヶ所 2.04ha、総合公園 1ヶ所 45.76ha、運動公園 1ヶ所 10.00ha、湧別川河川緑地公園 156.80ha が計画決定されている。

表 2.15 都市計画公園の概況

(単位：ha,%)

名称		種別	位置	計画面積	供用面積	進捗率
番号	公園名					
2・2・1	西町公園	街区	西町3丁目	0.26	0.26	100.00
2・2・2	末広公園	街区	西町3丁目	0.15	0.15	100.00
2・2・3	山の手公園	街区	西町2丁目	0.16	0.16	100.00
2・2・4	大角公園	街区	南町4丁目	0.10	0.10	100.00
2・2・5	豊里公園	街区	豊里	0.17	0.17	100.00
2・2・6	東海林公園	街区	南町3丁目	0.13	0.13	100.00
2・2・7	大通公園	街区	大通南4丁目	0.20	0.20	100.00
2・2・8	中央公園	街区	1条通北3丁目	0.15	0.15	100.00
2・2・9	遠藤公園	街区	2条通北8丁目	0.10	0.10	100.00
2・2・10	西町2丁目公園	街区	西町2丁目	0.53	0.53	100.00
	合計			1.95	1.95	100.00
3・3・1	みなみ公園	近隣	福路1丁目	2.04	0.28	13.73
	合計			2.04	0.28	13.73
5・6・1	遠軽公園	総合	西町1丁目	45.76	45.76	100.00
	合計			45.76	45.76	100.00
6・4・1	えんがるスポーツ公園	運動	東町1丁目	10.00	10.00	100.00
	合計			10.00	10.00	100.00
1	湧別川河川緑地	都市緑地	40号線～32号線	156.80	21.21	13.53
	合計			156.80	21.21	13.53
	総計			216.55	79.20	36.57

資料：「遠軽町経済部建設課より」

(3) 公共下水道

遠軽町の公共下水道は、都市計画法に基づく都市施設として遠軽処理区を有している。平成26年度末の下水道整備状況は、認可区域658.5haに対して整備面積475.1haで整備率は72.1%となっている。

表 2.16 平成26年度末の下水道事業計画及び整備状況（概要）

項目	遠軽処理区
下水道種別	公共
全体計画目標年	平成30年度
認可終了年月日	平成31.3.31
全体計画区域面積（ha）	658.5
認可区域面積（ha）	658.5
計画人口（人）	15,400
認可人口（人）	15,400
整備区域面積（ha）	475.1
整備率（%）	72.1
全体計画区域内人口（人）	15,357
普及人口（人）	13,892
普及率（%）	90.5

(4) その他都市計画施設

○市場

遠軽町の都市計画市場は、昭和44年4月に遠軽卸売市場を施行者とし、名称(株)丸千遠軽魚菜卸売市場として操業されている。

表 2.17 都市計画市場（丸千遠軽魚菜卸売市場）

決定事項	位置	決定年月日	許可番号
遠軽卸売市場位置の決定	大通北9丁目2	昭和44年4月11日	建設省告示 第1405号

資料：「遠軽町の都市計画（平成26年度版）」遠軽町

7. 住民の満足度と今後のまちづくりへの期待

【第2次遠軽総合計画アンケートより】

第2次遠軽町総合計画の策定にあたり、町民の皆さんが日ごろの暮らしや生活環境をどのように感じているのかをはじめ、これまでのまちづくりへの評価や今後の遠軽町への期待、意見等を把握するため、町内在住の20歳以上の町民から無作為に抽出し、3,000名を対象とした「住民アンケート調査」と遠軽高等学校3年生を対象とした「高校生アンケート調査」を実施し、次のような結果が得られた。

【まちづくり分野の満足度と重要度の関係】

満足度と重要度の関係	傾向が見られる項目
満足度が低く、重要度が高い (現状に不満を持ち、今後の重要性を指摘)	町内の医療体制の充実 除排雪の充実 商工業の振興、企業の誘致(雇用・就業の場の確保) 鉄道やバス等の公共交通機関の充実 観光・レクリエーションの振興
満足度が高く、重要度も高い (現状を評価しているものの、今後の重要性も指摘)	自然環境(の保全)
満足度が高く、重要度は低い (現状に一定の満足感があり、今後の重要性が高くない)	上水道の整備 交通安全への対策 ごみ処理 防災への対策

- 遠軽町は「生活するのに安心・安全」「自然や風景が美しい」との評価は高いが、「活気を感じる」「まちづくりに個性や特色が見られる」ことへは評価が低い

現在の遠軽町の印象を尋ねた結果で最も印象(評価)が高かったのは「生活するのに安心・安全なまち」で、その理由として、災害や交通事故、犯罪等が少なく安心であるということ、防災対策の満足度が高いこと等であった。

続いて評価が高かったのは「自然や風景が美しいまちである」で、町の面積の約9割を占める豊かな森林資源や、町内を縦貫して流れる湧別川や生田原川の清流があること等、自然に恵まれた環境にあることが評価されている。

一方で、評価が低かったのは「活気を感じるまちである」という項目であった。住民アンケート、高校生アンケートともに、「さほど思わない」「思わない」の割合が最も多く、現状として、まちなかに活気を感じられないといった印象を持っている人が多いことが分かる。

続いて評価が低かったのは「まちづくりの中で、個性や特色が見られるまちである」という項目で、まちづくりに対して、町民の多くは個性や特色が見られないといった印象を持っている人が多いことが伺える。

- 「道路の除排雪」は重要度が高く、さらに「町内の医療体制」「雇用・就業の場の確保（商工業の振興・企業の誘致）」は重要度が高いとともに、現状の不満も多い

遠軽町の今後のまちづくりで特に力を入れて取り組んでほしいもの（重要度が高かったもの）については、「町内の医療体制の充実」が最も高く、次いで、「除排雪の充実」、「雇用・就業の場の確保」という結果になった。

そのうち、「町内の医療体制の充実」と「雇用・就業の場の確保（商工業の振興、企業の誘致）」項目については、別に行った満足度調査の結果では現状の満足度が低かった項目でもあることから、町民が特に取り組みを必要としているものであるといえる。

- 遠軽町の暮らしやすさや好きな思いを妨げる要因は「買い物の不便さ」

遠軽町が暮らしやすい（好きな）理由としては、町民・高校生ともに「生活するのに安心・安全なまち」であることが支持されている一方、暮らしにくい（好きではない）理由として、「買い物する場が少ないから」が町民、高校生ともに一番多く、買い物の不便さが、生活環境の満足度や暮らしやすさを妨げる大きな要因となっているといえる。

- 約6割の町民が遠軽町に住み続けたいと思っている

遠軽町への定住意向については、「今の場所に住み続けたい」または「町内の別のところに移りたい」と答えた町民は全体の約60%となった。一方で、同じ設問に対する高校生の回答では、約15%と極端に定住意向が少ない状況でもあるものの、進学等で「一度は町外に出るかもしれないが、また戻ってきたい」と答えた高校生が約40%おり、将来的には遠軽町への定住の意向を持つ高校生は多いといえる。

- 将来に望む遠軽町の姿は、町民が「健康で安心して暮らせるまち」、高校生は「自然と共生する美しいまち」

住民アンケートで今後なってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「健康で安心して暮らせるまち（保健・医療や福祉が充実したまち）」が約64%で最も多く、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約49%、「生活していて安全なまち（事故や犯罪、災害等が少ないまち）」が約43%と続き、遠軽町の将来を考える上で、医療体制の充実、生活環境の整備、安全・安心といった遠軽町で暮らしていくために基本となる生活環境の整備・充実が多くの町民から望まれていることが分かる。

一方、高校生に10年後になってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「自然と共生する美しいまち（自然が豊かで、環境にやさしいまち）」が約50%で最も多く、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約48%、「生活していて安全なまち（事故や犯罪、災害等が少ないまち）」が約38%と続く。高校生は、別な設問で行った遠軽町が好きな理由の結果でも、「緑や清流等の自然が多く残っていること」を上位にあげており、大人に比べて自然環境への意識が高いことが分かる。



第 3 章

街（まち）づくりの理念と目標

1. 街（まち）づくりの理念

本格的な人口の減少時代に入り、急速な少子高齢化の進行や地方の衰退、国・地方を合わせた財政悪化等、喫緊の課題が山積している。

平成 17 年 10 月に生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村の 4 町村が合併して誕生した本町は、歳入の大半を国からの地方交付税に頼らざるを得ない脆弱な財政基盤である上に、膨大な公債残高⁴を抱えていたことから、公共施設や補助金等の見直しによる経費の節減を行うとともに、国等に対して要請を行い、まちづくりの貴重な財源となる地方交付税を確保する等、安定的な行財政運営に努めてきた。

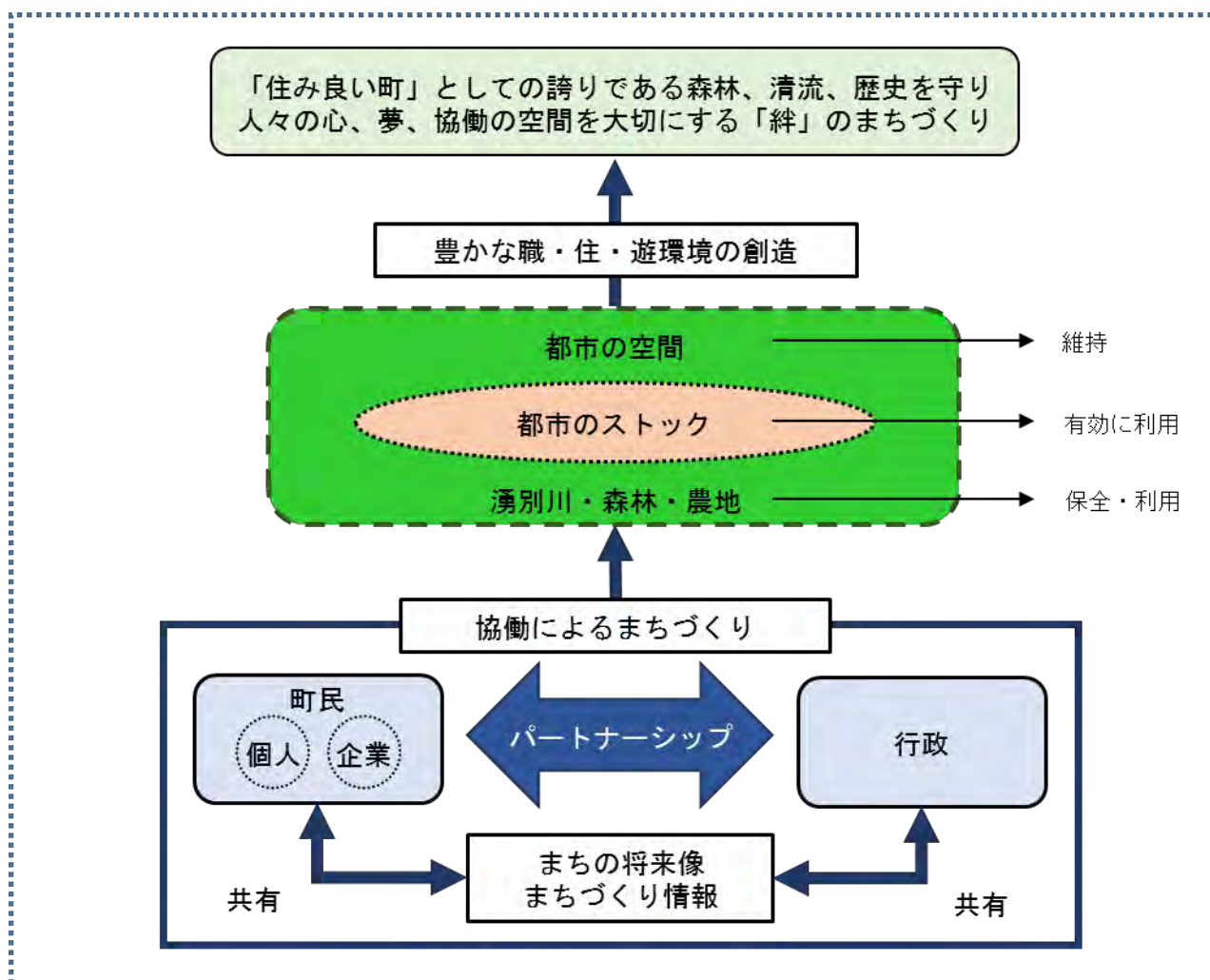
その一方で、人口の減少を最小限に抑制するため、各地域の個性と特色を生かしながら、地場産業の振興や医療、福祉、教育等を充実させ、町民の福祉の向上と合併後のつながりを大切に魅力あふれるまちづくりを進めてきた。

また、本町は、先人たちの努力により、今日までこの地方の中心地の一つとして発展してきた歴史があり、第 1 次産業である農林水産業と 1 次産品を製造・加工する製造業をベースに、国や北海道の出先機関、医療、教育、商業施設等の都市機能が集積し、道路や鉄道、バス等の交通動線の中心ともなっており、中でも医療や教育の面では、近隣の市町村からの通院・通学といった結びつきが一層強まっている。

町村合併して 10 年、さらに次の 10 年に向け本町がこれからも安定的な行財政運営を行いつつ、この地方の中心地として在り続けるためには、町民とまちが目的と情報を共有しながら、互いの立場を尊重し、協働してまちづくりを進めていくとともに、近隣の市町村等と連携したまちづくりを進めることが必要である。

そのためには、このまちの将来に夢や希望を抱きつつ、「ふるさと遠軽」を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりを目指す。

⁴ 町が建設事業等の財源に充てるために借り入れた資金（町債）の債務残高。



2. 街（まち）づくりの目標

まちづくりの目標は、まちづくりの理念を踏まえながら、遠軽町が固有に持つ、まちのあり方に基づく課題と、遠軽町がおかれる地域・社会のあり方に基づく課題を見据えたものとして設定する。

遠軽町の状況と課題（第2次総合計画より）

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

- ・ 人口は減り続け、高齢化率は33.1%（平成26年6月末現在、住民基本台帳）で全国平均を上回り、すでに約3人に1人が高齢者である。
- ・ 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちが増えるよう、子どもを産み育てられやすいまちとしていくことが求められている。

(2) 安全・安心に対する関心の高まり

- ・ 本町はこれまで大規模な災害等が少ない地域であり、アンケート結果でも災害の少なさが「生活するのに安心・安全なまち」への評価につながっている。反面、災害に対する意識は高いとはいえず、災害から身を守る意識づくりや対策を促していくことが必要である。
- ・ 増加・巧妙化する消費トラブルからの保護を含め町民が安心して暮らせるための防犯対策や消防救急体制の充実も求められている。
- ・ 食につながる産業振興や健康づくりの面からは、食の安全・安心を大切にしていくことも重要である。

(3) 循環型社会⁵に向けた環境の保全と活用

- ・ 本町の総面積の約9割は森林が占めており、適正に管理・保全していくことが求められている。これらの自然は町民にうるおいや安らぎをもたらしており、アンケート結果でも自然環境に対する評価は高く、若い世代ほど「自然と共生する美しいまち」で在り続けることを望んでいる。
- ・ 次代を担う子どもたちに豊かな自然環境を引き継いでいくためにも、持続可能な循環型社会に向けて、環境へ負荷をかけない新・省エネルギーの導入をはじめ、本町の地域の実情にあった取り組みを検討し進めていくことが求められている。

(4) 高度情報化の進展

- ・ 市街地を中心に光回線による高速通信基盤が整備されているほか、携帯電話の不感エリアも一部を除き解消される等本町でも情報基盤の整備が進んでいる。
- ・ アンケート結果でも「便利で快適に暮らせるまち」を望む声は若い世代で高く、暮らしている場所に関わらず、ビジネスチャンスを生み出したり、日常生活の利便性を高めたりすることができ

⁵ 大量生産・大量消費・破棄の社会から、製品の再生利用や再資源化などを進めて資源の消費をできるだけ抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

る ICT⁶の効果的な活用は、本町にとっても重要な課題である。今後も基盤整備を進めるとともに、まちづくりのさまざまな分野で活用していくことが求められている。

(5) 国や地域を越えた関係の深まり

- ・ 基幹産業である第1次産業や1次産品を製造加工する産業を基盤とする本町では、「北海道」「オホーツク」といったイメージやブランド力を活用しながら、産地間競争に負けない地域産業を育てていくことが求められている。
- ・ アンケート結果では、現状に不満で今後の取り組みを求める項目として日常生活関連の項目とともに「観光・レクリエーションの振興」が上位にあげられている。観光客の誘致や、移住・定住の推進、合宿の誘致等、海外も含め町外からの交流人口の増加に向けた取り組みが必要である。

(6) 地方分権の進展

- ・ 地域の課題を自らの意志で解決していくことが今まで以上に求められている今日、「遠軽町まちづくり自治基本条例⁷」に基づき、町民参加による協働のまちづくりをより一層進めていくことが必要である。
- ・ また、今後、地方分権がさらに進み住民のニーズが多様化することにより、本町が担う事務の増加が見込まれる中、限られた人員や財源の使い方を見極めながら、多様なニーズに対応した質の高いサービスを提供していくことが求められている。

街（まち）づくりの目標

第2次総合計画のまちの将来像（総合計画で目指すまちの姿）は「^{もり}森林と^{みず}清流 つくる・つながる にぎわいのまち」としている。都市計画マスタープランでもこの将来像を実現するべく計画づくりを行うこととし、これを街(まち)づくりの目標とする。

^{もり}森林と^{みず}清流 つくる・つながる にぎわいのまち

⁶ 情報通信技術。当初 IT と表現されていたが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために「ICT」が使用されるようになった。（Information and communication Technology の略）

⁷ 住民自治に基づくまちづくりの基本原則を定めた条例で「自治体の憲法」ともいわれる。

3. 遠軽町民の未来のライフスタイル

このマスタープランの実現によって期待される将来の町民のライフスタイル（暮らし方）は次のように想定される。

中心市街地のようす

中心市街地は、車社会の進展、大規模店舗の出店、住宅の郊外移転等によって商店街の衰退が進み、界限性が失われるようになっていた。

しかし、最近では町民の余暇時間が増えたため、商品の販売にとどまらず、生活に密着したサービスが求められるようになってきて、古い店を改修して新しいサービスを始める人が増えてきた。

新しいサービスとしては、パソコン、木工芸、陶芸といった趣味の教室、リサイクルショップ、さらにコミュニティビジネスと称して主婦によるお年寄りの買い物代行サービスの会社を始めたところもあり、商店街に活気が戻ってきた。

また、商店街が主体となって、空き店舗の敷地や公園を組み合わせた広場を造った。そこには、町外からやってきた意欲ある店主達がオープンカフェや屋台を出店し、昼間は買い物や通いごとの主婦の人々で、また、夜はビジネスマンや若者たちでにぎわいを見せている。

駅前の一角には『まちづくりセンター』ができた。ここはボランティアの人たちが、空き店舗を使って開設したスペースで、まちの将来計画や都市計画、工事予定、生活についての情報が揃っていて、図書コーナーやパソコンブースで自由に見ることができる。また町内の歩道の美化についてのワークショップのお知らせも掲示されている。

中心市街地の周辺に目を移すと、開発行為等によって、土地利用の更新が進み、高齢者が安心して住める新しいタイプの集合住宅や若年層向けのアパートが増えてきた。市街地の人口増加が生活関連サービスの需要を生み、店舗利用が進んだり、高齢者と若者の交流が盛んになってきて、まちなかの活気にも一役買っているようだ。

駅周辺は、遠軽町が交通の要衝であったころの面影を残しながらも、東西のアクセスがスムーズになり、バリアフリー化が進んできた。

交通ネットワークのようす

旭川紋別自動車道の（仮称）遠軽豊里インターチェンジが完成し、北海道縦貫自動車道とつながり旭川・札幌圏までのアクセス時間が大幅に短縮された。これを機会として、行政・民間が一体となって、観光客・ビジネス客向けのサービス向上に取り組んだ結果、入り込みが徐々に増えてきた。

また、インターチェンジの近くには、旭川圏・札幌圏の市場に向けた物流施設が立地し、ビートや野菜、加工食品等農作物を効率的に送り出している。

西町・南町・市街地・学田地区それぞれの「ふるさと軸」は交通機能と景観整備が進められ、安心して歩ける歩道が喜ばれている。街路樹は各地区の自治会や有志の住民によって手入れがされている。

歩道整備が進んで、トイレや休憩場所が整備されてきたので、休みの日は徒歩や自転車で散歩をする人々に喜ばれている。ウォーキングを趣味にする人々には、湧別川のサイクリングロードをぐるっとまわって、まちなかの本屋やカフェまで行って帰ってくるコースが人気だ。

地区コミュニティのようす

住宅地には行き止まり道路が多く、行き来に苦労したものだが、今は住民の意思を尊重し、防災や除雪のことも考えた区画道路整備が進められてきた。この結果、共同の除雪、歩道やゴミステーションの美化の活動が芽生える等、地区コミュニティの活発化も進んでいる。

近くの公園には地域の人々が植樹した木々が育ってきて、夏の暑い時期に子どもを遊ばせるのにちょうどいい。公園は退職された町内の方がリーダーとなって若い人たちとボランティアで掃除している。

古くなった集会施設は、住民とまちが協力して多大な資材や経費を掛けずに改造することができた。この結果、自治会の予算は、文化イベントに使うことができ、近所の交流の輪が広がってきた。今度は、「集会施設周りの広場を飾り付け、新しい夏のイベントをやろうか。」という計画が進んでいる。

町民の間では、今、健康づくりがブームだ。げんき 21 を中心に色々なスポーツ施設があるので、街（まち）の中はお年寄りや若い人で賑わっている。健康や福祉の相談も気軽にでき、立派な病院もあるから、とても安心して住むことができると評判で、町外で働いていた人が戻ってくる等の動きが生まれている。

4. 街（まち）づくりの全体的な方向

● 計画的な街（まち）づくりを目指す

今後もより一層顕著となる、少子高齢化や人口の減少傾向、限られた財政状況のなかで、町民の多種多様な生活ニーズに応えるため、重点的・効率的な取り組みによる計画的な街（まち）づくりを進める。

- ・ 都市計画における地方分権に対応し、各地域の実情や住民の価値観について十分に考慮し、町民とまちの対話により意見を反映する住民参加型街（まち）づくりを一層積極的に進める。
- ・ 特別用途地区、特定用途制限地域及び地区計画等、都市計画の制度を複合的・弾力的に活用し、中心市街地の活性化に向けた都市空間形成、住宅地の街区形成、道路整備と連携した街並み整備等を積極的に進める。
- ・ （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用、低未利用地の適切な開発、宅地の開発等の状況に対応した適切な土地利用を推進するため用途地域等の見直しを進め、合わせて道路網・都市計画道路等の見直しを検討する。

● 快適な街（まち）づくりを目指す

「量より質」「精神的豊かさ」へのニーズを踏まえて、既に整備されてきた都市的なストックを活かして町民が豊かさを実感できる街（まち）づくりを進める。

- ・ 都市施設は量的な充足、機能レベルの充足に加え、全体レベルや地区レベルの方向性と連携して、住民の満足度の高い整備や維持管理を進める。
- ・ 都市計画道路網においては、道路交通機能に加え、街並み整備、歩行系ネットワークの充実とバリアフリー化により、あらゆる人に優しい道づくりを進める。
- ・ 都市計画公園は、全体として量的には充足しているため、今後はユニバーサルデザイン⁸の導入等広域交流を促進する整備と活用、市街地内の緑化促進、住区内の公園の利用度の向上を進める。

● 人に優しい街（まち）づくりを目指す

交通弱者を含めた全ての町民が健やかに暮らせる街（まち）づくりを積極的に進める。

- ・ 町民がもっとも力を入れて欲しい施策として挙げる保健・医療・福祉施設は、各々の機能充実と施設間のバリアフリー対策を進める等、一体的な街（まち）づくりを進める。
- ・ 公園・緑地等の新設・改良にあたっては、バリアフリー化の導入に努め、高齢者・障がい者が利用しやすい整備を進める。
- ・ 町内循環バス等の生活路線を確保し、また、町営バス路線の利便性向上を検討する。
- ・ 交通弱者に配慮した助成の継続や交通体系の整備について検討する。

⁸ ユニバーサルデザイン（universal design）：特別な人に特別なものを提供するのではなく、誰でも使えるように配慮されたデザイン。

● 安心できる街（まち）づくりを目指す

町民が健康で文化的な生活を営んでいく基礎となる災害対策や安全性の向上のために、遠軽町地域防災計画との整合を図る。

- ・ 湧別川及び支流の治水対策と安全度を高めていく。
- ・ 消防活動・避難路確保の確実性を向上するため、狭幅員道路・袋地の解消を検討する。
- ・ 広域避難場所の適切な配置を進める。

● みんなが参加する街（まち）づくりを目指す

遠軽町の街（まち）づくりは計画段階から町民に広く情報公開を進めるとともに、利害関係者だけでなく、責任ある住民の立場で多様な意見を反映する都市計画を目指すものとする。

- ・ 新たな市街地整備、街並み整備等では、街（まち）づくりを議論する場を設け、施策に反映していく。
- ・ 地区レベルの街並みづくりを促進するため、地区計画や住民が提案する都市計画要望等が進められるよう、積極的な情報公開と必要に応じた啓発活動を行う。



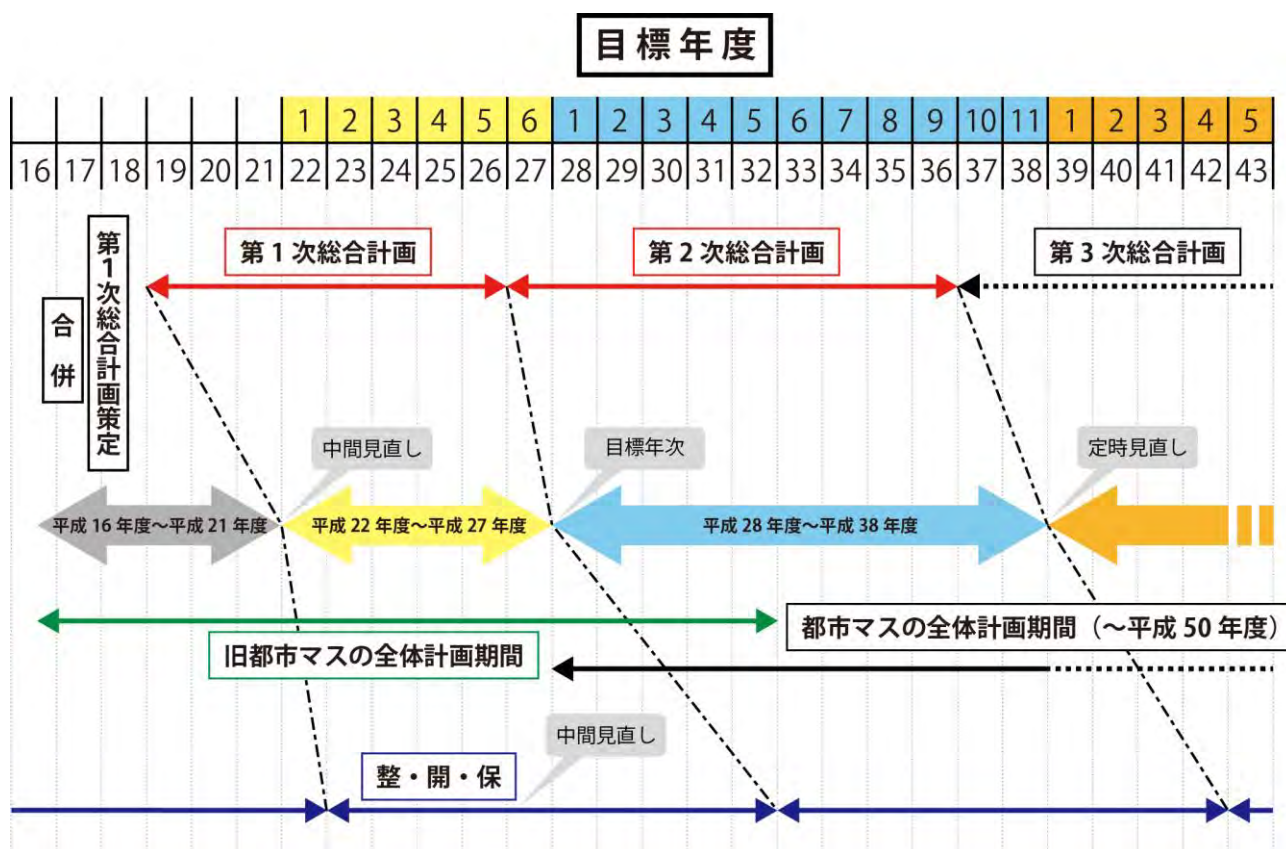
第 4 章

街（まち）の将来像

1. 将来の人口・土地利用フレーム

目標年次

『遠軽町都市計画マスタープラン』の目標年度は、上位計画である「第2次遠軽町総合計画」の目標年次が平成36（2024）年度であるため、総合計画の変更状況を踏まえ平成38（2026）年度とする。



将来人口フレーム

遠軽町の将来人口は、地方分権の進行により広域行政が浸透し、この地方の中心都市として堅実な進展をするものとし、「第2次遠軽町総合計画」と整合した目標人口18,000人とする。

将来土地利用フレーム

（仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用による土地利用の変化、現行用途地域内にある低未利用地の適切な開発、市街地の準工業地域における宅地開発の状況等を踏まえ、用途地域の変更や白地への対応を行う。

街（まち）を構成する地区

「遠軽町街（まち）づくり構想」では、遠軽町の都市計画区域を次に示す4つの地区で構成する。

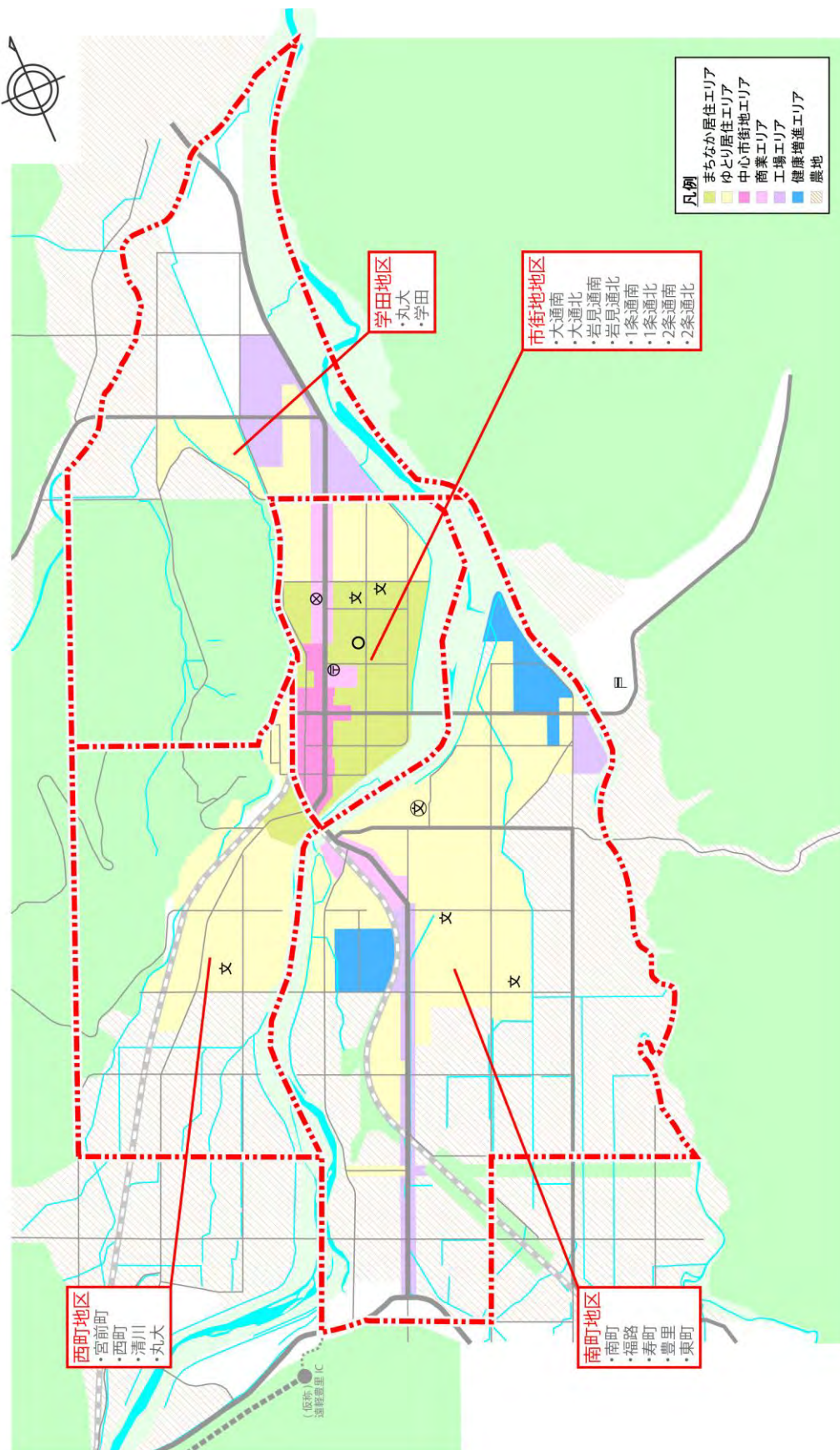


図 4.1 街（まち）を構成する地区

2. 街（まち）の将来都市構造

街（まち）の将来の都市構造は、遠軽町が中心となり施設整備を積極的に行う箇所である6つの拠点、望ましい街（まち）を形成するために遠軽町が指定した3つのゾーン、そして街（まち）の骨格となる2つの交流軸、2つの広域連絡軸、3つの「ふるさと軸」と市街地環状によって構成し、将来にわたってまちづくりの基本的な枠組みとして位置づける。

街（まち）を構成する拠点とゾーン【図 4.2】

● 中心交流拠点（JR 遠軽駅・バスターミナル周辺地区）

- ・ 南北・東西交流軸の交差するところ及び JR 遠軽駅・バスターミナル周辺地区は、まちのみならず広域の拠点的な交流の場であり、交通の要衝として栄えてきた歴史ある街（まち）の顔として、また、広域道路交通の要衝として、さらなる都市機能の充実と街並み整備を図る拠点として位置づける。
- ・ この拠点の部分を構成する JR 遠軽駅周辺は、沿道商業サービスゾーンとの連携を視野に入れつつ、乗り継ぎ利便性の強化、歩道や駅施設等のバリアフリー対策、土地利用の高度化と都市機能強化を進める重点地区として位置づける。
- ・ もう一つの部分を構成する岩見通商店街・ゆうあい通・大通商店街は、街（まち）の古くから親しまれた商店街・飲食街として活力・にぎわいを維持していくため、今後も引き続き商業・サービス機能の強化、歩行系ネットワークの充実、街並みの整備を進める重点地区として位置づける。

● 行政・福祉拠点（遠軽町役場周辺地区）

- ・ 遠軽町役場を中心とした一帯は、まち及び道・国等各種行政施設、文教施設、病院等が集積している。この一帯は、今後の広域連携対応の機能集積も含め、引き続き町域・広域の行政拠点として位置づけ、利用しやすい環境整備を進める。
- ・ また、げんき 21 周辺は高齢者向け福祉施設が集積した優しさと利便性の高いエリアであり、福祉拠点として位置づけ、さらに歩行系ネットワークの充実やコミュニティサービスの集積を図っていく。

● 観光・レクリエーション拠点（太陽の丘えんがる公園、見晴牧場）

- ・ 太陽の丘えんがる公園及び見晴牧場は、遠軽町民のみならず、オホーツク地域全体の広域的な観光・レクリエーション拠点として、さらなる魅力アップと交流人口誘致に取り組んでいく。

● スキー等・交流拠点（ロックバレースキー場、道の駅（予定））

- ・ ロックバレースキー場及び建設が予定されている道の駅を集客・交流の施設として整備を行う。

● 2つのスポーツ拠点（えんがるスポーツ公園・湧別川河川緑地、えんがる温水プール周辺）

- ・ えんがるスポーツ公園及び湧別川河川緑地における野球場・武道館・テニスコート・パークゴルフ場・サッカー場等の整備に加え、水辺の整備を進め、競技・スポーツ振興の場として機能を充実させる。
- ・ えんがる温水プール、建設が進んでいるサッカー・ラグビーグラウンド等のスポーツ施設を合宿や大会等でも使用し、スポーツ交流人口の促進を図ると共に、健康・交流の場として維持し、湧別川河川緑地と併用可能な施設とする。

● 街（まち）の顔ゾーン

- ・ 旭川・北見方面から街（まち）に入ると木楽館あたりから「街」のイメージが高まっていき、遠軽橋を渡り、清流湧別川の流れが左右に開けるときにイメージはピークを迎え、街（まち）のシンボル『瞰望岩』と背後の丘陵地が見えてくる。そして、丘の上に楽しく美しく大きな『太陽の丘えんがる公園』があることを知る。『瞰望岩』を通り過ぎると、さらににぎわいの雰囲気が高まり、JR 遠軽駅が見えたとき、街（まち）の中心に来たことを実感する。
- ・ こうした鉄道や車の車窓から見る景色の移り変わりが、古くから街（まち）へ至る人々の印象であったと想像され、この視覚体験の中に街（まち）のイメージが凝縮される。
- ・ このように、木楽館から太陽の丘えんがる公園、JR 遠軽駅にかけての三角形のゾーンには、街（まち）のシンボルとなる建物や風景がたくさんある。このゾーンにある景観要素は重点的に保存、演出、そして連携づくりに取り組み、大切な街（まち）のイメージ・交流資源として次代に引き継いでいく。

● 沿道商業サービスゾーン

- ・ 国道 242 号の市街地地区及び停車場通沿線、遠軽橋南側は沿道商業サービスゾーンとして位置づけ、沿道立地型店舗の都市空間を形成し、周辺住環境との調和に留意したまちづくりを進める。

● 沿道サービスゾーン

- ・ 国道 242 号の南町地区及び学田地区、鴻之舞通沿線、岩見通北部沿線は沿道サービスゾーンとして位置づけ、企業立地動向と土地利用の調和を見極めながら、新たな物流企業の誘致を図る。

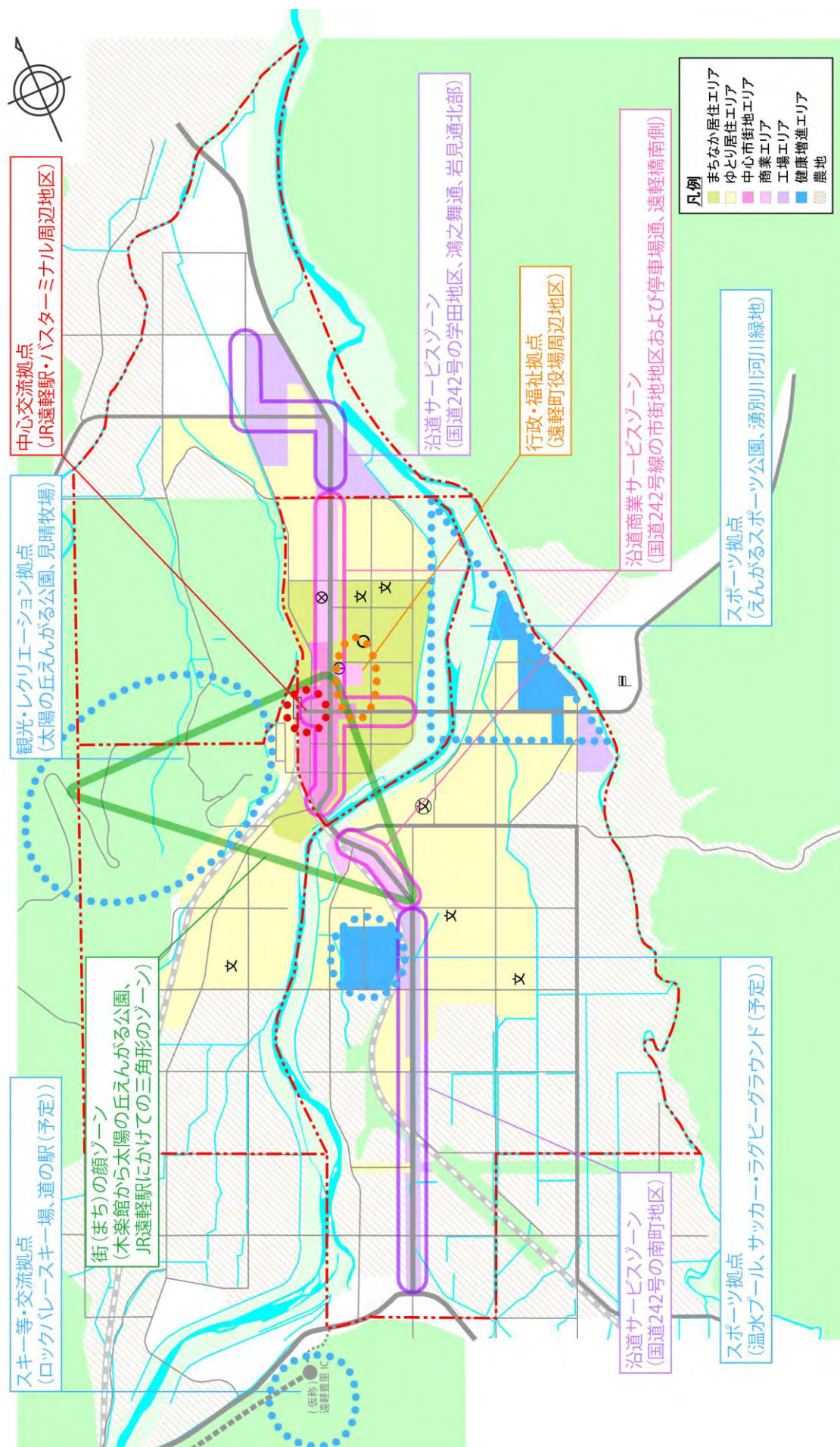


図 4.2 街（まち）を構成する拠点とゾーン

街（まち）の骨格をつくる軸【図 4.3】

● 2つの交流軸（南北交流軸、東西交流軸）

- ・ 街（まち）を南北に貫く大通（国道 242 号）は南北交流軸とし、街（まち）の人や物の交流を支え、都市イメージの中心となる骨格的な軸として位置づけ、街並み整備を図っていく。
- ・ JR 遠軽駅から湧別川を渡り東町・向遠軽へ抜ける停車場通（道道遠軽停車場線・道道遠軽芭露線）は東西交流軸とし、街（まち）の交通と発展のシンボルである JR 遠軽駅、湧別川を望む美しいシンボル軸として引き続き街並み整備を図っていく。

● 2つの広域連絡軸（道道遠軽安国線、道道遠軽雄武線）

- ・ 道道遠軽雄武線、道道遠軽安国線は、街（まち）と他の地区をつなぐ主要な道路として位置づける。

● 3つの「ふるさと軸（野上通、南ヶ丘通、岩見通）」と市街地環状（2条通、岩見通）

- ・ 野上通（西町地区）、南ヶ丘通（南町地区）、岩見通（学田地区）を各地区の「ふるさと軸」、2条通、岩見通（市街地地区）を市街地環状として位置づけ、各地区から中心市街地へのアクセスの利便性を高めるとともに、歩行環境の向上、コミュニティのシンボルとしての街並みを保持する。

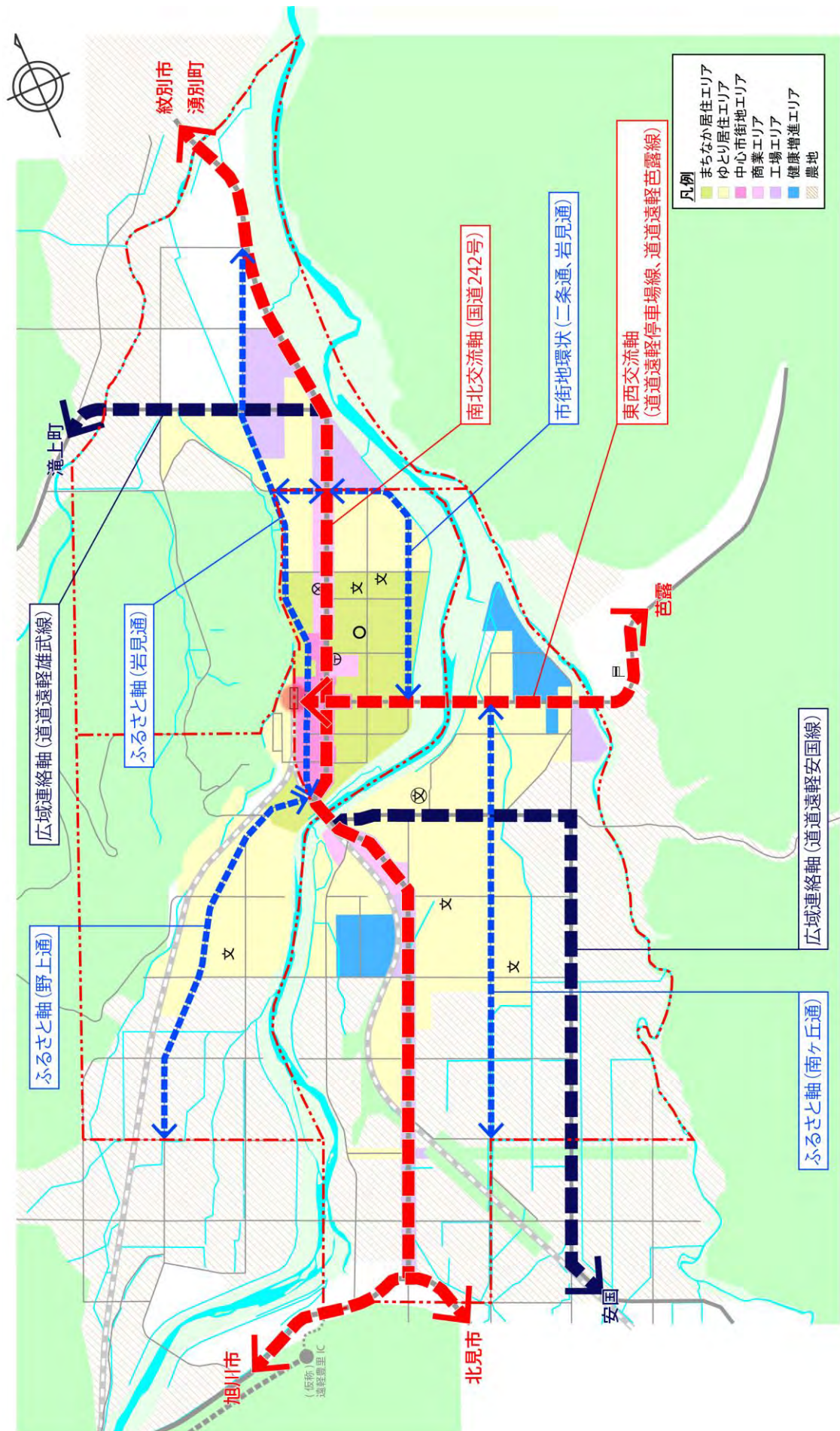


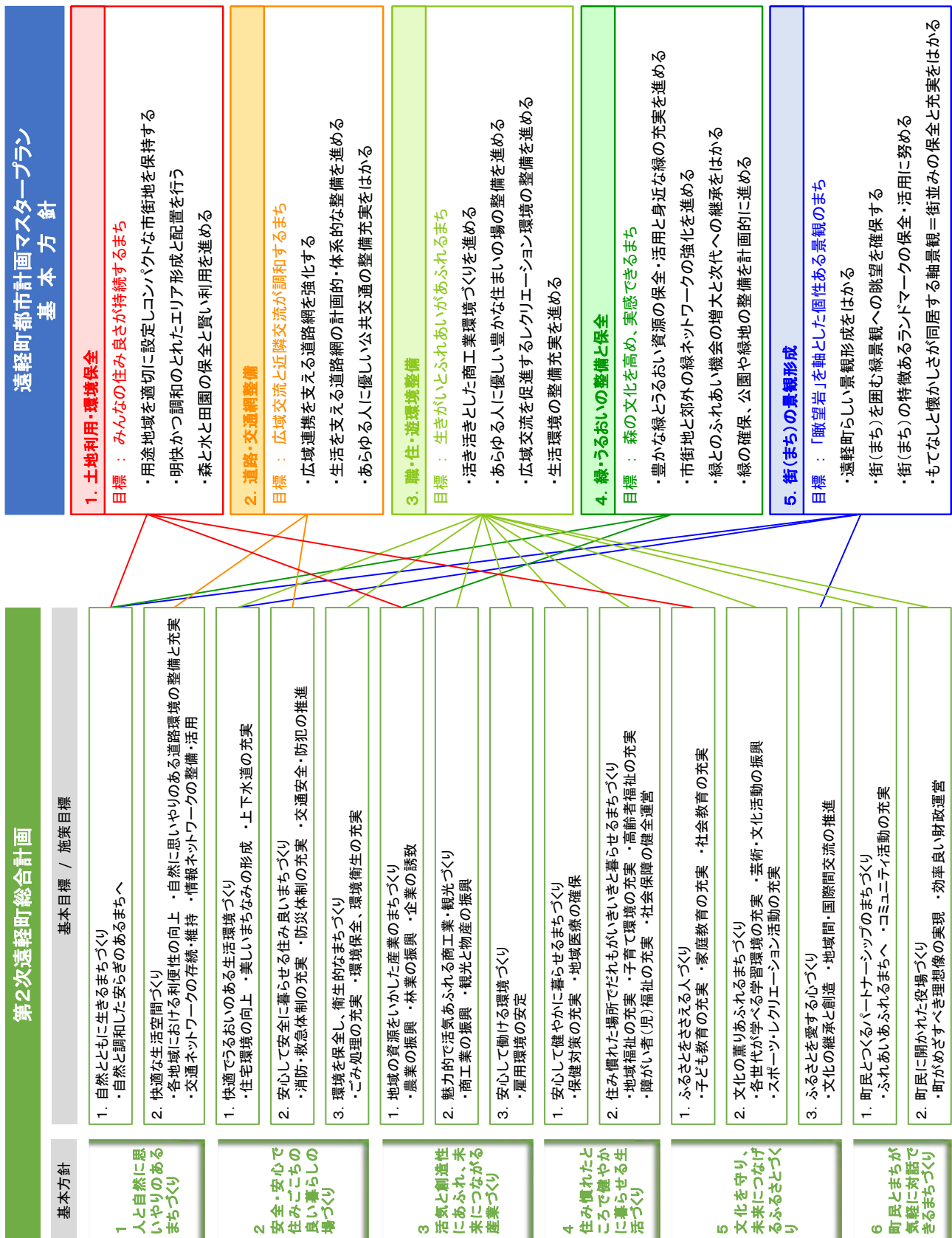
図 4.3 街（まち）の骨格をつくる軸



第 5 章

街（まち）づくり構想

遠軽町の街（まち）づくり構想は、第2次遠軽町総合計画の基本方針・施策目標を踏まえ、「第2章 まちの現況と町民の意識」、「第3章 街(まち)づくりの理念と目標」、「第4章 街(まち)の将来像」を踏まえて策定するものである。次に総合計画とわがまちの課題から展開する方針の体系図を示す。



1. 土地利用・環境保全

土地利用・環境保全にかかわる問題点・課題【図 5.1】

● 市街地の無秩序な拡大をおさえる必要がある

- ・ 街（まち）の用途地域は JR 遠軽駅を中心とし、JR 及び広域道路網へのアクセスの利便性が高く、既成市街地は同心円上に広がっており、バランスよく発展してきた。
- ・ 高規格幹線道路インターチェンジの供用による土地利用の変化、現行用途地域内にある低未利用地への適切な開発、市街地の準工業地域における宅地開発の状況等を踏まえ、用途地域の変更や白地への対応も行う必要がある。
- ・ 宅地需要には長期的な土地利用を考慮して都市計画区域内の低未利用地の活用や用途地域の見直しを行い、コンパクトシティを構築する。
- ・ 既に形成された良質な住宅地を除き、土地及び都市施設といった既存の都市ストックを有効に活用すべく転換していく必要がある。

● 地形や空間特性に調和し、生活の快適性・利便性を優先したエリア形成が必要である

- ・ 街（まち）は中心部を湧別川が流れ、東西を丘陵地に挟まれた盆地形状の空間に JR 石北本線が南からくさび形に入り込むような形で走っていて、これらの地形地物が市街地の広がり各地区の境界を規定している。
 - 一市街地南は、JR 遠軽駅を中心として、商店街及び商業施設・行政施設・福祉施設・病院・各種業務施設が集積し、町民のみならず遠紋地域の周辺町村の生活利便の核となるエリアである。市街地北は、遠軽中学校・遠軽東小学校を中心とした一般住宅地である。
 - 一西町地区は、太陽の丘えんがる公園のふもとで、湧別川が中央を流れ、かつて林業の資材集積で栄えた歴史がある西町 1 丁目等、比較的密集した一般住宅地である。
 - 一南町地区の遠軽高校付近は、やはり古くからの市街地で、東町は新興住宅地であり、木立や街路樹、用水路等の緑とうるおい、スポーツ拠点として特徴づけられる。豊里は国道沿道の業務サービス施設で特徴づけられる一般住宅地となっている。
 - 一学田地区は、太陽の丘えんがる公園を含む市街地縁辺の一般住宅地である。東部は工業系の土地利用もされており、緑の豊かさで特徴づけられる。

このような特徴を踏まえつつ、中心部は各種サービス機能の構成や街並みイメージによって、また、他の一般住宅地は地形や住宅地の特性、各地区の中心軸を考慮し、「ふるさと」の個性を活かしたエリアとしてそれぞれの必要な街並み形成や施設整備を行っていくことがコミュニティ形成上重要である。

- 街（まち）を流れる清流「湧別川」、田園と緑のもつ多面的な機能を保全していく必要がある
 - ・ 街（まち）を地理的・自然的に特徴づける大きな要素として、川・森・田園がある。これらは遠軽町の豊かな生活環境の源泉であるばかりか、優れた生態系の基盤となる環境として、次代に引き継ぐべき財産である。
 - ・ 湧別川は、一般に都市部の河川では見られないヤマメが棲む清流で、水質も良好である。こうした環境を保全し、また高めていくためには、河畔林も含めた川全体の生態系・環境を保全・育成するとともに、下水道の整備・家畜ふん尿処理の促進による排水流入の抑止を図る必要がある。
 - ・ 街（まち）の周囲の田園は、顔の見える豊かな農業の生産の場であると同時に、ゆとりある生活環境や地域イメージの増進に寄与する等多面的な公益機能を重視し、市街化の抑制による保全を図ることが必要である。
 - ・ 街（まち）の周囲の森林は、林業生産の場としてだけでなく、保水機能、水の浄化、土砂の流出防止、二酸化炭素の固定機能といった多様な公益的機能があるばかりか、人間にとっては保健・休養の効果があるため、町民生活に森林との交流機会をより積極的に導入し、保全と利用を図ることが必要である。

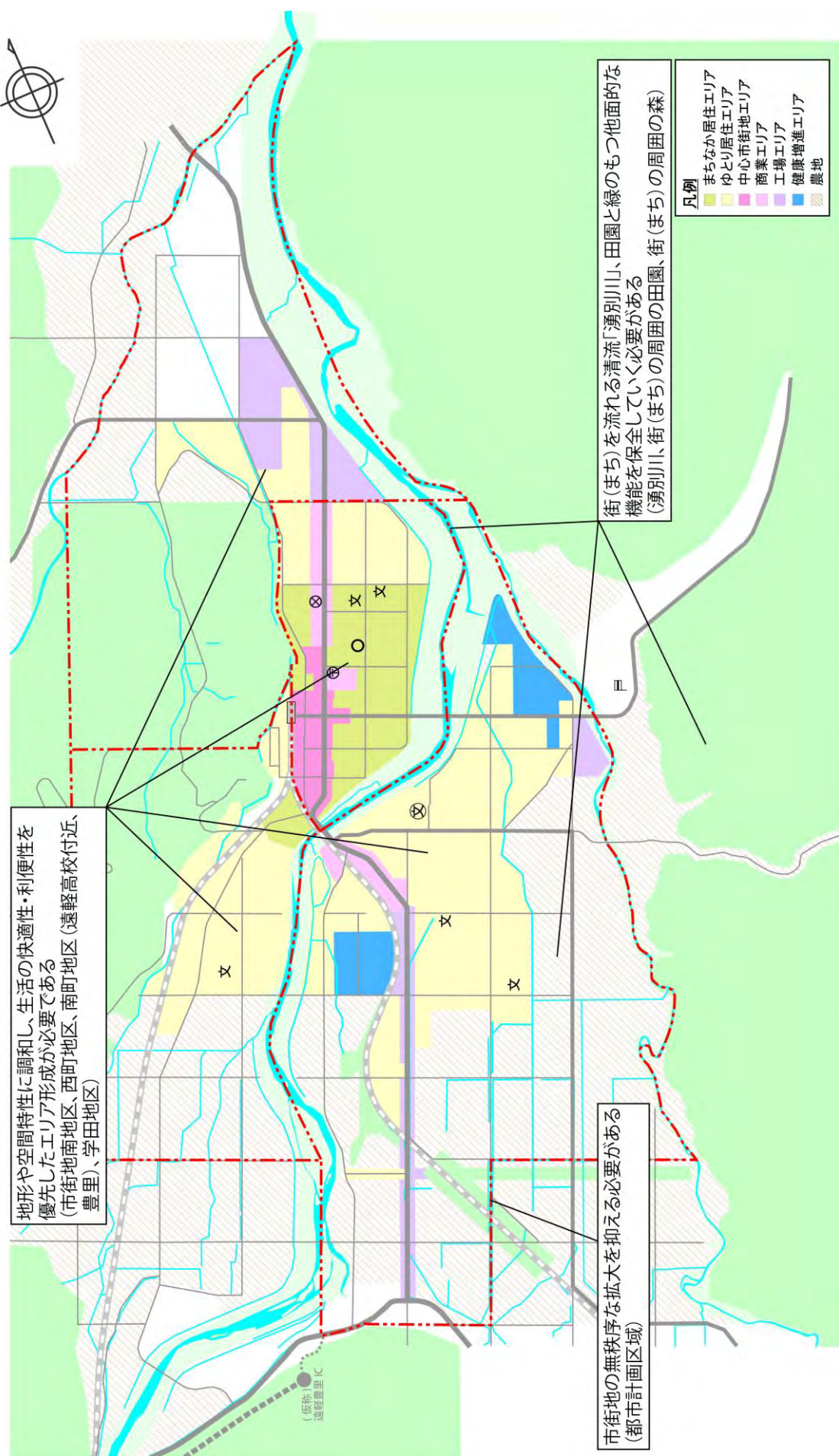


図 5.1 土地利用・環境保全にかかわる問題点・課題

土地利用・環境保全の方針【図 5.2】

都市計画区域・用途地域の考え方、エリア・用途の配置、周辺農林地・水系の保全について以下のように方針づける。

(1) 目標

みんなの住みよさが持続するまち

森林と田園と清流が醸し出す豊かな自然景観と調和したコンパクトな市街地と利便性の高い交通ネットワークがもたらす良好な生活環境、コミュニティ活力の持続性を保っていく。

(2) 基本方針

● 用途地域を適切に設定しコンパクトな市街地を保持する

① 長期的な土地利用を考慮して低未利用地の活用や用途地域の見直しを行い、コンパクトシティの構築を目指す

- ・ 都市計画区域内での土地の効率的な利用と用途地域の適切な設定により、コンパクトな市街地を構築することで、利便性ととも都市経営の効率性を保持していく。

【重要項目】

1) (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴う工業地の形成及び農地等の保全

- ・ (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用により、豊里周辺ではアクセス時間短縮を契機とする物流系の企業立地が予見されることから、農地・森林等との調整を図り、用途地域の変更及び指定、公共下水道等の供用等生活環境の整備等により施設立地を秩序ある土地利用に誘導する。
- ・ 福路、清川、寿町、豊里、学田の用途地域が定められていない地域については、無秩序な開発が進まないよう、特定用途制限地域の指定等により農地や森林の保全を検討する。ただし、学田の用途地域が定められていない地域については、必要に応じ、農地・森林等との調整を図り、環境と調和した秩序ある工場地としての誘導を図る。

2) 公共施設等の適切な誘導

- ・ 福路2丁目は、健康を増進するエリアとして「えんがる温水プール」が供用され、また、サッカー・ラグビーグラウンドの建設を進める等、今後も施設整備が図られることから、農地・森林等との調整を図り、用途地域の指定等により、周辺地域の住環境を保持しつつ、適切に公共施設等の誘導を図る。

3) 良質な住宅地が形成された地域の保護

- ・ 寿町、清川、西町3丁目は、低層住宅地として利用されていることから、用途地域の指定等により、今後も良好な住環境を保護する。
- ・ 宮前町及び学田2丁目地域は、準工業地域であるが低層住宅地として利用されていることから、用途地域の変更等により、今後も良好な住環境を保護する。

4) 低未利用地の活用

- ・ 西町2丁目地域は、旧遠軽小学校校舎及びグラウンドが平成22年の移転以降使用されていない状態が続いていることから、用途地域の変更等により、近隣住民のための生活利便施設等の用地として整備を図る。

5) 生活環境を高めるための環境整備

- ・ 南町3丁目及び東町3丁目の道路沿道については、用途地域の見直し等により、住環境の保全に配慮しながらも、沿道系建築物用途を認め、活気ある住環境の創出を図る。

● 明快かつ調和のとれたエリア形成と配置を行う

① 中心市街地エリア

- ・ 中心市街地地区を中心市街地エリアとして位置づけ、遠軽町の、そして広域的な商業・生活サービスの拠点 را担う空間として、機能と快適性の充実、歩行者に優しい道づくり（バリアフリー、歩行者ネットワーク）を重点的に進める。

② まちなか居住エリア

- ・ 中心市街地を囲む市街地南地区は、まちなか居住エリアとして位置づけ、広域連携対応拠点機能、まちなか住宅の建設促進、緑地・オープンスペースの再整備等、複合的・混合的な土地利用と環境整備により、中心市街地の活性化、コミュニティの再生を進める。

③ ゆとり居住エリア

- ・ 市街地北地区、西町地区、南町地区、学田地区の住宅地は、各地区の特徴が見られるゆとりある居住エリアとして位置づけ、街並み形成を図る。
- ・ 市街地北地区は、低未利用地の計画的な有効利用が進められており、今後も継続的に促進し、学校・保育所が近い等利便性の高い快適な居住地を供給し、コミュニティの活性化を進める。
- ・ 西町地区は、林業で栄えた歴史あるコミュニティとして近隣のふれあいを大切にした住宅地とし、「ふるさと軸」として野上通を位置づけ、活気ある街並み形成を進める。
- ・ 南町地区は、緑や地形の変化に富むゆとりある住宅地とし、「ふるさと軸」として南ヶ丘通を位置づけ、緑化や街並み整備を進め、うるおいある街並み形成を進める。
- ・ 学田地区は、商業エリアに近い利便性の高い住宅地とし、「ふるさと軸」として岩見通を位置づけ、歩行者に優しい界隈性のある街並み形成を進める。

④ 商業エリア

- ・ 大通北部及び遠軽橋南側は、商業エリアとして位置づけ、遠軽の南北交流軸にふさわしい新たな商業機能導入と活気ある街並み形成を図るとともに、背後の住宅地の生活環境との調和を保持していく。豊里地区周辺では街（まち）へのエントランスゾーンとして緑の丘が広がる眺望と調和した街並みを保っていく。

⑤ 工場エリア

- ・ 南町地区南部及び南町地区東部、学田地区東部を周辺の住宅地と環境調和に留意した工場エリアとして位置づける。

⑥ 健康増進エリア

- ・ えんがる温水プール周辺の福路2丁目地区と、えんがるスポーツ公園周辺の東町2丁目地区を町民の健康増進を図るエリアとして位置づけ、スポーツ振興並びに交流・健康づくりの場として整備を進めると共に、その維持に努める。
- ・ えんがる温水プール周辺の福路2丁目地区のうち農用地については、今後のスポーツ施設の更新や再整備に合わせて活用の検討を行う。

● 森と水と田園の保全と賢い利用を進める

① 街（まち）を囲む森の環境保全と持続可能な活用を進める

- ・ 街（まち）を囲む森については、産業的機能だけでなく、保水作用、二酸化炭素の固定、心理的な効用等様々な公益的機能を重視し、全体として保全を図りながら、街（まち）のシンボルとして持続可能な活用を図る。
- ・ 用途地域の指定のない地域については、特定用途制限地域等の活用により、良質な農地の維持保全を含め、土地利用の整序を図る。

② 町民が誇る湧別川の環境・水質保全と向上を進める

- ・ 湧別川はヤマメが生息する優れた環境にあり、町民のうるおいとレクリエーションの場として他に誇れる水辺空間を次代に引き継ぐため、河畔林の保全等による生態系の保全・育成、下水道の整備・家畜ふん尿処理施設の普及による水質向上を進める。

③ 市街地近郊農地の保全と農業地域との交流を進める

- ・ 市街地周辺の農地は、田園と調和する街（まち）を象徴する市街地近郊農業エリアである。顔の見える農業、農業地域との交流機能等の面からみて重要であり、将来とも都市的土地利用を厳しく制限しつつ保全し、市街地の周辺部分では町民菜園や産地直売等の交流を促進する。
- ・ えんがる温水プール周辺の町有地については、町民のニーズや意向も踏まえながら、交流促進につながる土地利用を検討する。

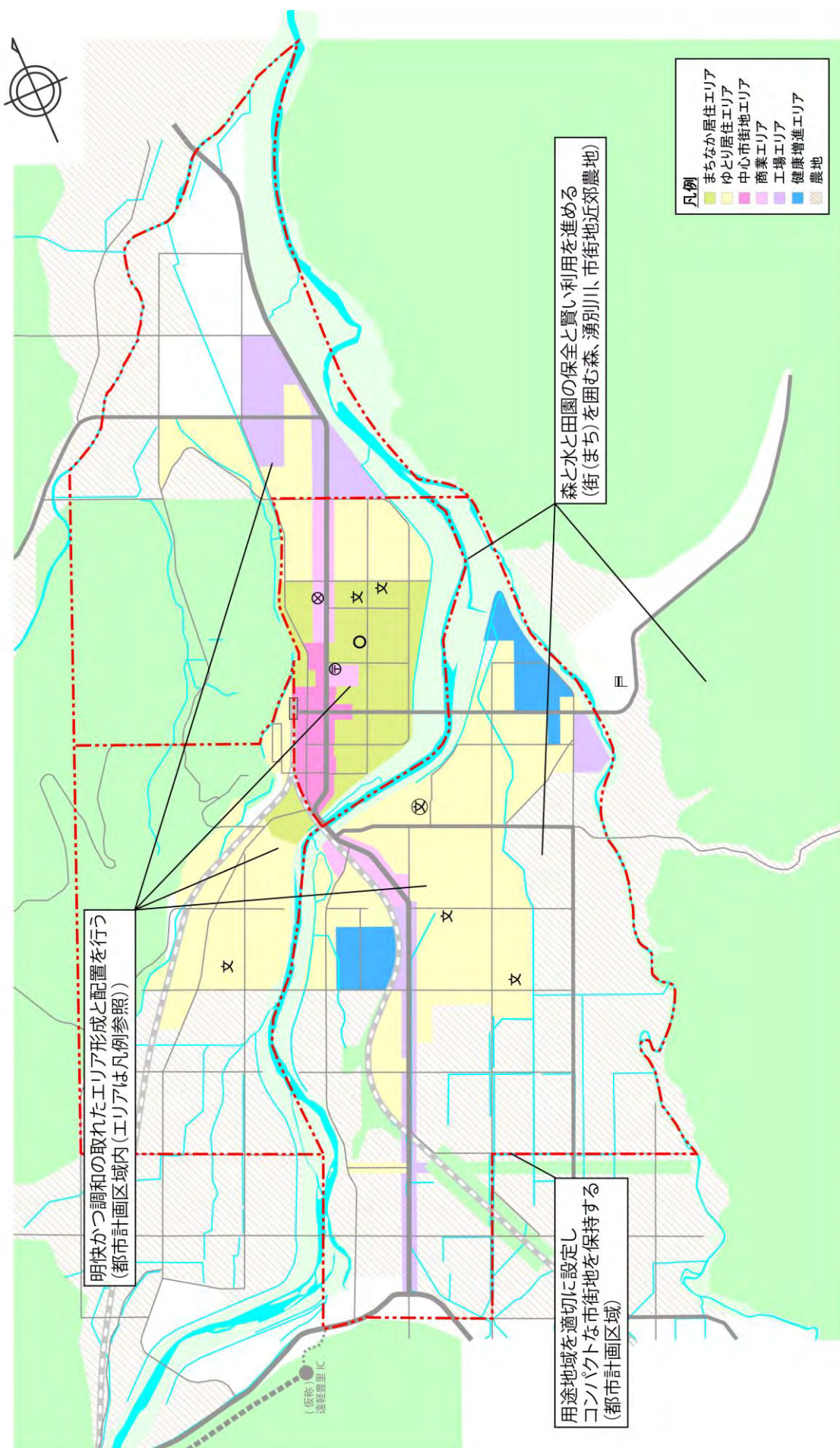


図 5.2 土地利用・環境保全の方針

2. 道路・交通網整備

道路・交通網整備にかかわる問題点・課題【図 5.3】

● 広域交通の利便性を活用した地域の活性化を進める必要がある

- ・ 旭川紋別自動車道及び遠軽北見道路の整備が促進されることにより周辺の都市や農村との結びつきが強化され、街（まち）と周辺の地域では、住民のさらなる行動範囲の拡大、物流の効率化による産業の振興等が期待される。
- ・ こうした、地域の人・物の動きの変化をとらえたまちづくりとして、高規格幹線道路へのアクセス道路の配置の検討、土地利用転換、観光レクリエーション振興等により、観光・交流の誘致範囲の拡大、物流企業の立地促進等の施策を検討・推進していくことが重要である。

● 未整備都市計画道路の整備促進・都市計画道路の見直しによる中心市街地へのアクセス強化、各地区の軸形成等による道路体系の確立を進める必要がある

- ・ 都市計画道路体系は、国道 242 号（大通）を南北軸、道道遠軽停車場線・遠軽芭露線を東西軸として、ほぼ 500m グリッドで補助幹線街路が配置されている。補助幹線街路で特に重要な野上通、東 1 線通、南ヶ丘通は各地区の中心軸となっているが、東 1 線通と南ヶ丘通は全部あるいは一部が未整備であり、道路への連絡及び歩行者・自転車等のアクセスに問題がある。
- ・ 都市計画道路の多くは昭和 34 年に都市計画決定されたものであり、その後の市街化の急速な進展や道路の位置づけの変化等があり、一部の道路は未整備となっているものである。

【未整備都市計画道路】

- 3・4・4 東 1 線通（W=18m 未整備）
 - 3・5・8 中学校通（W=14m 一部未整備）
 - 3・6・9 岩見通（W=11m 一部未整備）
 - 3・4・10 南ヶ丘通（W=18m 一部未整備）
- ・ 高齢化社会における自転車・歩行者の移動安全性の確保は急務であり、また中心市街地の活性化の観点から、一般住宅地とのアクセス強化が重要であり、未整備都市計画道路の都市計画決定の見直しの検討を進め、必要性の高い道路から積極的に整備していくことが極めて重要である。

● 防災安全性・冬期の交通利便性向上の観点から地区道路の整備を進める必要がある

- ・ 西町や学田、市街地南の一部街区では行き止まり道路・袋地・狭幅員道路が多く見られる。
- ・ 多世代にわたり安全・安心な居住環境を確保するため、火災等の防災安全性、冬期の効率的な除雪や歩行空間確保等の視点から、必要性や効果を見極めながら、地区計画等の手法を活用して、地区道路の整備を進めていくことが重要である。

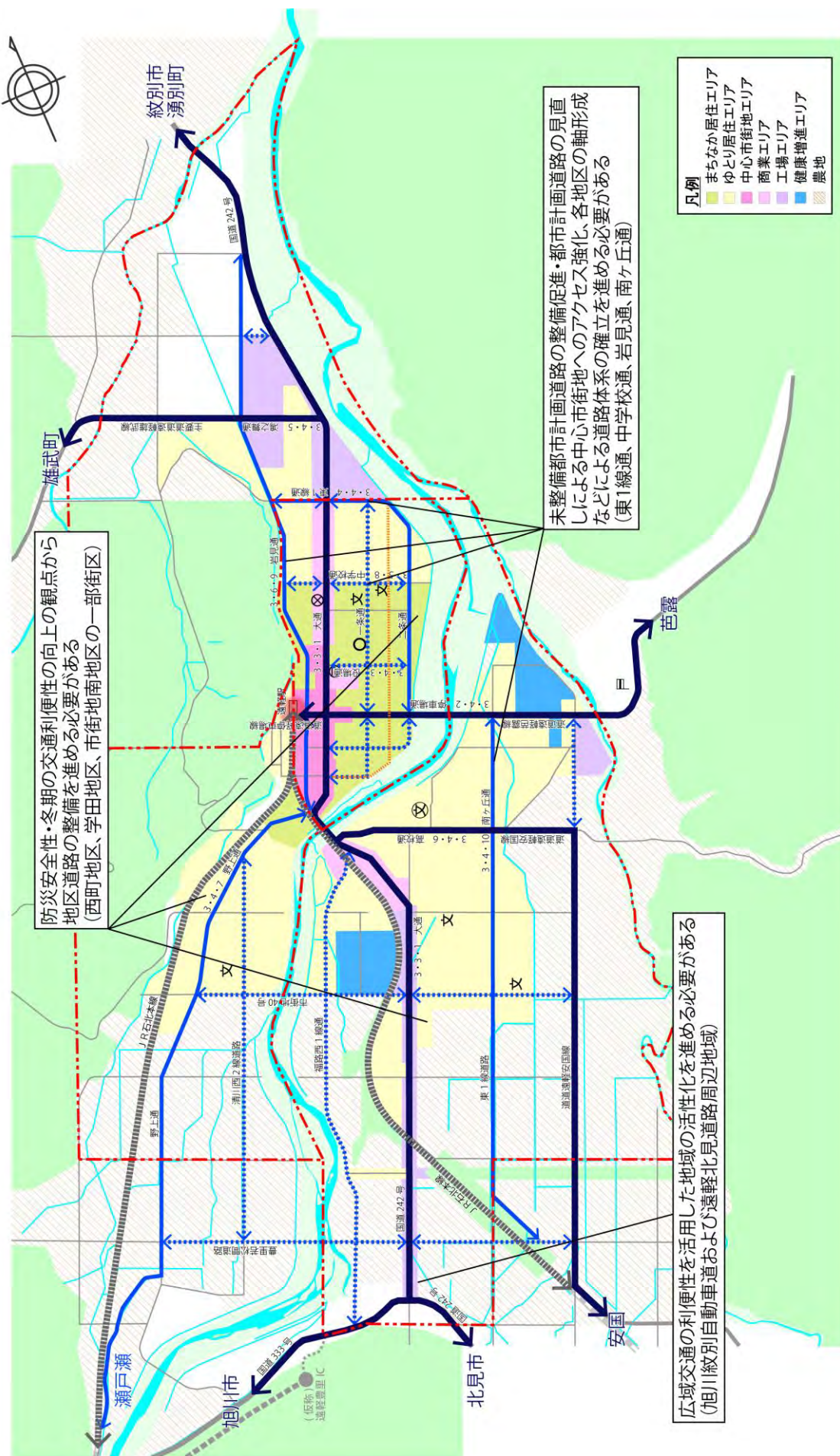


図 5.3 道路・交通網整備にかかわる問題点・課題

道路・交通網整備の方針【図 5.4】

都市計画道路・公共交通体系について以下のように方針づける。

(1) 目標

広域交流と近隣交流が調和するまち

街（まち）の活力の源である広域交流とコミュニティの交流をしっかりと支える交通網を整備していく。

(2) 基本方針

● 広域連携を支える道路網を強化する

① 高規格幹線道路・地域高規格道路及び連絡道路の配置を検討し、旭川・北見方面とのアクセス改善を図る

- ・ 旭川紋別自動車道、（仮称）遠軽豊里インターチェンジ周辺のアクセス道路の検討、遠紋地域と旭川圏・道央圏のアクセスを改善し、インターチェンジ周辺土地利用の方向性、福路西1線通や国道からインターチェンジまでのアクセス道路の整備について検討する。
- ・ 広域的なアクセス道路である旭川紋別自動車道・遠軽北見道路整備計画と合わせて、紋別地域・北網地域・十勝地域・釧路地域へのアクセスのあり方を検討する。

② 広域連携、交通円滑化、街並み形成の観点から幹線道路等の整備充実を図る

- ・ インターチェンジへのアクセス道路については、交通円滑化の観点に加え、沿道地区の街並み形成や生活の利便性・安全性をあわせ、そのあり方を検討して整備していく。

● 生活を支える道路網の計画的・体系的な整備を進める

① 各住区と中心市街地を結ぶ生活幹線道路を充実する

- ・ 街（まち）の都市計画道路を、現状及び将来のまちづくり方向・土地利用動向に対応した道路体系の見直しを進めることにより、市街地の活性化・快適化を担う道路網として位置づける。
- ・ 都市計画道路の未整備区間について、都市構造や交通処理等を勘案してあり方の見直しを行う。
- ・ 「ふるさと軸」（西町地区：野上通、南町地区：南ヶ丘通、学田地区：岩見通）は、それぞれ中心市街地へのアクセス機能の強化を図るとともに、地区のシンボルロードとして歩道の強化、街並みの向上を進める。
- ・ 市街地環状（2条通・岩見通）は、市街地地区の住宅地から通過交通を排除する機能を有する道路として位置づけ、整備を図る。
- ・ JR 遠軽駅周辺の再開発、駅前広場整備に合わせ、JR 遠軽駅や公共施設等へのアクセス道路のあり方を検討する。

② 地区道路の整備、袋地の解消により住宅地の交通円滑化と防災安全性の向上を図る

- ・ 生活道路、生活幹線道路に見られる狭幅員、行き止まり、袋地等については、地区住民の意向を反映しつつ、住宅地の交通の円滑化及び防災安全性の向上を目的として整備改善が望まれる。

③ 橋梁長寿命化計画に基づいた管理を進める

- ・ 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図る。

● あらゆる人に優しい公共交通の整備充実をはかる

① 中心市街地の交通バリアフリー化によりあらゆる人に優しい移動空間をつくる

- ・ 中心市街地及び周辺の交通バリアフリー化により、買い物客、公共交通利用者にとって利用しやすいまちなか歩行空間の整備にさらに努める。

② 公共交通の利用促進と利用者の利便性の向上のため交通結節点機能の強化の検討

- ・ JR、バス等の公共交通の利用の促進と利用者の利便性の向上のため、JR 遠軽駅を中心とした交通結節点の機能強化の検討を図る。

③ 路線バスの充実強化により交通弱者の生活利便性を確保する

- ・ 路線バスの現状維持に努め、バス停留所の快適化等により主として交通弱者の生活利便性を確保する。
- ・ 路線バスの他、都市間高速バス、町内循環バス等のあり方について検討する。

④ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成を進める

- ・ 歩行者・自転車の安全で快適な通行を確保するため、歩行者・自転車の歩行・走行空間のネットワーク化に努める。

⑤ サイン計画

- ・ 来訪者がわかりやすいサインのあり方について検討する。

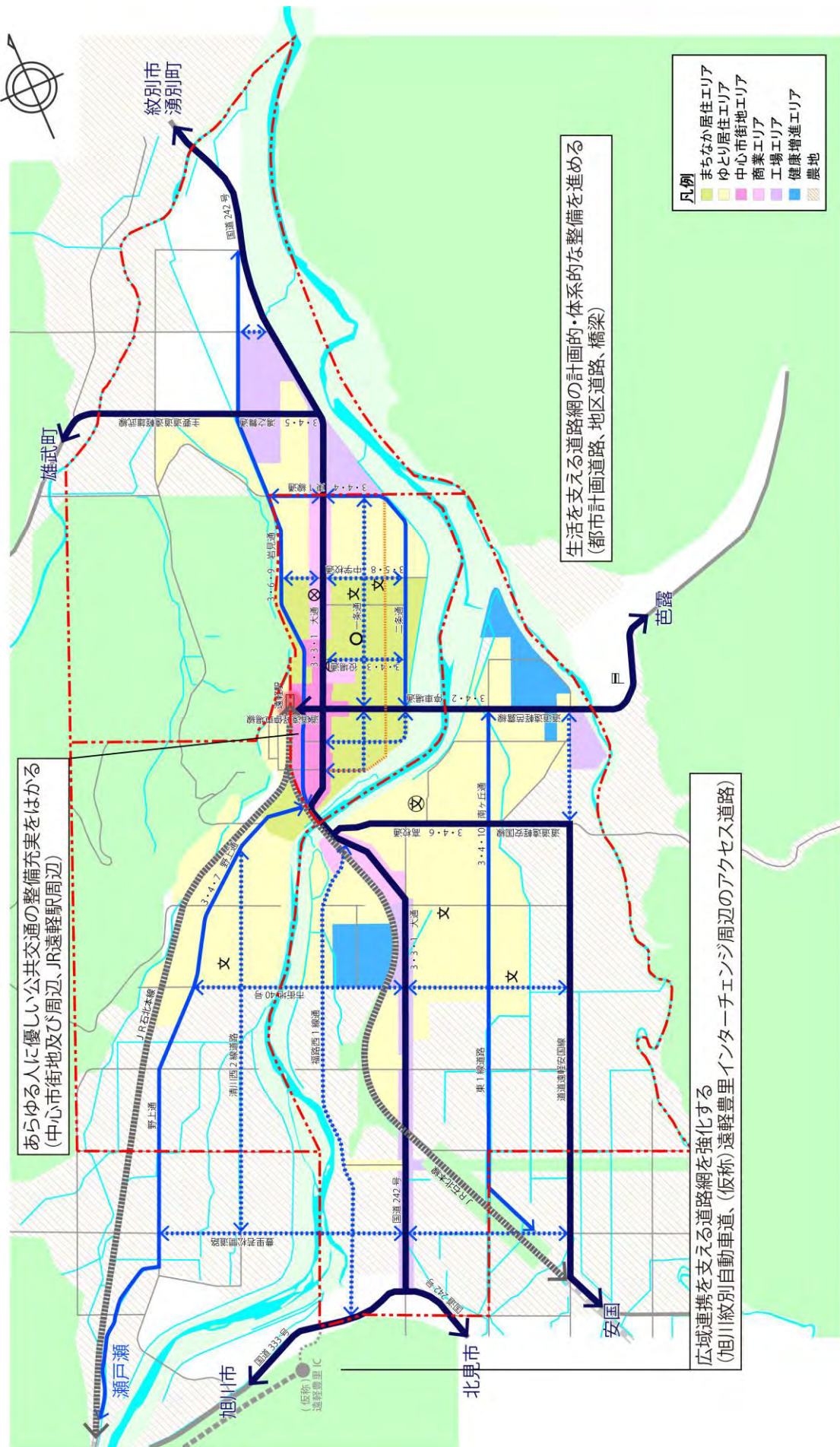


図 5.4 道路・交通網整備の方針

3. 職・住・遊環境整備

職・住・遊環境整備にかかわる問題点・課題【図 5.6】

(1) 中心市街地

- 街（まち）固有の新たな商品・サービス・環境の創出による中心市街地のリフォームを進め、「歩きたい街」「行きたい街」として再生していくことが必要である
 - ・ モータリゼーションと流通革命を背景として、住民の消費行動の多様化・広域化が進み、地元商業を中心とする中心市街地の魅力は相対的に低下し、空き店舗・空き地が増加し続ける等地盤沈下が著しい状況にある。
 - ・ かつての中心市街地は、遠紋地区の商業・金融・飲食娯楽の中心として栄えてきた。現在は、これまでの商業等のサービスが消費者のニーズの多様化により変貌したことと、全国・全道レベルの商業資本が相次いで出店してきているのが、現在の街（まち）の消費環境である。今後は地元の商業者や住民がいかにか新しいサービスを生み出せるかが問われる時代に入っている。
 - ・ こうした背景を踏まえると、中心市街地は、単に商品・サービスの消費の場ではなく、町民や周辺住民の「アイデンティティ⁹の核」、「交流や出会いの場」、「町外資本では取り組めないサービスの拠点」として再生させることが重要と考えられる。そのために地元商店街の意欲ある取り組みや新たな人材・知恵の導入が不可欠である。こうしたまちづくり意欲を町民・地元商店街が共有し、まちづくり（都市計画）の手法によって支援していくことが重要である。
 - ・ この意味で、今後まちづくり（都市計画）において支援可能な施策テーマとして、「新しく固有の機能と空間の導入」「やる気のある店舗施設の共同化」「愛着と誇りが持てる街並み」「歩いてみたくなる歩行環境」が考えられる。
 - ・ 「歩きたい街」「行きたい街」にするため、中心市街地の都市空間・立地環境としての側面から、以下のような問題点・課題と対応策が挙げられる。

(2) 職：商業業務地区・工業地区

- 遠紋地域の拠点的な商業サービス都市としての役割を認識しつつ、店舗等の立地促進・誘導と周辺住環境との調和を進める必要がある
 - ・ まちはオホーツク総合振興局管内の中心に位置し、各種広域行政施設の集積、広域道路網の充実強化や特急停車駅が存在により、広域的な生活サービスの中心都市としての役割を果たしてきた。
 - ・ しかし、現状は北見市・札幌市等へ購買力が大幅に流出しているため、最寄り品や各種生活サービスの商圈中心都市として、町民・圏域住民へのサービス向上を図りながら、多様化する住民ニーズに対応し、全体として商業機能と質を高めていくことが重要である。
 - ・ 沿道立地型店舗の都市空間としては、これまでの経緯から、国道 242 号（大通）の沿道が最もふさわしく、集積のメリットにより広域的な拠点としての利便性が高まっていくことが期待される。このため、この一帯で商業エリアの形成を進めつつ、大規模小売店舗立地法の主旨を踏まえながら、周辺住環境との調和に留意したまちづくりを進める必要がある。

⁹ アイデンティティ(identity)：識別すること。この場合、地域を他と区別する個性の集合体を指す。

● 今後予想される工業立地に対して、計画的な誘導・集積を進め、工業系土地利用の促進を図る必要がある

- ・ 街（まち）の準工業地域は、学田地区の工業地・国道沿線・特別工業地区、南町の国道沿線、宮前町機関区跡地、大通北2丁目の一部及び東町3丁目となっている。
- ・ 現在、北海道の製造業を取り巻く経済環境は大変厳しく、遠軽町においても順調な製造業の設備投資や規模拡大は困難と思われるが、高規格幹線道路網の整備によるアクセス時間の短縮効果を活かした物流関係企業の立地可能性がある。このため、企業立地動向と土地利用の調和を見極めながら、南町地区（豊里）を中心に用途地域指定の見直し等を検討する。
- ・ また、学田地区では、緑に囲まれた工業地としての環境の維持を検討する。

(3) 住：住居地区

● 市街地地区は、利便性の高さを活かし、低未利用地の活用により拠点機能を高め、まちなか居住を進めていくことが必要である

- ・ 中心市街地を取り囲む市街地地区は、行政サービス・福祉サービス・商業サービスの集積があり、利便性の高い地区である。
- ・ 現在、中心市街地の土地利用が進んでいるものの、依然として約10haの低未利用地や農地があり、都市空間の有効利用が行われておらず、地区の老朽化等から人口が減少傾向にある（図5.5 地区別人口増減数（国勢調査、平成17年度～平成22年度の数値）参照）。また、超高齢社会においては、独居老人や夫婦のみ世帯が増加していくことが予想される。

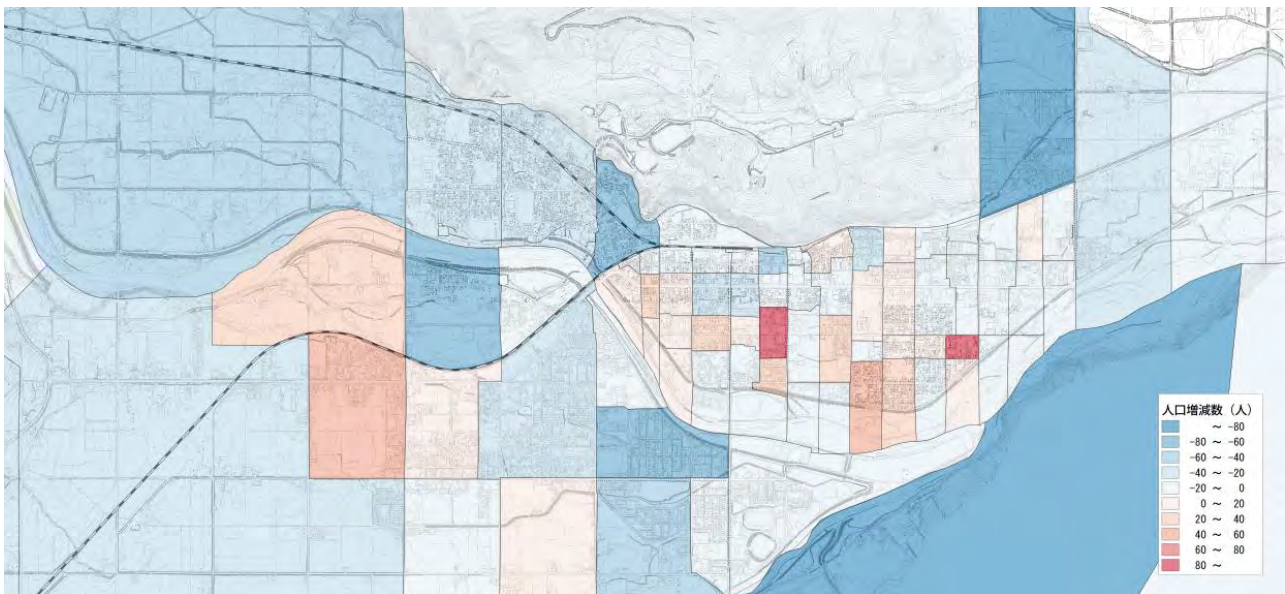


図 5.5 地区別人口増減数（国勢調査、平成17年度～平成22年度の数値）

- ・ 従って、少子高齢化の進展に伴い、徒歩圏で充足するまちづくりを図るため、今後、公共公益施設のうち、まち全体のサービス、広域的なサービスにかかわるものは、利便性の高い地区に集積していくことが望ましい。

- ・ さらに、市街地地区の区画形状の整序、人に優しい歩行空間の形成、公営住宅や民間賃貸住宅のまちなか建設の誘導等、都市基盤の有効活用、市街地の人口増加等に取り組み市街地の活性化を図ることが重要である。
- ・ あわせて、公共施設の跡地利用も含めた緑化を進めていくことが求められる。

● **周辺一般住宅地は、緑とうるおいの創出、安全で安心な地区道路の整備等により、より住み良い居住環境を整備していく必要がある**

- ・ 学田地区における「名寄本線跡地」、「岩見通（旧国道）の並木道」、西町から市街地にかけての「せせらぎ水路」と「湧別川河川緑地」、南町における「湧別川河川緑地」や「用水路」といった資源は、散策したり休憩できる場としての整備を行うことにより、地区の個性と快適性を高めていくことが求められる。
- ・ 「交通・道路網」の項でも述べたが、一般住宅地では行き止まり道路・袋地・狭幅員道路により、災害時の安全性低下や冬期の歩行困難等が見られるため、地区計画等も視野に入れ検討していくことが求められる。
- ・ 各地区のコミュニティ施設や学校の更新にあたっては、コミュニティのシンボル、また、地区ごとの住民の交流の場や、多様な年齢層が利用しやすい施設として複合的・混合的に整備し、活性化に寄与する施設整備・利用を進めていくことが求められる。

(4) 遊：レクリエーション・スポーツ地区

● **中心部の観光施設やランドマークのネットワーク化と利活用を進めることが重要である**

- ・ 街（まち）を特徴づけるランドマーク¹⁰間を連絡する歩行空間の総チェックを行い、快適性・安全性・利便性等の観点から判断し、必要性の高い箇所を重点的に整備していくことが重要である。
- ・ 良好な景観を形成する建造物等については保全に努めるとともに、現代的な付加価値をつけて利活用していくことにより、個性を大切にしながら街並み形成を進めることが重要である。

● **「森」と「木」・「花」の文化を育む視点による太陽の丘えんがる公園の利活用について検討する**

- ・ 遠軽町を囲む森は、国有林・町有林等林業生産の基盤となる資源である。林業そのものは、森林産業構造の変化からかつてのような活気を取り戻すことは難しいものの、クラフト産業や野外活動・体験学習のフィールドとしては、大きな可能性を持っている。
- ・ 町民にとっても最も身近な緑の空間である「太陽の丘えんがる公園」の今後の整備・運営には、町民の創意や知恵を活かし、遠軽の発展の基盤をつくった森との関わりを深めるような町民の森と木や花の文化を育む場として、活用を図っていくことが考えられる。

¹⁰ ランドマーク(land mark)：その地域を覚えたり説明するため目印になる施設やもの。

● 老若男女が楽しめるスポーツエリアを充実させていく必要がある

- ・ えんがるスポーツ公園は、野球場、テニスコート、陸上競技に利用できる多目的広場、武道館等、町民のスポーツ施設として利用されている。その周辺は湧別川と生田原川という水辺空間に恵まれており、湧別川の河川緑地では、サッカーやラグビーが可能なフィールド及び大規模なパークゴルフ場が整備されている。
- ・ 河川緑地のグラウンドは水はけが悪く、利用が難しい状況にあり、合宿や大会開催時にはグラウンドが不足することもある。子どもたちの教育・スポーツ振興等のために常時利用可能なグラウンドが必要であるが、スポーツ公園周辺はまとまった土地を確保できない。
- ・ 福路2丁目に建設されたえんがる温水プールは町民の健康増進の場として有効活用されており、周辺には現在サッカー・ラグビーグラウンドの建設が進んでいる。
- ・ ロックバレースキー場では（仮称）遠軽豊里インターチェンジの決定により、複合型施設としての道の駅の建設計画が進んでいることから、新たな交流の拠点として整備が必要である。
- ・ このように、本格的に取り組むアスリート¹¹から、高齢者や子どもを含めた一般の住民が身体を動かしながら健康的に交流できるエリアとして、今後も整備と利用を進めていくことが重要である。
- ・ 具体的には、スポーツを通じた他圏域の若者との交流を目指す研修施設、近年のアウトドアスポーツへの参加ニーズを満たすように整備を進めていくことが望まれる。

¹¹ アスリート(athlete)：運動選手

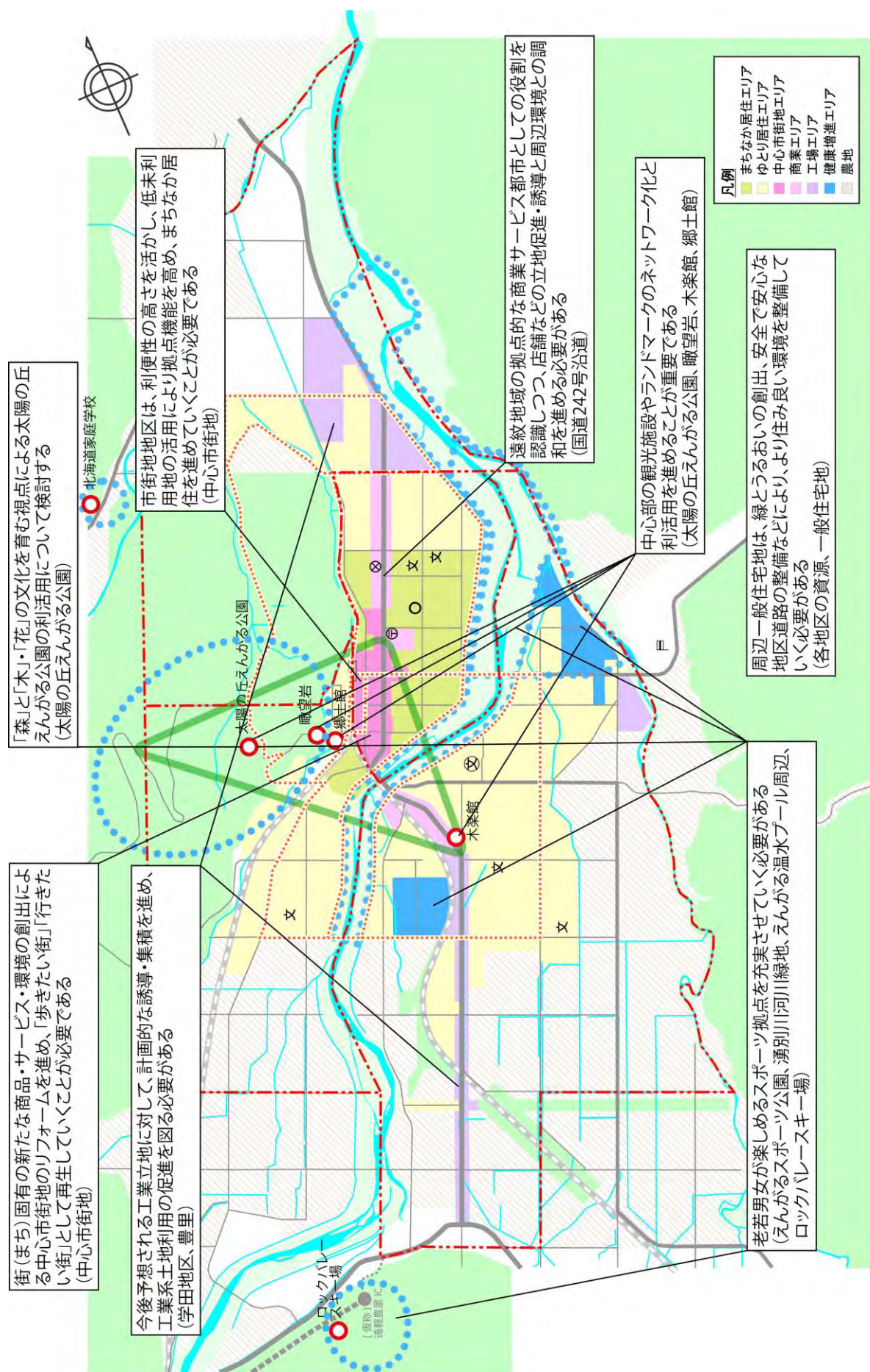


図 5.6 職・住・遊環境整備にかかわる問題点・課題

職・住・遊環境整備の方針【図 5.7】

街（まち）の生活・経済の基盤となる、職（商工業）・住（住環境）・遊（観光・レクリエーション）等についての施設と環境整備について以下のように方針づける。

（1）目標

生きがいとふれあいがあふれるまち

遠紋地域の中心として広域的機能を高めつつ、住まいと近接した余暇活動やビジネスの空間として機能と質を高めていく。

（2）基本方針

● 活き活きとした商工業環境づくりを進める

① 中心市街地エリアでは、街（まち）の顔、広域商業サービスの拠点にふさわしい機能と街並み形成を図る

- ・ 中心市街地は、駅周辺、岩見通商店街、大通商店街それぞれ、広域の観点、少子高齢時代に求められる生活サービスや商業のあり方を検討し、再生と機能充実を進め、街の文化や歴史をとり入れた街並みの形成、歩行者に優しいまちづくりを進め、活性化に積極的に取り組む。

② 商業エリアでは、周辺の街並み・住環境との調和を図る

- ・ 大通の商業エリアでは、来町者を視覚的にもてなす南北交流軸にふさわしい街並み形成に留意するとともに、周辺住宅地の環境との調和を図る。

③ 工場エリアでは、緑化等の環境整備を促進する

- ・ 工場エリアでは、遠軽町の産業振興につなげるための企業誘致を進め、環境保全のために緑化等の周辺環境整備を促進する。

● あらゆる人に優しい豊かな住まいの場の整備を進める

① 市街地地区ではまちなか居住を推進し、緑・うるおい機能、コミュニティ機能や歩行系ネットワークの充実を進める

- ・ 中心市街地周辺は、まちなか居住エリアとし、低未利用地を活用し、公営住宅等の整備を含めた民間賃貸住宅の適切な誘導にあわせて必要なコミュニティサービスや福祉サービスの充実を図り、コミュニティの活性化を進める。それとともに各施設間の歩行系ネットワークの充実を図る。
- ・ 太陽の丘えんがる公園から湧別川サイクリングロード、南ヶ丘通、40号線、野上通で構成されるループは、歩行者・自転車のための道として位置づけ、整備していくとともに、郊外と市街地をつなげて、街（まち）の基幹的な緑のネットワークとしていく。

② 市街地周辺地区では、地区道路の整備、緑・うるおい機能の充実を進める

- ・ 西町地区では、「ふるさと軸」の整備、主として行き止まり道路、袋地の解消に努め、地区の生活安全性の向上を図る。
- ・ 南町地区では、街区の適切な利用による低層住宅の配置、利用しやすいオープンスペースや緑地の整備に努め、地区のうるおいを高めていく。
- ・ 市街地の南側では、低未利用地の活用により、利便性の高い住宅地の形成を進める。
- ・ 学田地区では、公営住宅団地のまちなかへの移転促進を進めるとともに、既存の団地においても住環境の向上に努める。

③ 次世代北方型居住空間モデル構想等を参考に、太陽光発電、森林バイオマス等の新・省エネルギー導入の可能性について検討する

- ・ エネルギーの地産地消を推進するほか、森林バイオマスの多角的な利用を検討する。

● 広域交流を促進するレクリエーション環境の整備を進める

① 広域観光の推進と連携した街並みづくりを進める

- ・ オホーツク花回遊等、広域的な地域のイメージアップや観光促進の施策と連携して、緑化による街並み演出を進める。
- ・ 街（まち）周辺の森林地域にふさわしく、沿道の緑化に努め、身近な緑が豊富な街（まち）のイメージを高めていく。

② 太陽の丘えんがる公園の魅力アップを進める

- ・ 太陽の丘えんがる公園・見晴牧場は、遠軽町民のみならず、オホーツク地域全体の広域的な観光・レクリエーション拠点として、さらなる魅力アップと交流人口増に取り組んでいく。

③ スポーツ拠点の遊び機能を充実する

- ・ えんがるスポーツ公園及び湧別川河川緑地は、現在までに整備された野球場・武道館・テニスコート・パークゴルフ場・サッカー場、多目的広場、ソフトボール球場等の有効活用を通じ、地域の子供達の自然学習に資するほか、地域のアスリートやあらゆるスポーツ好きの人の交流の場、スポーツ振興の場として機能充実を進めていく。
- ・ えんがる温水プール及び建設が進んでいる周辺の施設は町民の健康増進はもとより、合宿や大会等でも使用できる施設整備を行い、健康・交流の場として機能充実を進めていく。

④ イベント開催により街（まち）の活性化を図る

- ・ 太陽の丘コスモスフェスタやえんがる物産まつり等のイベント開催は、町外から大きな入り込みが期待でき、地域事業者が出店する機会を通して、売り上げ増加や商品 PR として期待が高く、また主に飲食店やガソリンスタンド等での消費活動の向上も図ることができるため、積極的に進めていくことで街（まち）の活性化を図る。

⑤ 芸術・文化活動拠点施設の整備を図る

- ・ 福祉センターの老朽化に伴う建て替えにおいては、現在の機能を有し、さらに、芸術・文化活動に活用可能な複合的施設の整備を図る。

● 生活環境の整備充実を進める

① 都市施設の広域連携を図る

- ・ 遠軽地域循環型社会形成推進地域計画のように、都市施設と周辺地域が連携した計画づくりを行い、施設の整備・管理等を図る。

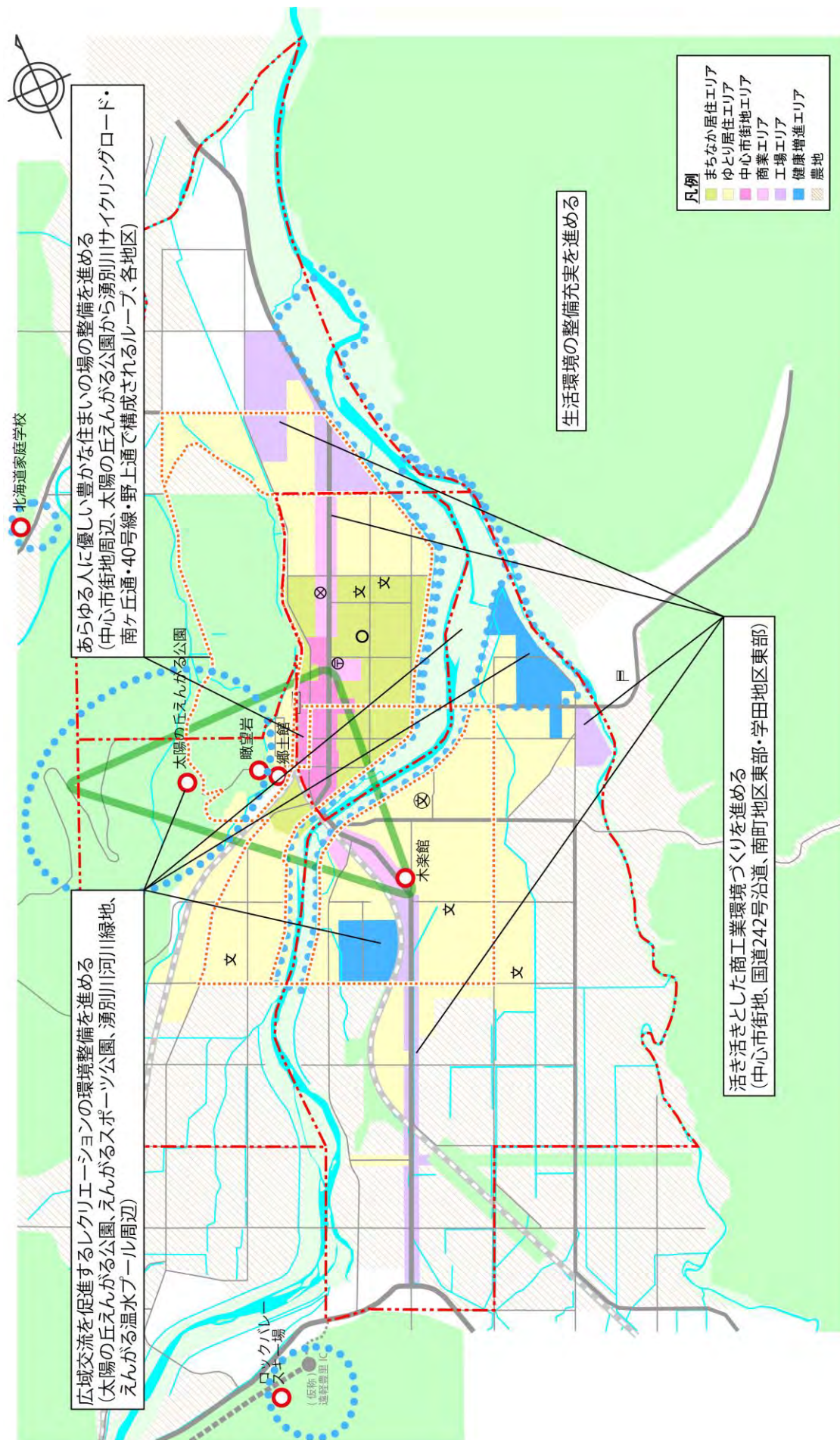
② 下水道の整備を進め普及率を高める

- ・ 遠軽処理区の現在の下水道全体計画処理面積は用途地域とその周辺を基本として、予定処理区域は面積 658.5ha、計画処理人口 15,400 人である。下水道普及率は 90.5%¹²で、下水道が整備されている都市としては上位であるが、今後も整備推進・水洗化促進等により生活環境の改善と湧別川水系の水質保全を図る。
- ・ 未整備地域の整備及び水洗化の推進とあわせ、老朽化した下水道施設の計画的な改築更新を図る。
- ・ 用途地域等の変更箇所、（仮称）遠軽豊里インターチェンジの設置に伴う施設整備に関して、生活環境の改善・維持、施設の衛生管理の必要性から下水道の整備を図る。
- ・ 将来的な土地利用と整合を図りながら、公共下水道の整備を行う。

③ 新・省エネルギーの導入を検討する

- ・ 太陽光発電や森林バイオマス等の新・省エネルギーを取り入れた街(まち)づくりを進める。

¹² 下水道普及率：遠軽町公共下水道事業計画（平成 26 年度）



4. 緑・うるおいの整備と保全

緑・うるおいの整備と保全にかかわる問題点・課題【図 5.8】

● 緑・うるおいの配置には、量から質への転換が求められる

- ・ 町民 1 人当たりの都市計画公園供用面積¹³は、 $26\text{m}^2/\text{人}$ であり、全道と比較しても高い水準にあると言える（全道平均： $14\text{m}^2/\text{人}$ ）。大きな面積を有しているのは太陽の丘えんがる公園・えんがるスポーツ公園・湧別川河川緑地である。
- ・ 一方、街区公園は南町に比較的多いが、市街地地区・西町地区に少ない。また、緑地も 100m^2 程度と、小規模な緑地が多い。
- ・ 湧別川河川緑地は、子どもたちの水遊びの場、ゆったりとした散策の場として人気を集めている。しかし、管理用道路の登り口は $200\sim 500\text{m}$ 間隔と長く宅地が密接しており、自動車や徒歩によるアクセスがしにくい箇所がある。
- ・ このように、街（まち）の公園緑地は、量的には十分であると言えるが、アクセス・利用性・住民ニーズとの整合等の点において、まだ多くの課題を残しており、今後は、特に地区の住民と検討を重ね、緑の基本計画策定や公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の整備等、利用しやすい公園緑地の整備を検討すべきである。

● 歩行者と自転車のための道、うるおいのあるネットワークが求められる

- ・ 遠軽町では誰でも気軽に取り組めるウォーキング及びサイクリング人口が増加しており、中高生にとって自転車は「日常の足」となっている。
- ・ ウォーキング及びサイクリングを支える施設として、湧別川左岸の一部にサイクリングロードが整備されているが、起終点も含め、各地区との連絡が十分とは言えない。その他、都市計画道路についても一部未整備箇所が残っているため、歩道の整備が完了しておらず、総じてウォーキング及びサイクリングを支援するネットワークは未完成である。
- ・ ネットワークを構成する要素となる空間としては「名寄本線跡地」「湧別川堤防」「幹線の歩道・並木道」「用排水路」等があり、これらを相互に連絡し、さらに太陽の丘えんがる公園・えんがるスポーツ公園といった公園施設や生活サービス施設を結びつけていくことが重要な課題である。

● 「森」と「木」・「花」の文化をさらに高めていくことが求められる

- ・ 森には、産業資源としてだけでなく、保水機能、水の浄化、土砂の流出防止機能、二酸化炭素の固定といった多様な公益的機能があるばかりか、人間にとっては保健・休養の効果がある。
- ・ 街（まち）を囲む森を守り、次代に伝えていくためには、町民自らが森を知り、森とふれあい、守っていくための働きが必要であり、これらの活動の集積が一つの文化になるといえる。
- ・ 木楽館は、森の資源をクラフトに高め、まちの特産品として育てる取り組みであり、地域生産組織の育成及び指導も行われている。

¹³ 人口は平成 22 年度国勢調査の人口、遠軽町の都市計画公園面積は前述（湧別川河川緑地を除く）、北海道の都市計画公園面積は北海道のホームページ（平成 24 年 3 月）より

- ・ 今後、より町民が身近に森林の恵みにふれられるよう、様々な分野で遠軽産の木を用いる、森での遊びや野外学習のメニューを充実する等、より文化として高めていくことが期待される。
- ・ 太陽の丘コスモスフェスタ等のイベント等と連携した街（まち）の整備や活動を行い、遠軽町内外の人たちに緑と花で演出された心地の良い空間を提供することが期待される。

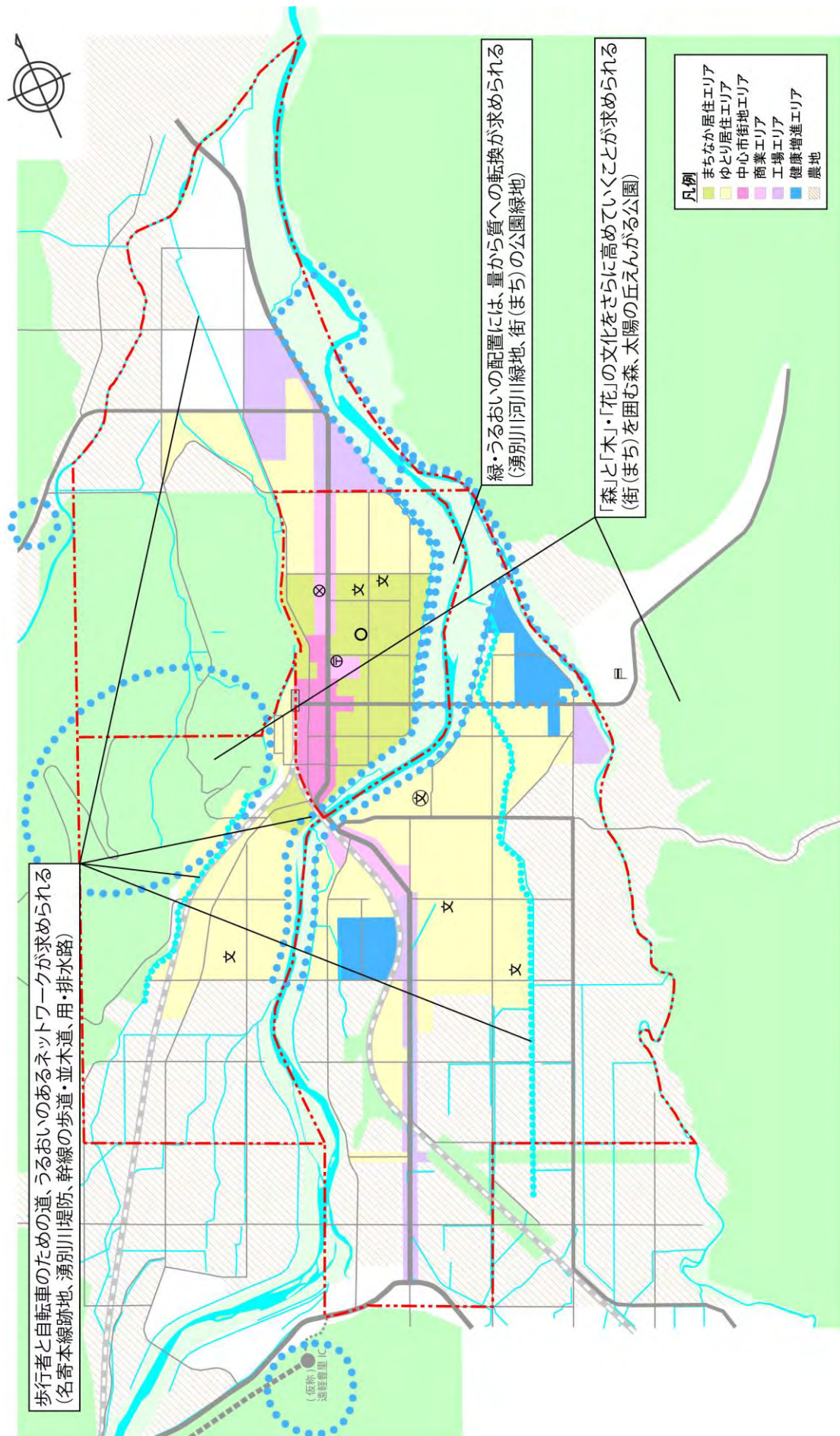


図 5.8 緑・うるおいの整備と保全にかかわる問題点・課題

緑・うるおいの整備と保全の方針【図 5.9】

都市計画公園・緑地・河川・水路の整備について以下のように方針づける。

(1) 目標

森の文化を高め、実感できるまち

遠軽町のアイデンティティである森と水とのふれあい機会を高め、森林の街（まち）としての文化を創出していく。

(2) 基本方針

● 豊かな緑とうるおい資源の保全・活用と身近な緑の充実を進める

① 森と水の質を高め、市街地の緑を増やしつなげていく

- ・ 湧別川と2つの緑の拠点（太陽の丘えんがる公園・えんがるスポーツ公園）という恵まれた緑資源を活かして、まちなかの緑を関連づけ、つなげていく。
- ・ 湧別川は水質の向上に取り組み、生田原川はヤマメの棲む清流として環境を保全していく。
- ・ 湧別川をはじめとする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺の空間の活用や、総合的な治水対策に努める。
- ・ 市街地内の水路は、流入する生活排水や土砂の処理等により水質を改善するとともに、うるおいネットワークとして質を高めていき、可能な部分については、歩行者ネットワークとして活用していく。
- ・ 市街地内の樹木・緑地は、貴重な身近な緑として周辺の住宅や施設との融和を図りつつ可能な限り保全し、コミュニティのシンボルとなる公有的なうるおい資源として利活用する。

● 市街地と郊外の緑ネットワークの強化を進める

① 郊外と市街地の緑をつなげてネットワーク化していく

- ・ 郊外の緑と市街地の緑を水路や緑道でつなぎ、景観的な連続性を演出するとともに、町民参加型による植栽活動等を通して、まちなかで鳥や森の小動物と出会える機会を増やしていく。

● 緑とのふれあい機会の増大と次代への継承をはかる

① 「森」と「木」・「花」を活用した交流を進め文化へと高めていく

- ・ 太陽の丘えんがる公園や周辺の森林では、ふれられる森としての利活用を進め、森から派生するさまざまな創作活動や野山の散策等が町民の日常生活として定着するような施策を進め、森を核とした町民文化づくりを進める。
- ・ 太陽の丘コスモスフェスタ等のイベント等と連携した街（まち）の整備や活動を行い、緑と花による空間づくりを進める。

● 緑の確保、公園や緑地の整備を計画的に進める

① 将来に向け計画的に緑の保全・整備を推進していく

- ・ 緑の保全及び緑化の推進を計画的に進めるため、緑の基本計画の策定を検討する。

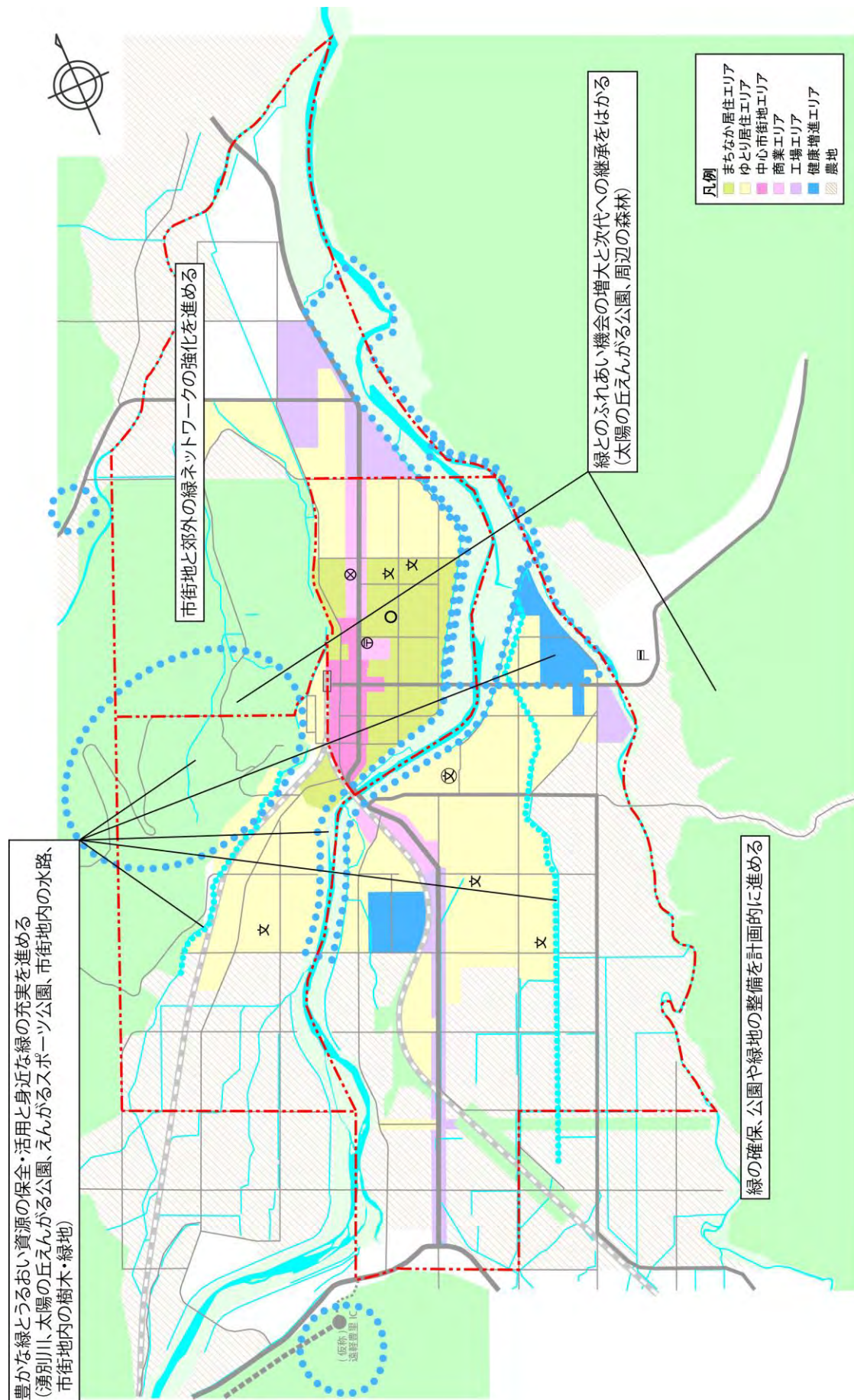


図 5.9 緑・うるおいの整備と保全の方針

5. 街（まち）の景観形成

街（まち）の景観形成にかかわる問題点・課題【図 5.10】

● 瞰望岩を遠軽のシンボルとして守っていくことが必要である

- ・ 街（まち）の景観的な特徴は、湧別川がもたらした沖積平野と周辺の盆地地形である。市街地は森に囲まれ、川が市街地中央部を流れる。遠軽停車場線は「太陽の丘」をまっすぐに望み、その見通し景観は最も特徴的なまちのふるさと景観の一つである。
- ・ 街（まち）のシンボルである「瞰望岩」は、国道 242 号から大通に入るとまもなく見え、街（まち）のほとんどの場所から見るができる。これは街（まち）の地形と「太陽の丘」のふもとにある市街地の建物が比較的低いからである。
- ・ いつの日も変わらないふるさと景観は、町民のアイデンティティの源泉の一つになっていると考えられる。こうした特徴的な眺望が得られるスカイライン¹⁴は保全すべきであり、建築や広告等による景観に十分配慮していくことが必要である。

● 「遠軽らしさ」を表す地形・地物・建物を保全し、活用することが必要である

- ・ 遠軽らしさを表す景観資源としては、キリスト教の大学を設立すべく入植して以来の町民の生活文化をにじませる人文系の資源、特に点在する良好な景観を形成する建築物が代表的である。また、湧別川と周囲の丘陵部にアイヌの人々の生活の痕跡がたくさん残されてきた。
- ・ 遠軽らしさを表す建築物については、都市化の過程で失われたものも多いが、それらにまつわる歴史も含めて守り、伝承していくことが重要と考えられる。
- ・ このように、今後は利便・効率を追求したスクラップ・アンド・ビルド¹⁵を繰り返すまちづくりから、遠軽らしさを表す景観資源の特徴や背景の歴史を町民が再発見し、現代の知恵と技術で活用し、新たな価値を生み出すことに重点をおいて、文化を創造していくことが求められる。

● 「通り」景観を磨き、個性を高めていくことが重要である

- ・ 都市の公共空間では、通りの景観が最も重要である。街の目抜き通り、各地区の界隈はその街のシンボル軸である。
- ・ 街（まち）のもつ資源性からは「森」「水」「歴史」等がテーマとして考えられるが、町民の意向・意見を採り入れながら、街（まち）全体のシンボル軸、各地区のシンボル軸を位置づけ、それぞれの通り沿いの家々が形作る街並み景観のイメージアップを図っていくことが重要である。
- ・ 特に個性ある通り景観を創出する観点から、画一的な商業広告看板が街並み景観を乱すことが多いため、産業活動との調和を図りながら、一定の規制や誘導を検討することも考えられる。

¹⁴ スカイライン(sky_line)：市街地の建築群の屋上が連続する線。

¹⁵ スクラップ・アンド・ビルド(scrap_and_build)：老朽施設を廃棄・整理して新しく効率の良い施設を作ること。

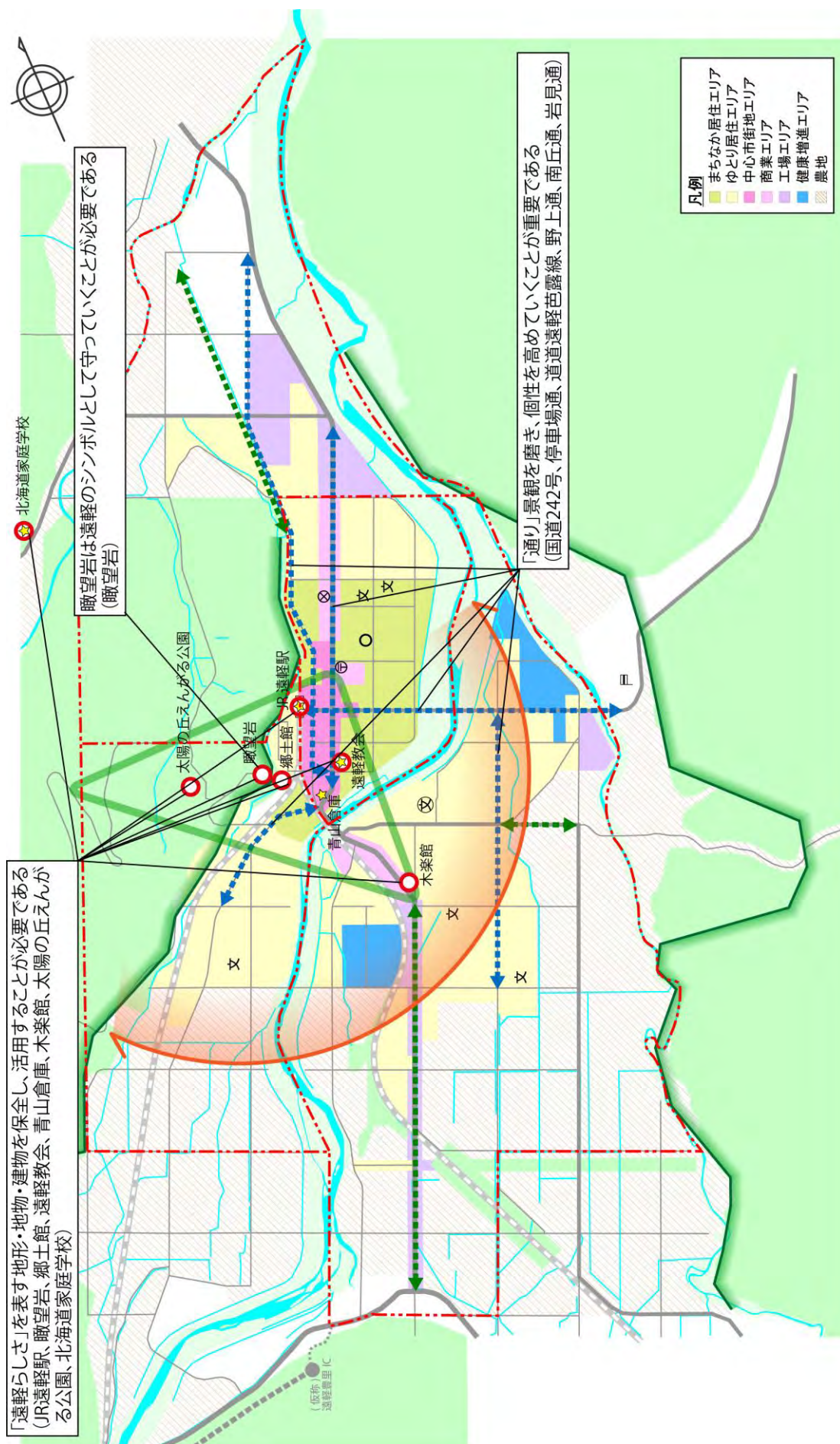


図 5.10 街（まち）の景観形成にかかわる問題点・課題

街（まち）の景観形成の方針【図 5.11】

景観形成・街並みのイメージアップについて以下のように方針づける。

(1) 目標

「瞰望岩」を軸とした個性ある景観のまち

ランドマーク「瞰望岩」を抱く丘や緑の山並みへの眺望を確保し、歴史的な美しい軸景観を大切にしていく。

(2) 基本方針

● 遠軽町らしい景観形成をはかる

① 景観資源の維持・活用等を通じ、景観意識を醸成する

- ・ 遠軽町らしい景観形成のために、瞰望岩等の景観資源の維持・活用、沿道景観の維持・形成等を通じ、景観に関する意識を醸成する。

● 街（まち）を囲む緑景観への眺望を確保する

① 主要軸の見通し景観を保全し、中心市街地のスカイラインを一定に保つ

- ・ 東西交流軸である停車場線は、遠軽駅の白い壁・三角屋根と背景の丘陵地の緑のコントラストが素晴らしい景観を呈しており、巨大広告や調和しない建物等を抑制し、保全していく。
- ・ 南北交流軸である大通の木楽館から遠軽橋にいたるエリアは、シンボル『瞰望岩』を見上げ、清流湧別川を見下ろすドラマチックな景観を保全する。
- ・ まちの至る所から瞰望岩が見える固有の眺望を保全するため、建物の高さの調和を保ち、広告等の景観に配慮する。

● 街（まち）の特徴あるランドマークの保全・活用に努める

① 特徴あるランドマークの保全に努める

- ・ 街（まち）の歴史を伝える特徴ある建造物は、ふるさと景観のポイントとして保全に努める。
- ・ この他にも大通公園周辺、宮前町・瞰望岩周辺等において、歴史文化の薫りを活かした景観整備を進める。

● もてなしと懐かしさが同居する軸景観＝街並みの保全と充実をはかる

①「ふるさと軸」の街並みや統一感のある花・緑景観を充実する

- ・ 西町地区の「ふるさと軸」野上通は、歴史ある市街地としてふさわしい暖かみのある街並み整備を進める。
- ・ 南町地区の「ふるさと軸」南ヶ丘通は、アップダウンのある変化ある景色や周辺のうるおいあるイメージを大切に街路樹や住宅地の緑化を進める。
- ・ 学田地区の「ふるさと軸」岩見通は、背後の緑の丘陵地の景観と調和した街並み整備や歩道整備を進める。
- ・ その他にも、コミュニティ活動や季節のイベント等と連携した植樹樹を利用した花壇作りを進め、もてなしの気持ちを表現した調和のとれた道路景観づくりを進める。

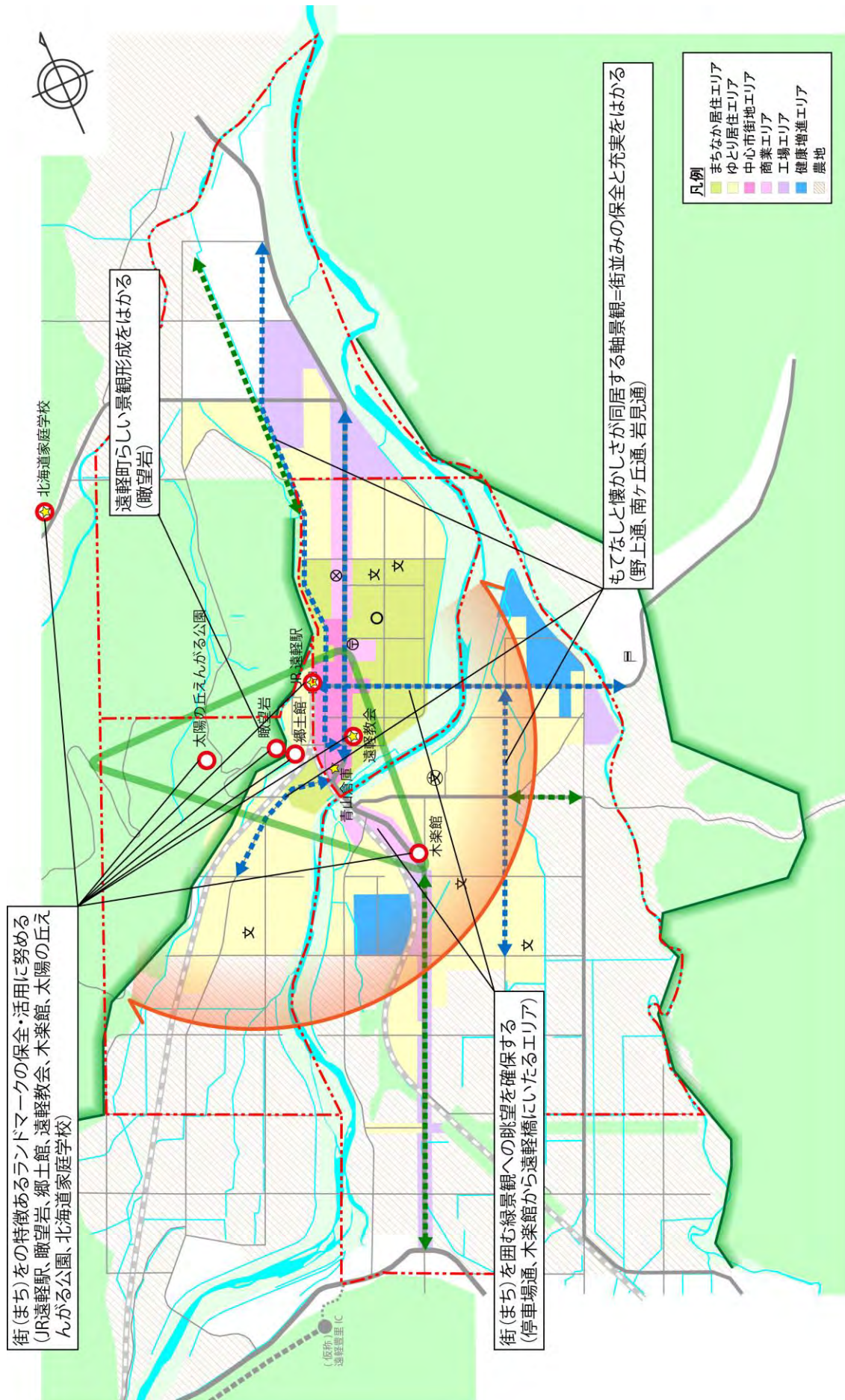


図 5.11 街（まち）の景観形成の方針

6. 街（まち）づくりの構想図

これまでに述べた基本方針を統合し、将来の街（まち）づくりの方向を都市計画マスタープランの基本となる『街（まち）づくりの構想図』として次のページに示す。【図 5.12】

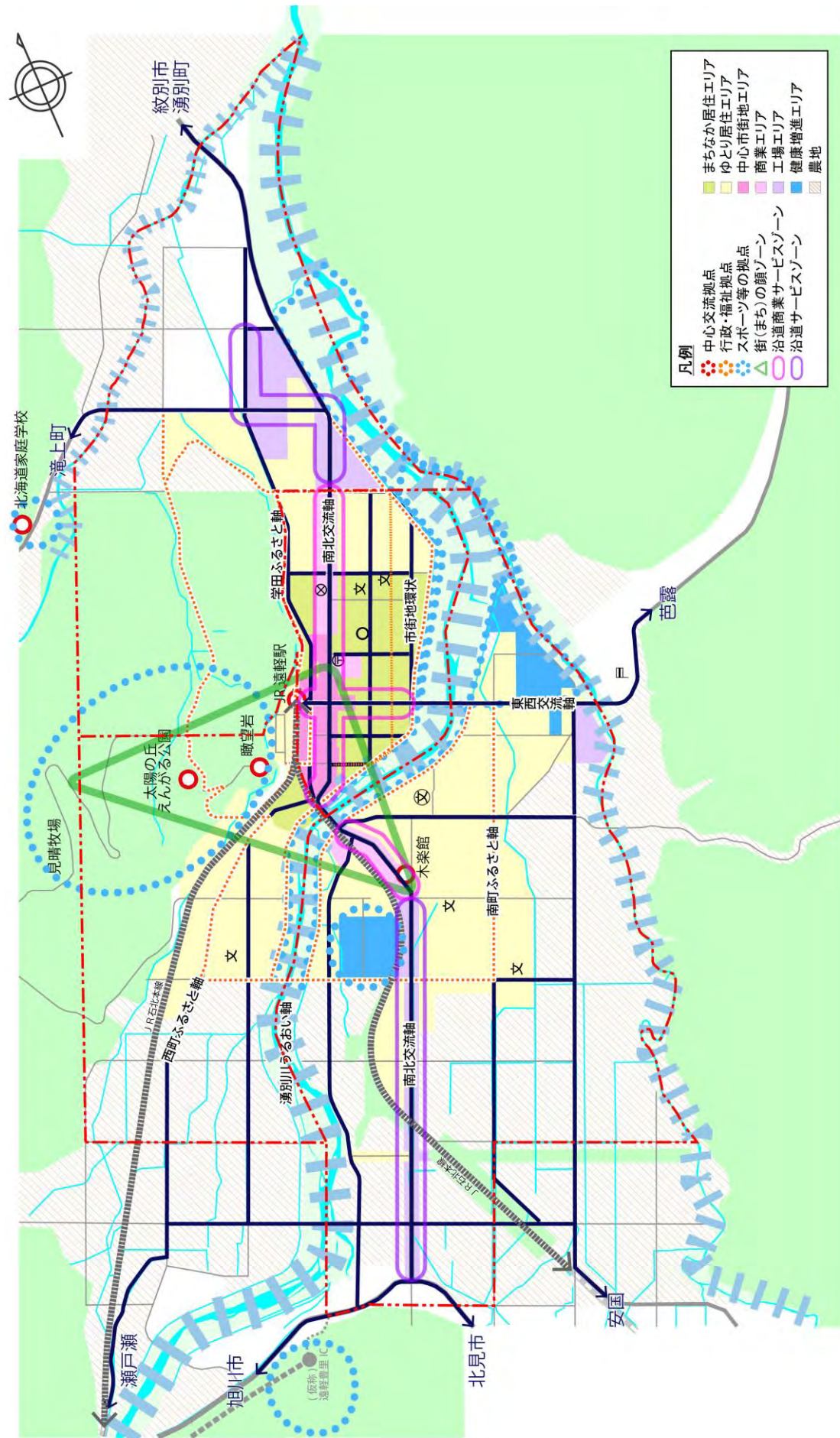


図 5.12 街（まち）づくりの構想図



第 6 章

地区別街（まち）づくり構想

1. 市街地地区

市街地地区の特性と問題点・課題【図 6.1】

(1) 市街地地区の特性

- ・ 岩見通及び大通国道沿線の南 4 丁目から北 2 丁目の範囲は、街（まち）の交通の要衝でもあるが、商業施設・飲食施設等も多く中心市街地的要素を多く占めている。
- ・ 大通北 3 丁目から 8 丁目にかけての国道沿線は、広域医療の中心を担っている遠軽厚生病院等の沿道サービス機能が集積している。
- ・ 役場周辺は、遠軽町及び国や北海道の行政施設等が集積している。
- ・ 道道遠軽芭露線沿線は、大規模店舗や小売店・飲食店が立地している。
- ・ その他の住宅地については、低層住宅を基調として公営・民営の集合住宅が混在している。

(2) 市街地地区の将来計画等

- ・ JR 遠軽駅周辺の再開発
- ・ 中学校通の拡幅整備

(3) 市街地地区の問題点・課題

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. 住宅地と工場の用途混在に伴う問題を改善する必要がある
- 1-2. 大通商店街等の空き地・空き店舗を解消し、土地建物利用を活性化させる必要がある

2. 道路・交通網

- 2-1. 地区内移動と広域移動を分離する市街地の環状道路の機能を維持・強化する必要がある（2 条通・岩見通）
- 2-2. JR 遠軽駅の交通結節点機能の強化（駅前広場拡張・路線バス乗り入れ等）を検討する必要がある
- 2-3. 防災・除排雪上の問題がある行き止まり道路・袋地について改善する必要がある
- 2-4. 中心市街地の利便性を向上する道路・駐車場の整備を検討する必要がある

3. 職・住・遊環境

- 3-1. 住民ニーズにあった商業サービスの導入・再編、起業の促進等により中心市街地の活性化を進める必要がある
- 3-2. 安全・安心・快適に買い物・散歩・休憩ができる中心市街地の通り・店舗・景観のデザインを進める必要がある
- 3-3. 空き地・空き店舗の活性化に役立つ多様な利用を促進する必要がある
- 3-4. 大通沿線、停車場通等メインストリートの景観・環境整備が必要である
- 3-5. まちなか居住を進めて人口密度を向上し、活性化を進める必要がある
- 3-6. 都市防災上問題のある地区について、更新・住環境整備を進める必要がある

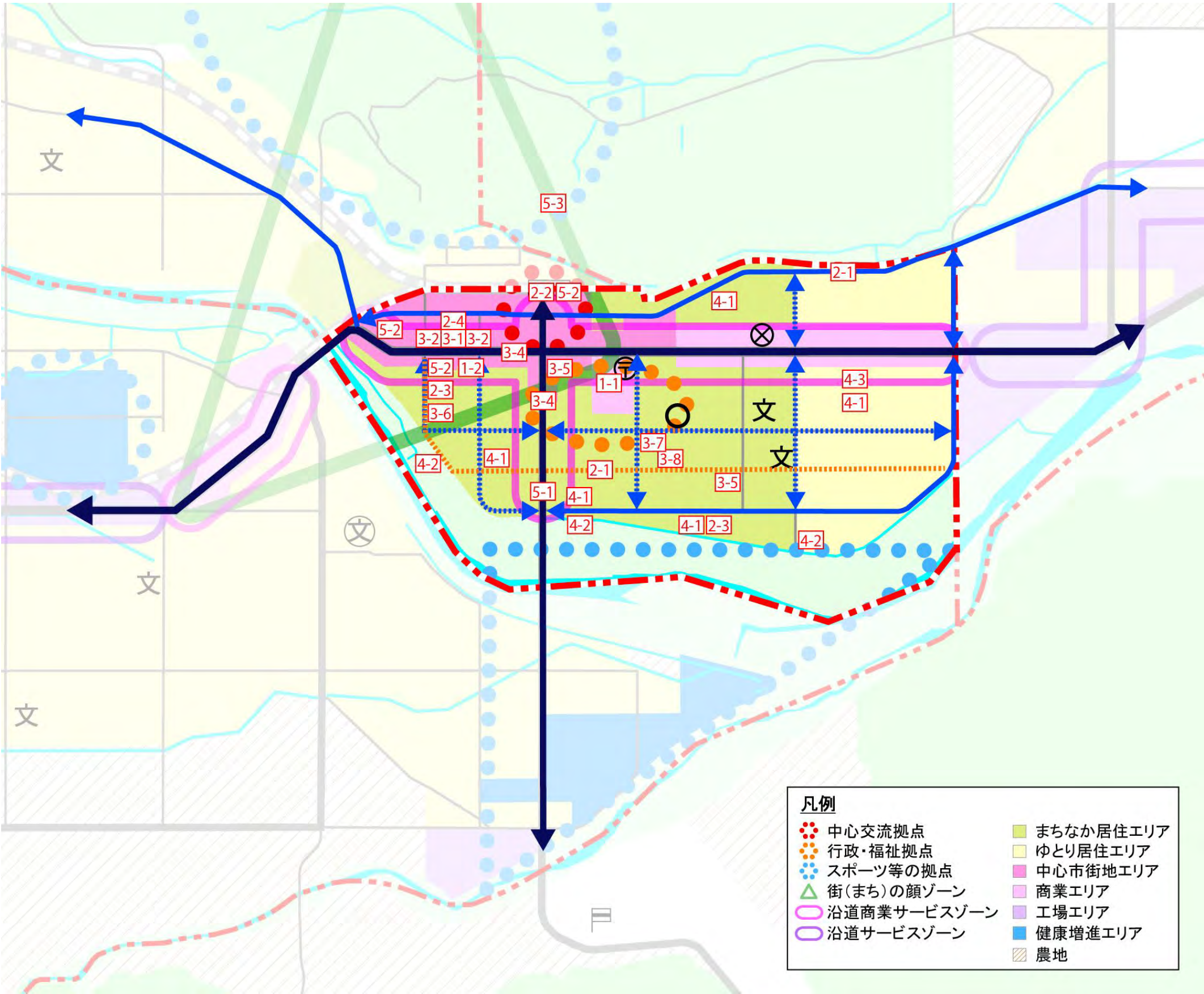
- 3-7. 地区内の児童生徒・高齢者等の安全・安心な憩い・遊び場が必要である
- 3-8. 地区内のコミュニティの交流を促進する機能やプログラムが必要である

4. 緑とうるおい

- 4-1. 他地区に比べ緑が少ないため、緑地整備や民地の緑化等によりうるおいを高める必要がある
- 4-2. 湧別川へのアクセスポイントを増やしたり、サイクリングロードを整備し、川辺をより利用しやすくする必要がある
- 4-3. 小規模な緑地はうるおいに欠けるため改善が必要である

5. 街（まち）の景観

- 5-1. 停車場通から見た太陽の丘への見通し景観を保全する必要がある
- 5-2. 街（まち）の歴史を伝える特徴ある建造物の保全・再生、歴史の表象を進める必要がある
- 5-3. 街の顔ゾーンは特に外部の人を意識した秩序ある景観と情報提供を進める必要がある



- 1. 土地利用・環境保全**
 - 1-1. 住宅地と工場の用途混在に伴う問題を改善する必要がある
 - 1-2. 大通商店街等の空き地・空き店舗を解消し、土地建物利用を活性化させる必要がある
- 2. 道路・交通網**
 - 2-1. 地区内移動と広域移動を分離する市街地の環状道路の機能を維持・強化する必要がある（2条通・岩見通）
 - 2-2. JR 遠軽駅の交通結節点機能の強化（駅前広場拡張・路線バス乗り入れ等）を検討する必要がある
 - 2-3. 防災・除排雪上の問題がある行き止まり道路・袋地について改善する必要がある
 - 2-4. 中心市街地の利便性を向上する道路・駐車場の整備を検討する必要がある
- 3. 職・住・遊環境**
 - 3-1. 住民ニーズにあった商業サービスの導入・再編、起業の促進等により中心市街地の活性化を進める必要がある
 - 3-2. 安全・安心・快適に買い物・散歩・休憩ができる中心市街地の通り・店舗・景観のデザインを進める必要がある
 - 3-3. 空き地・空き店舗の活性化に役立つ多様な利用を促進する必要がある
 - 3-4. 大通沿線、停車場通等メインストリートの景観・環境整備が必要である
 - 3-5. まちなか居住を進めて人口密度を向上し、活性化を進める必要がある
 - 3-6. 都市防災上問題のある地区について、更新・住環境整備を進める必要がある
 - 3-7. 地区内の児童生徒・高齢者等の安全・安心な憩い・遊び場が必要である
 - 3-8. 地区内のコミュニティの交流を促進する機能やプログラムが必要である
- 4. 緑とうるおい**
 - 4-1. 他地区に比べ緑が少ないため、緑地整備や民地の緑化等によりうるおいを高める必要がある
 - 4-2. 湧別川へのアクセスポイントを増やしたり、サイクリングロードを整備し、川辺をより利用しやすくする必要がある
 - 4-3. 小規模な緑地はうるおいに欠けるため改善が必要である
- 5. 街（まち）の景観**
 - 5-1. 停車場通から見た太陽の丘への見通し景観を保全する必要がある
 - 5-2. 街（まち）の歴史を伝える特徴ある建造物の保全・再生、歴史の表象を進める必要がある
 - 5-3. 街の顔ゾーンは特に外部の人を意識した秩序ある景観と情報提供を進める必要がある

図 6.1 市街地地区の問題点・課題

市街地地区の街（まち）づくり方向

瞰望岩と湧別川を望む活力ある中心交流拠点づくり

市街地地区街（まち）づくり構想【図 6.2】

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. 中心市街地エリアは、遠紋地区の中心的商業業務地として、駅周辺再開発の検討や新たな生活サービスの創出を検討する
 - ・ JR 遠軽駅周辺では、利便性の高い公共施設の見直しや交通アクセスの見直しも含めた再開発の検討を行う。
- 1-2. 商業エリアは、自動車に対応した商業地の形成を進める
 - ・ 商業エリアでは、生活環境に配慮しつつロードサイドショップ等の誘致を進め、利便性の高いエリアを形成する。
- 1-3. 南 4 丁目から北 4 丁目の住宅地は、まちなか居住エリアとして集合住宅等の配置を進める
 - ・ 今後も進む高齢化に対応してコンパクトな市街地を維持しながら利便性の高い住宅系市街地を形成し、コミュニティの活力を高める。（→3-3）
- 1-4. その他の住宅地は、低層住宅中心の利便性の高い、安心して住める住宅地として整備する
 - ・ 低未利用地の整備を促進し、効率的な土地利用を図りながら低層住宅地として整備する。
- 1-5. 低未利用地・行き止まり地について住民意向を尊重した地区整備を検討する
 - ・ 低未利用地の多くを占める農地の動向を見極めながら市街化を促進する。行き止まり地は地区計画を活用した安全かつ利便性の高い地区への誘導等を検討する。
- 1-6. 福祉拠点は、広域的な医療福祉サービスの拠点としてコミュニティの活性化を進める
 - ・ 福祉拠点では、グループホーム等の高齢者住宅整備や歩道整備を進め、安心して暮らせるまちづくりを継続する。

2. 道路・交通網

- 2-1. 大通を南北交流軸、停車場通を東西交流軸として機能向上と景観整備を進める
 - ・ 南北交流軸、東西交流軸は、広域交通機能を確保しながら緑や花による景観整備を進める。
- 2-2. 2 条通及び岩見通は、市街地環状として位置づけ、岩見通の未整備区間の整備を検討する
 - ・ 国道 242 号の交通を市街地環状へ誘導することにより、中心市街地への不要不急の交通を排除し、交通緩和を図る。
- 2-3. 地区内の効率的な道路網を整備する
 - ・ 現在都市計画決定されている 3・4・4 東 1 線通の見直しを検討する。
- 2-4. JR 遠軽駅と周辺では、交通結節機能の強化を検討する
 - ・ 遠軽駅とバスターミナルは、オホーツク沿岸部や北見市周辺へつなぐ鉄道・バス・その他自動車の交通結節機能を強化し、街（まち）の顔として駅前広場整備を検討する。（→3-2）

3. 職・住・遊環境

- 3-1. **中心市街地エリアでは、歩いて楽しいまちづくりや空き地・空き店舗の活用によるまちの再生を検討する**
 - ・ 商店街の形は南北に長いので、回遊性と買い物等の休憩・交流機能を高めるため、たかはし公園周辺の小径づくりや広場づくり等を進め、歩いて楽しいまちづくりを検討する。（→4-1～4-4）
 - ・ 小売サービスに加え、コミュニティビジネスや文化機能等を含めた新しいサービスを創出・導入していく。
- 3-2. **駅周辺地区では、交通結節機能の強化や文化・交流施設の配置を含む再開発を検討する**
 - ・ JRと路線バスの乗り継ぎ機能強化・バリアフリー化・自動車アクセス利便の向上を含めた駅前広場整備、アクセス道路整備について検討する。
- 3-3. **まちなか居住エリアでは、集合住宅を中心とした住宅地を積極的に形成し、コミュニティの活性化を進める**
 - ・ 中心市街地の活性化のため、居住ニーズを見極めながら、公営住宅・民営借家の役割分担を適切に図り、集合住宅やコミュニティ施設等の整備に努める。
- 3-4. **大通南2丁目付近では、防災安全性やゆとりある住宅地の形成を検討する**
 - ・ 地区計画等の手法により、住民とともに地区整備のあり方を検討する。
- 3-5. **低未利用地を中心に地区の全体像を検討し、街区整備を検討する**
 - ・ 地区計画等の手法により、まちなか居住型の住宅地形成、地区道路や公園、コミュニティ施設の整備を含めた地区整備のあり方を検討する。
- 3-6. **まちなかの居住環境を向上するため、オープンスペースやコミュニティ施設を充実する**
 - ・ 地区整備の動向にあわせ、ポケットパークの整備、コミュニティ施設の整備を進める。

4. 緑とうるおい

- 4-1. **バリアフリー重点ゾーンを中心に快適で安心できる歩行者ネットワークを整備する**
 - ・ バリアフリー重点ゾーンでは段差解消や歩道勾配の緩和等を進め、中心市街地全体としては道路空間を活用した緑の充実や歩道の整備を進める。
- 4-2. **市街地南地区では、街路樹の充実やうるおいある公園緑地の整備に努める**
 - ・ 市街地南地区は特に緑が少ないため、地区計画等の手法により花・緑を充実し、地区の交流の場・うるおいの核として公園の整備に努める。
- 4-3. **湧別川河川緑地は、アクセス利便性を高め、あらゆる人が利用しやすい緑地とする**
 - ・ 緑地の入り口を増やしたり、入りやすいつくりを工夫し、市街地と一体になった緑地とする。
- 4-4. **歩いて楽しいまちづくりとして、良好な景観を形成する建造物・文化施設を連絡する散策路を整備する**
 - ・ 街（まち）の歴史文化を表す特徴ある建造物や文化施設を結ぶ散策路を位置づけ、花・緑による景観整備等を進める。

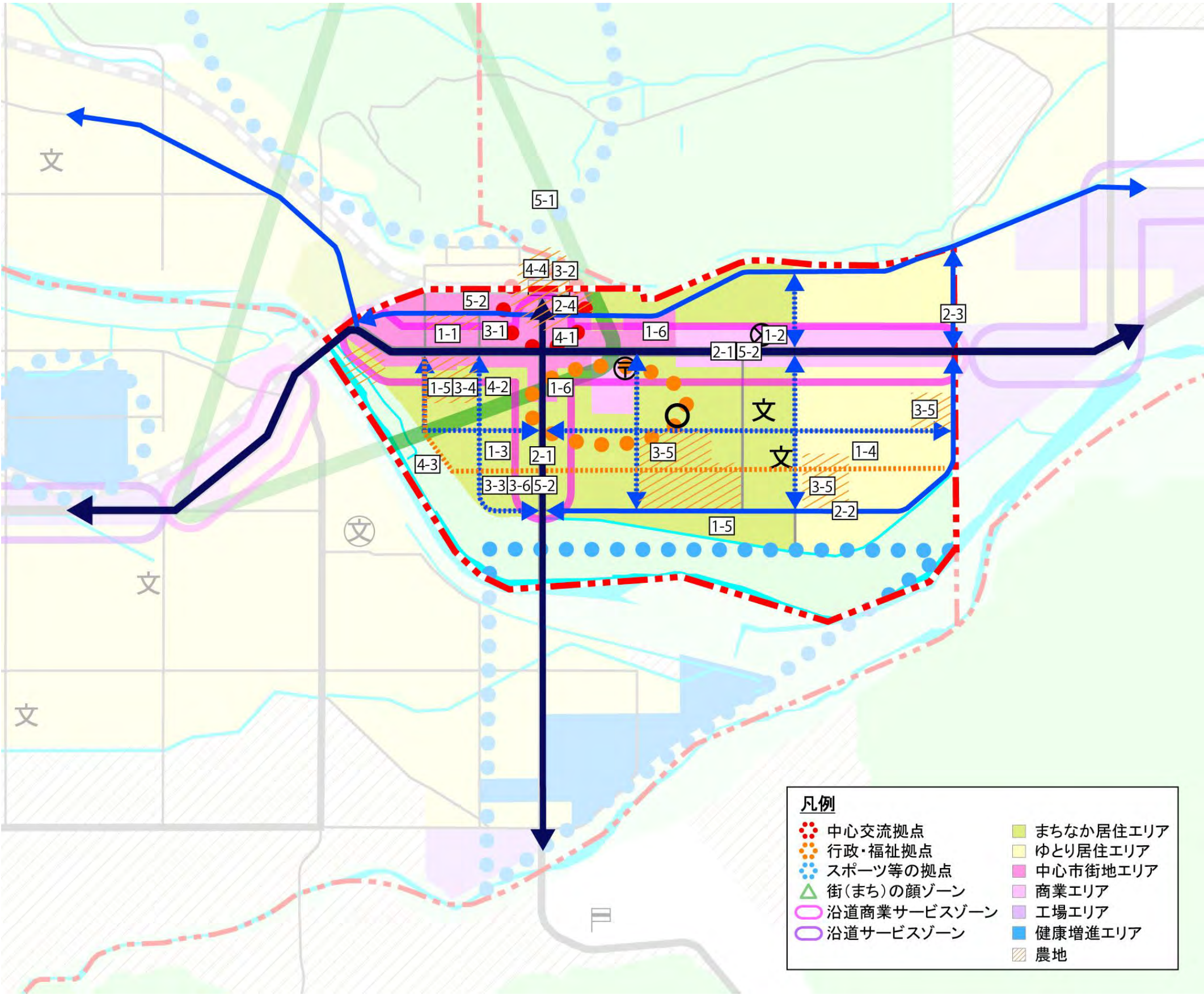
5. 街（まち）の景観

5-1. 「街の顔」ゾーンでは、良好な景観を形成する建造物の保全活用・街並みの景観整備・歩行環境の快適化を進める

- ・ 街（まち）の歴史文化を表す特徴ある建造物や文化施設を結ぶ散策路を位置づけ、花・緑による景観整備等を進める。（→4-4）

5-2. 南北交流軸（大通）・東西交流軸（停車場通）の見通し景観を保全する

- ・ 南北交流軸である大通は、街（まち）の活気ともてなしを表現した景観づくりを住民主体で進める。
- ・ 東西交流軸である停車場通は、JR 遠軽駅と太陽の丘の斜面緑地で形成される特徴的で個性ある景観であり、今後も守っていく。



- 1. 土地利用・環境保全**
- 1-1. 中心市街地エリアは、遠紋地区の中心的商業業務地として、駅周辺再開発の検討や新たな生活サービスの創出を検討する
- 1-2. 商業エリアは、自動車に対応した商業地の形成を進める
- 1-3. 南4丁目から北4丁目の住宅地は、まちなか居住エリアとして集合住宅等の配置を進める
- 1-4. その他の住宅地は、低層住宅中心の利便性の高い、安心して住める住宅地として整備する
- 1-5. 低未利用地・行き止まり地について住民意向を尊重した地区整備を検討する
- 1-6. 福祉拠点は、広域的な医療福祉サービスの拠点としてコミュニティの活性化を進める
- 2. 道路・交通網**
- 2-1. 大通を南北交流軸、停車場通を東西交流軸として機能向上と景観整備を進める
- 2-2. 2条通及び岩見通は、市街地環状として位置づけ、岩見通の未整備区間の整備を検討する
- 2-3. 地区内の効率的な道路網を整備する
- 2-4. JR 遠軽駅と周辺では、交通結節機能の強化を検討する
- 3. 職・住・遊環境**
- 3-1. 中心市街地エリアでは、歩いて楽しいまちづくりや空き地・空き店舗の活用によるまちの再生を検討する
- 3-2. 駅周辺地区では、交通結節機能の強化や文化・交流施設の配置を含む再開発を検討する
- 3-3. まちなか居住エリアでは、集合住宅を中心とした住宅地を積極的に形成し、コミュニティの活性化を進める
- 3-4. 大通南2丁目付近では、防災安全性やゆとりある住宅地の形成を検討する
- 3-5. 低未利用地を中心に地区の全体像を検討し、街区整備を検討する
- 3-6. まちなかの居住環境を向上するため、オープンスペースやコミュニティ施設を充実する
- 4. 緑とうるおい**
- 4-1. バリアフリー重点ゾーンを中心に快適で安心できる歩行者ネットワークを整備する
- 4-2. 市街地南地区では、街路樹の充実やうるおいある公園緑地の整備に努める
- 4-3. 湧別川河川緑地は、アクセス利便性を高め、あらゆる人が利用しやすい緑地とする
- 4-4. 歩いて楽しいまちづくりとして、良好な景観を形成する建造物・文化施設を連絡する散策路を整備する
- 5. 街（まち）の景観**
- 5-1. 「街の顔」ゾーンでは、良好な景観を形成する建造物の保全活用・街並みの景観整備・歩行環境の快適化を進める
- 5-2. 南北交流軸（大通）・東西交流軸（停車場通）の見通し景観を保全する

図 6.2 市街地地区街（まち）づくり構想

2. 西町地区

西町地区の特性と問題点・課題【図 6.3】

(1) 西町地区の特性

- ・ 西町はかつて林業の資材集積で栄えた歴史がある西町 1 丁目等、比較的古くから発達した低層住宅中心の一般住宅地であり、菜園が多く田園住宅地のイメージがある。
- ・ 宮前町は遠軽神社・郷土館等があり、鉄道と丘にはさまれた袋地状の地区になっている。
- ・ 太陽の丘えんがる公園は町民の中心的なレクリエーションの場として親しまれている。

(2) 西町地区の将来計画等

- ・ 町道の幹線整備
- ・ 旧遠軽小学校跡地の活用の検討

(3) 西町地区の問題点・課題

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. 多様な公益的機能や保健・休養効果もある街（まち）の周りの緑を保全する必要がある
- 1-2. 旧遠軽小学校の移転後の土地利用を検討する
- 1-3. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴う倉庫・工場等の施設立地を秩序ある土地利用を図るべく誘導する必要がある
- 1-4. 住宅地の保全・環境整備の必要がある

2. 道路・交通網

- 2-1. 宮前町と市街地地区のアクセスのあり方を検討する必要がある
- 2-2. 行き止まり・袋地道路は、防災や除排雪から見て問題があるため改善する必要がある

3. 職・住・遊環境

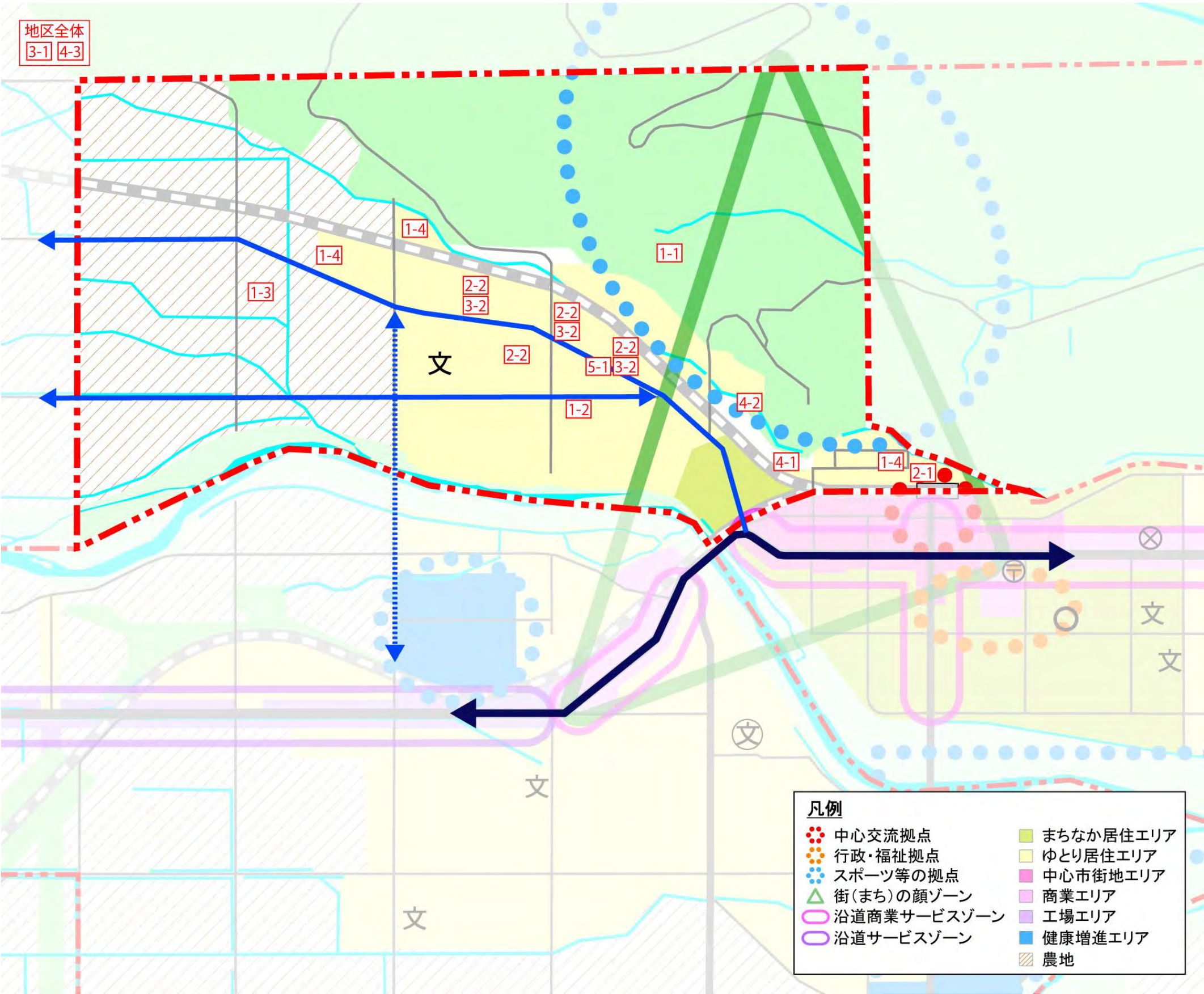
- 3-1. 地区の個性を活かし、うるおい・快適性をさらに高める必要がある
- 3-2. 地区道路の整備による、安全・安心な住環境の維持・向上を図る必要がある

4. 緑とうるおい

- 4-1. 太陽の丘えんがる公園、瞰望岩、他の市街地中心部を結ぶ歩行系ネットワークの整備が必要である
- 4-2. 地区内を流れる水路を活用したうるおいネットワークの質の向上が求められる
- 4-3. うるおいネットワークの構成要素である幹線道路空間等を含め、緑の充実を推進する必要がある

5. 街（まち）の景観

- 5-1. 「ふるさと軸」、野上通は、西町地区のシンボリックな道としての街並み保全を図っていく必要がある



- 1. 土地利用・環境保全**
- 1-1. 多様な公益的機能や保健・休養効果もある街（まち）の周りの緑を保全する必要がある
 - 1-2. 旧遠軽小学校の移転後の土地利用を検討する
 - 1-3. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴う倉庫・工場等の施設立地を秩序ある土地利用を図るべく誘導する必要がある
 - 1-4. 住宅地の保全・環境整備の必要がある
- 2. 道路・交通網**
- 2-1. 宮前町と市街地地区のアクセスのあり方を検討する必要がある
 - 2-2. 行き止まり・袋地道路は、防災や除排雪から見て問題があるため改善する必要がある
- 3. 職・住・遊環境**
- 3-1. 地区の個性を活かし、うるおい・快適性をさらに高める必要がある
 - 3-2. 地区道路の整備による、安全・安心な住環境の維持・向上を図る必要がある
- 4. 緑とうるおい**
- 4-1. 太陽の丘えんがる公園、瞰望岩、他の市街地中心部を結ぶ歩行系ネットワークの整備が必要である
 - 4-2. 地区内を流れる水路を活用したうるおいネットワークの質の向上が求められる
 - 4-3. うるおいネットワークの構成要素である幹線道路空間等を含め、緑の充実を推進する必要がある
- 5. 街（まち）の景観**
- 5-1. 「ふるさと軸」、野上通は、西町地区のシンボリックな道としての街並み保全を図っていく必要がある

図 6.3 西町地区の問題点・課題

西町地区の街（まち）づくり方向

歴史と田園イメージを活かした暮らしの場づくり

西町地区街（まち）づくり構想【図 6.4】

1. 土地利用・環境保全

1-1. 低未利用地・行き止まり地について、住民意向を尊重した地区整備を検討する

- ・ 低未利用地は、地権者や周辺住民との合意形成に努め、地区内の貴重な住宅用スペースとして、ゆとりある住宅敷地の確保等、地区整備を検討する。
- ・ 行き止まり・袋地は、通過交通が排除され交通安全性が高い等の利点も踏まえ、地区住民の意向を尊重しつつ、防災・除排雪への対応策を検討する。

1-2. 旧遠軽小学校移転後の土地利用を検討する

- ・ 旧遠軽小学校跡地は様々な活用が考えられるため、用途地域を見直し、活用の方向性等について検討する。

1-3. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、清川の農地等の保全を検討する

- ・ 清川の農地等については、特定用途制限地域の指定等により、無秩序に開発範囲が広がらないよう、また、農地や森林等の保全を検討する。

2. 道路・交通網

2-1. コミュニティ構成の変化や交通動態等を考慮しつつ、町道 39 号線の整備を検討する

- ・ 通学路確保の必要性や福路地区の土地利用動向と、それに伴う交通需要を見極めながら西町地区と南町地区との連携軸としての町道 39 号線の整備を検討する。

2-2. 宮前地区と市街地地区のアクセスを検討する

- ・ 宮前地区と市街地地区のアクセスについて、駅周辺の再開発の状況を勘案し検討する。

2-3. 鉄道付近の行き止まりを解消する地区内道路の整備を検討する

- ・ JR 石北本線付近の行き止まりを解消するため、住民意向を尊重しながら地区内を通過する区画道路の整備を検討する。

3. 職・住・遊環境

3-1. 太陽の丘えんがる公園は、町民意向を十分反映させた利活用方向を検討する

- ・ 交流人口の増大と町民の憩いの場としての利用のバランスを十分考慮した上で利活用を検討する。

3-2. 用途地域の見直しに伴う住環境の整備を図る

- ・ 住宅地として土地利用が進んでいる宮前町の工業系用途地域、西町 3 丁目と清川の白地地域については、住居系用途へ用途転換等を行い住環境の整備を図る。

4. 緑とうるおい

4-1. 「ふるさと軸」において、うるおいある緑景観を整備する

- ・「ふるさと軸」である野上通は、西町地区のシンボリックな道として豊かな緑景観をつくる。

4-2. 桜並木の上流への延伸を検討する

- ・地区住民に愛されている桜づつみは、堤防緑化の形で上流との連続的な桜並木の延伸を検討するとともに、地区から湧別川へ近づきやすいつくりを検討する。

4-3. うるおい歩行者ネットワークを形成する

- ・西町の行き止まり地区の区画道路整備等とあわせ、散策路の整備を検討する。

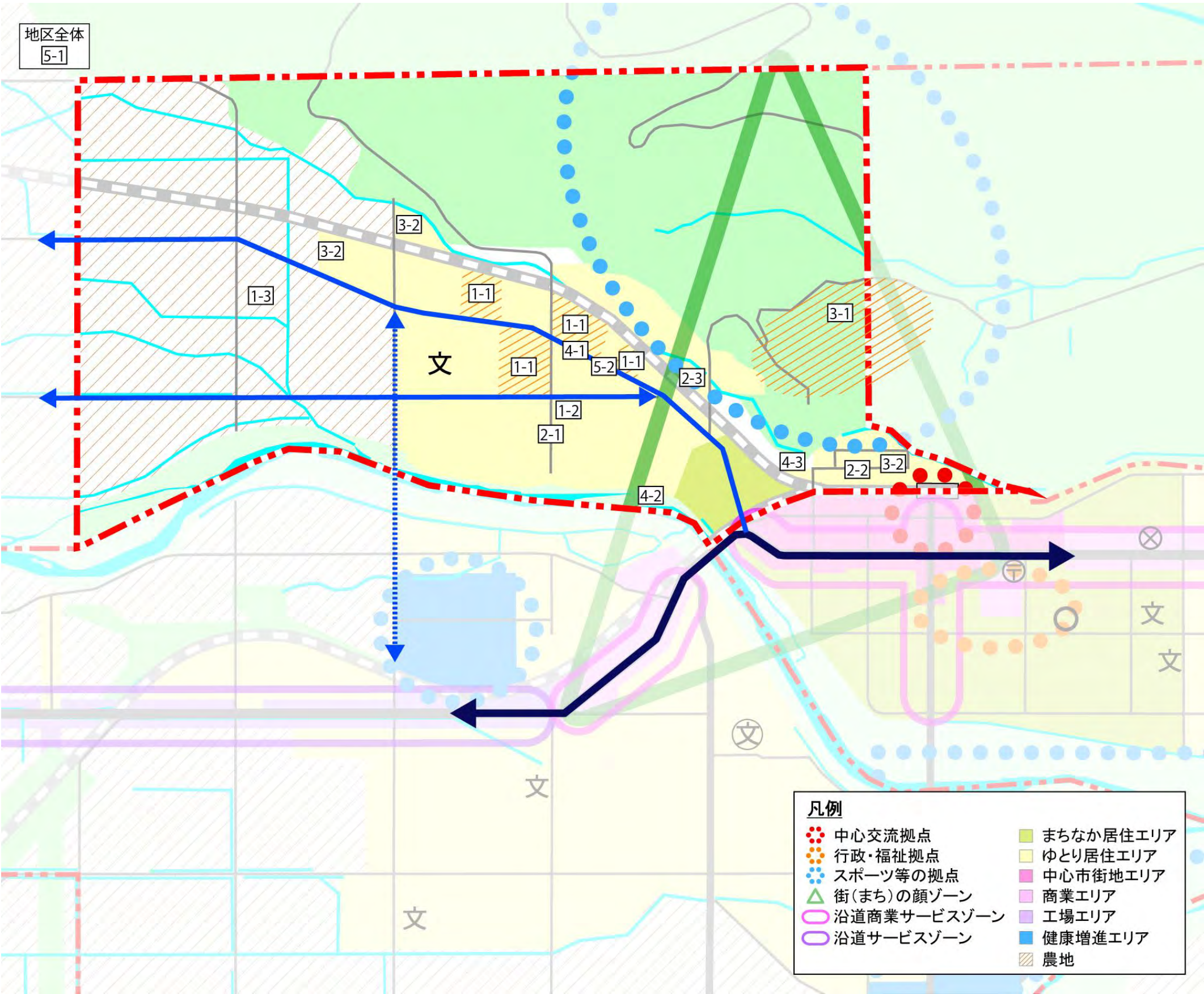
5. 街（まち）の景観

5-1. 街（まち）のシンボルとして景観資源を保全活用する

- ・地区内の保存樹や歴史的な場所は、町民とともに価値を再発見し、周辺の整備も含め保全活用していく。

5-2. 野上通の街並みを保持する

- ・西町地区のシンボリックな道として緑景観を創出し、街並みを保持する。



1. 土地利用・環境保全
 - 1-1. 低未利用地・行き止まり地について、住民意向を尊重した地区整備を検討する
 - 1-2. 旧遠軽小学校移転後の土地利用を検討する
 - 1-3. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、清川の農地等の保全を検討する
2. 道路・交通網
 - 2-1. コミュニティ構成の変化や交通動態等を考慮しつつ、町道39号線の整備を検討する
 - 2-2. 宮前地区と市街地地区のアクセスを検討する
 - 2-3. 鉄道付近の行き止まりを解消する地区内道路の整備を検討する
3. 職・住・遊環境
 - 3-1. 太陽の丘えんがる公園は、町民意向を十分反映させた利活用方向を検討する
 - 3-2. 用途地域の見直しに伴う住環境の整備を図る
4. 緑とうるおい
 - 4-1. 「ふるさと軸」において、うるおいある緑景観を整備する
 - 4-2. 桜並木の上流への延伸を検討する
 - 4-3. うるおい歩行者ネットワークを形成する
5. 街(まち)の景観
 - 5-1. 街(まち)のシンボルとして景観資源を保全活用する
 - 5-2. 野上通の街並みを保持する

図 6.4 西町地区街（まち）づくり構想

3. 南町地区

南町地区の特性と問題点・課題【図 6.5、図 6.6】

(1) 南町地区の特性

- ・ 一般住宅地と東部の工業系の土地利用で構成される。
- ・ 福路地区は、湧別川と JR 石北本線に囲まれ、比較的古くから発達した低層住宅地であり、えんがる温水プール周辺の町有地は、現在サッカー・ラグビーグラウンド等の建設が進められている。
- ・ 南町地区は、国道と南ヶ丘通に囲まれ、高校・小学校の他は比較的新しい中低層の住宅地である。
- ・ 東町地区は、南ヶ丘通と生田原川に囲まれ、えんがるスポーツ公園と新しい低層住宅地で構成される。
- ・ 寿町・豊里地区は国道に沿った沿道サービス施設や住宅及び賃貸住宅で構成される。
- ・ 国道 242 号沿線には大型集客施設が立地されてきている。

(2) 南町地区の将来計画等

- ・ 湧別川河川緑地の整備
- ・ えんがる温水プール周辺の土地利用
- ・ インターチェンジの供用に伴う倉庫・運輸系の建物の立地

(3) 南町地区の問題点・課題

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. 一部街区で見られる大規模で非効率な土地利用を改善する必要がある
- 1-2. スポーツ拠点の継続的な整備を図り、交流の場として機能充実を進めていく必要がある
- 1-3. 湧別川・生田原川・用排水路等は、水質やうるおい要素として保全しながら活用していく必要がある
- 1-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴う倉庫・工場等の施設立地を秩序ある土地利用を図るべく誘導する必要がある
- 1-5. 住宅地の保全・環境の整備の必要がある

2. 道路・交通網

- 2-1. 高規格幹線道路のルートにあわせたアクセス道路の強化が必要である
- 2-2. 南ヶ丘通の利用状況に合わせた路線の検討・整備を進める必要がある
- 2-3. 行き止まり・袋地道路は防災や除排雪の観点から問題があるため改善する必要がある
- 2-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴うアクセス道路整備について検討する必要がある
- 2-5. 福路と西町・南町へのアクセスのあり方を検討する必要がある

3. 職・住・遊環境

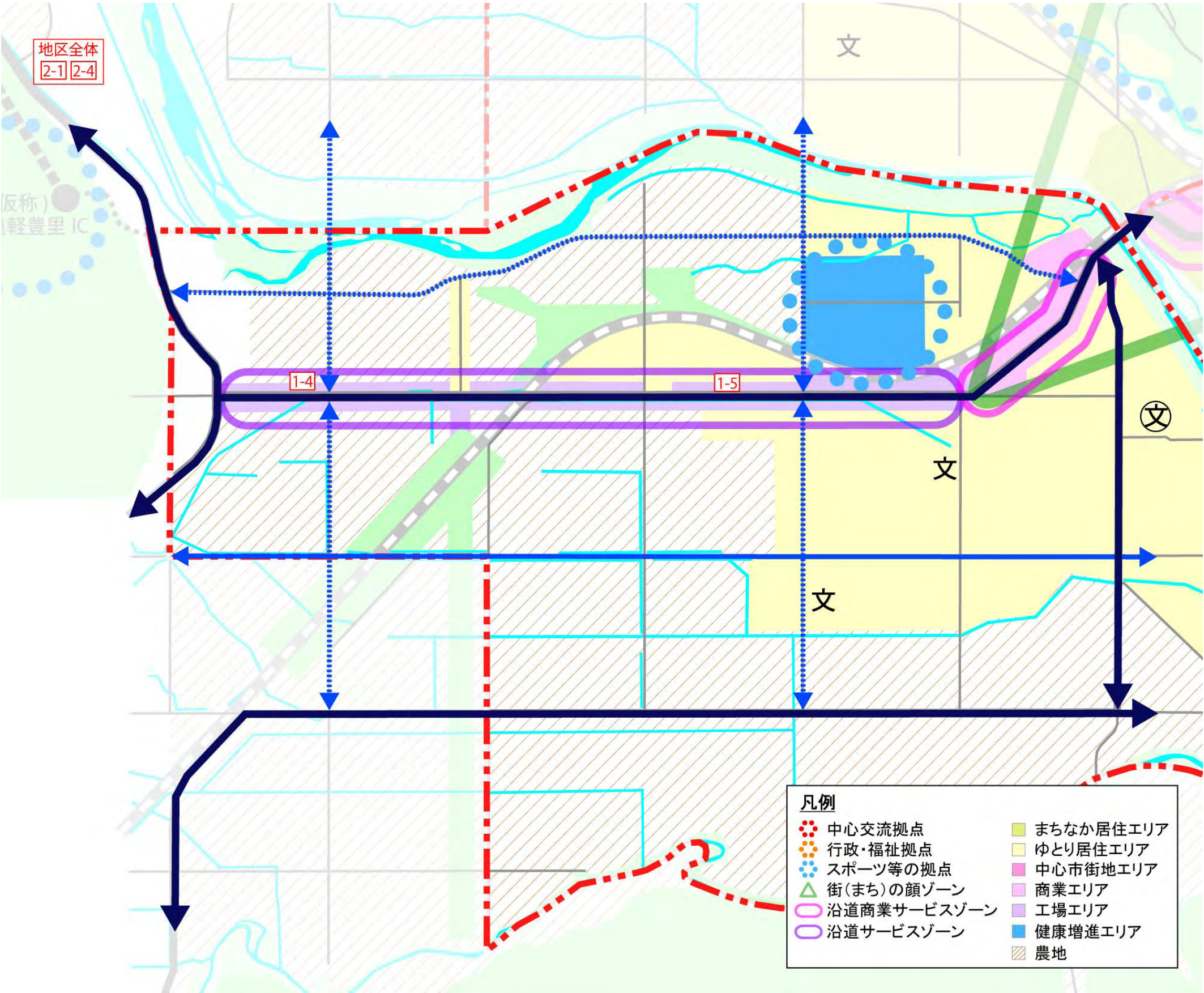
- 3-1. 地区道路の整備、その沿道の土地利用の誘導、街区公園等のオープンスペースの整備による住環境向上が必要である
- 3-2. 低未利用地の開発を促進し良好な戸建て住宅地の形成を進める必要がある

4. 緑とうるおい

- 4-1. 湧別川の右岸部のアクセスや空間整備によって、より利用しやすいようにする必要がある
- 4-2. うるおいネットワークの構成要素である幹線の並木が不連続である
- 4-3. 小規模な緑地が町内に点在し、うるおいに欠ける

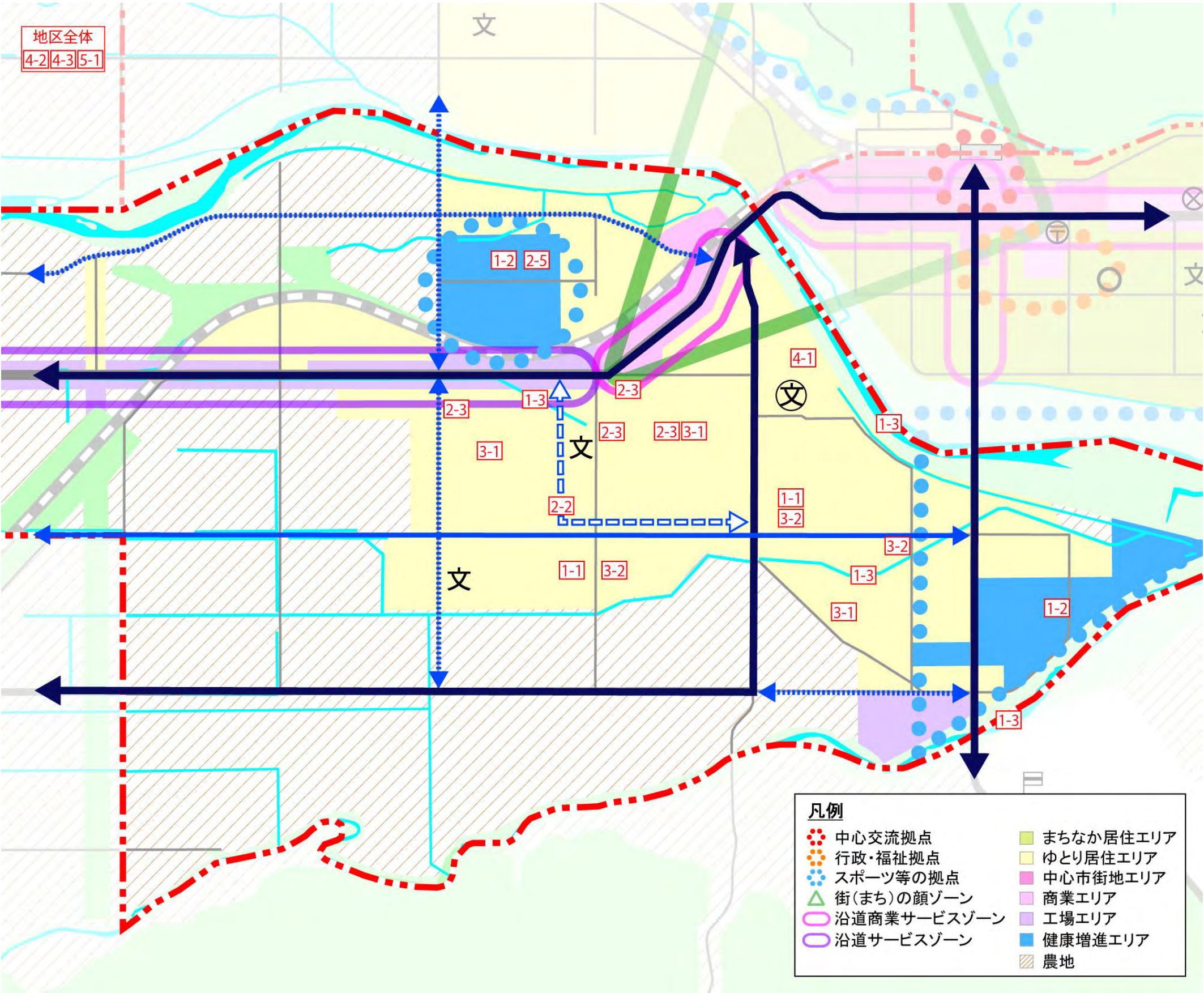
5. 街（まち）の景観

- 5-1. 緑豊かな住宅地としてのうるおい景観を住民主導でさらに進める必要がある



- 1. 土地利用・環境保全
 - 1-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴う倉庫・工場等の施設立地を秩序ある土地利用を図るべく誘導する必要がある
 - 1-5. 住宅地の保全・環境整備の必要がある
- 2. 道路・交通網
 - 2-1. 高規格幹線道路のルートにあわせたアクセス道路の強化が必要である
 - 2-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴うアクセス道路整備について検討する必要がある

図 6.5 南町地区（豊里）の問題点・課題



- 1. 土地利用・環境保全**
- 1-1. 一部街区で見られる大規模で非効率な土地利用を改善する必要がある
 - 1-2. スポーツ拠点の継続的な整備を図り、交流の場として機能充実を進めていく必要がある
 - 1-3. 湧別川・生田原川・用排水路等は、水質やうるおい要素として保全しながら活用していく必要がある
- 2. 道路・交通網**
- 2-2. 南ヶ丘通の利用状況に合わせた路線の検討・整備を進める必要がある
 - 2-3. 行き止まり・袋地道路は防災や除排雪の観点から問題があるため改善する必要がある
 - 2-5. 福路と西町・南町へのアクセスのあり方を検討する必要がある
- 3. 職・住・遊環境**
- 3-1. 地区道路の整備と街区公園等のオープンスペースの整備による住環境向上が必要である
 - 3-2. 低未利用地の開発を促進し良好な戸建て住宅地の形成を進める必要がある
- 4. 緑とうるおい**
- 4-1. 湧別川の右岸部のアクセスや空間整備によって、より利用しやすいようにする必要がある
 - 4-2. うるおいネットワークの構成要素である幹線の並木が不連続である
 - 4-3. 小規模な緑地が町内に点在し、うるおいに欠ける
- 5. 街（まち）の景観**
- 5-1. 緑豊かな住宅地としてのうるおい景観を住民主導でさらに進める必要がある

図 6.6 南町地区（福路、南町）の問題点・課題

南町地区の街（まち）づくり方向

樹林と水辺が豊かな暮らしと文化活動の場づくり

南町地区街（まち）づくり構想【図 6.7、図 6.8】

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. えんがる温水プール周辺は、農地・森林等との調整を図り、町民の交流・健康の場としての整備を進める
 - ・ えんがる温水プール周辺は、現在サッカー・ラグビーグラウンド等の建設が進んでいるが、白地地域であるため、農地・森林等との調整を図り、用途地域・特別用途地区の指定等により今後町民の交流・健康の場として、合宿や大会等でも使用できる施設整備を行うとともに環境を保持するための制限を検討する。（→3-1）
 - ・ 福路は公共住宅の整備が進んでおり、環境整備を考慮していく。
- 1-2. 東町は、ゆとり多く区画が整った低層住宅地として保全する
 - ・ 東町は、住宅の建設ラッシュが落ち着いているが、今後とも良好な低層住宅地として保全する。
- 1-3. 南町にある低未利用地の活用を促進し良好な低層住宅地を供給する
 - ・ 市街地内の農地等の低未利用地は、営農動向等も考慮しつつ将来の低層住宅地として活用する。（→4-1）
- 1-4. 農業における機能や災害対策の施設として用排水路の水辺環境や水質の向上に努める
 - ・ 南町・東町を流れる農業用の用排水路について、農業における機能や災害対策の施設としても重要であり、活用を検討する。
- 1-5. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、国道沿線に工業地の形成を図る
 - ・ 豊里は、インターチェンジの供用に伴い、用途地域の指定等により倉庫・運輸系の建物の立地を誘導し、他の施設の規制を行う等、秩序ある工業地の形成を図る。また、現在土地利用が進んでいない住居系用途地域については、工業系用途地域への変更等により既存の工業系用途地域との連続性を確保する。
- 1-6. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、福路・寿町・豊里の農地等の保全を検討する
 - ・ 福路・寿町・豊里の用途地域が定められていない区域については、国道沿線の工業地を補完する機能を可能にするが、特定用途制限地域の指定等により無秩序に開発範囲が広がらないよう、また、農地や森林等の保全を検討する。

2. 道路・交通網

- 2-1. 南ヶ丘通の利用状況に合わせ路線の検討・整備を進める
 - ・ 南ヶ丘通の安全性と利用状況を考慮し路線の見直し・整備を検討する。
- 2-2. コミュニティ構成の変化や交通動態等を考慮しつつ、町道 39 号線の整備を検討する（再掲）
 - ・ 通学路確保の必要性や福路地区の土地利用動向とそれに伴う交通需要を見極めながら西町地区と南町地区との連携軸としての町道 39 号線の整備を検討する。（→西町 2-1）

2-3. コミュニティ道路は通過交通を排除して地区住民の安全確保を優先する

- ・コミュニティ道路の整備については、通過交通の排除機能と防災安全性・除雪の効率性等のバランスを考慮して住民とともに検討する。

2-4. （仮称）遠軽豊里インターチェンジ周辺のアkses道路について検討する

- ・インターチェンジの供用に伴い、国道 242 号を含め市街地へのアkses道路を検討する。

2-5. 福路と西町・南町へのアksesのあり方を検討する

- ・新たなスポーツ拠点となるえんがる温水プール一帯（福路）と西町・南町へのアksesのあり方を検討する。

3. 職・住・遊環境

3-1. えんがる温水プール周辺は、公共施設等の整備について検討する（再掲）

- ・（→1-1）

3-2. 生活環境を高めるための生活環境の整備を行い、地域のコミュニティの結びつきを強める

- ・住宅地として土地利用が進んでいる寿町の白地地域については、住居系用途へ用途転換等を行い住環境の整備を図る。
- ・南町 3 丁目の住宅地内の道路沿道及び東町 3 丁目の工業系用途地域に面する道路沿道については、住環境の保全に配慮しながらも、沿道系建築物用途を認め、活気ある住環境の創出を図るため用途地域の見直しを検討する。
- ・豊里・福路・南町・東町等のコミュニティにおける沿道の景観整備、ごみステーション・公園の管理、イベントや日常のふれあい等の面でコミュニティの結びつきを強め活性化する。

3-3. 老朽化した公園を住民ニーズにあわせてリフレッシュする

- ・施設の老朽化が見られる公園については、周辺住民ニーズとのミスマッチも考えられるため、コミュニティによる見守りも含め、住民参加によるリフレッシュを進め、維持・管理を図る。

3-4. 未整備公園のあり方を検討する

- ・供用率の低い 3・3・1 みなみ公園の利用向上について検討する。

4. 緑とうるおい

4-1. 低未利用地・水路・歩道等を利用して樹木あふれる住宅地を創る

- ・民地や公園等の施設だけでなく、低未利用地・水路の緑化を含めて緑あふれる環境が感じられる住宅地を形成する。

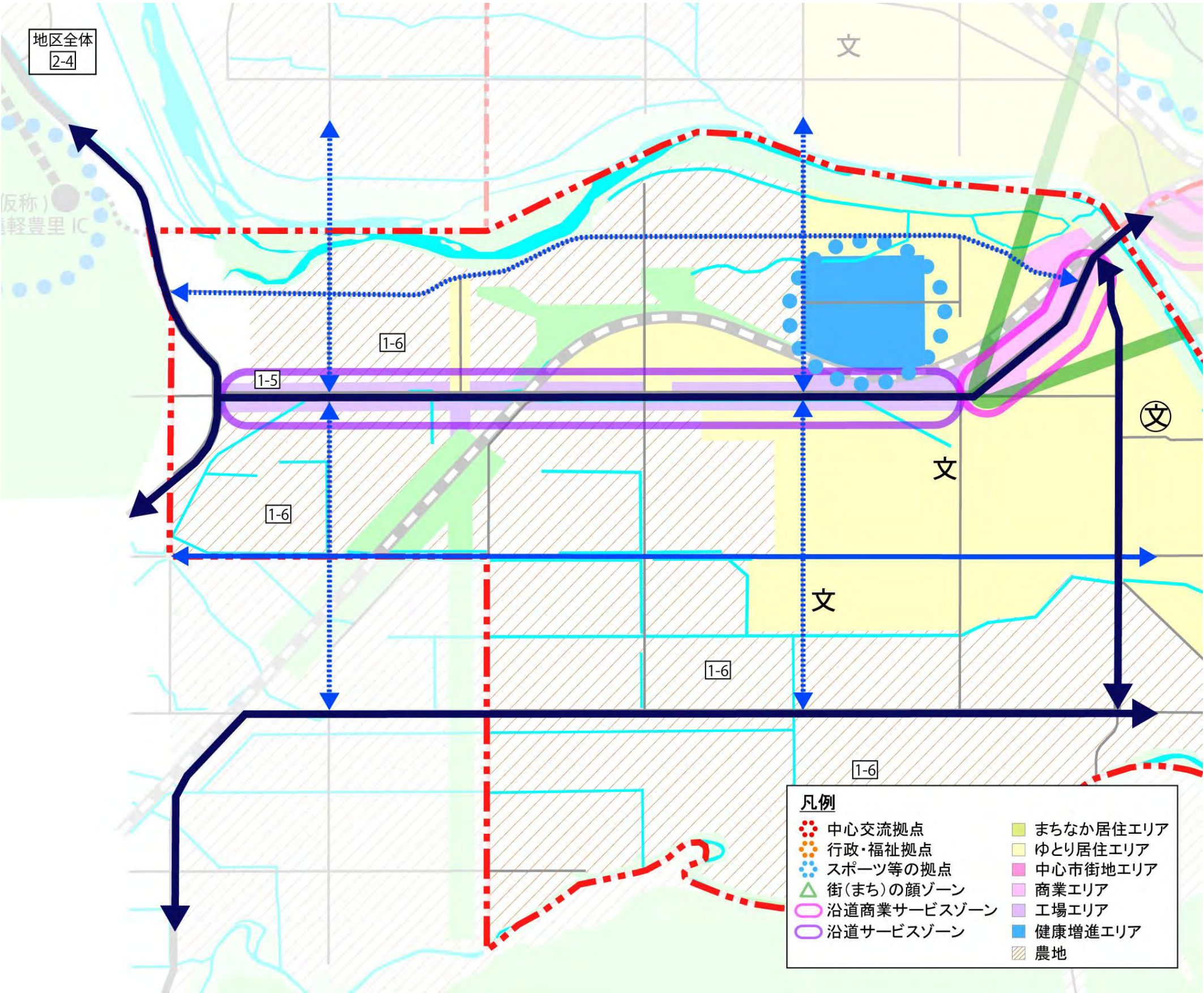
4-2. 湧別川の堤防周辺を緑化してグリーンベルトとする

- ・遠軽高校から東町の間の堤防部分を桜等の住民による植樹を通じて緑化し、他の樹林とつなげていく。

5. 街（まち）の景観

5-1. 水路・歩道・河川敷・低未利用地を利用した緑のネットワークを形成する

- ・民地や公園等の施設だけでなく、低未利用地・水路の緑化を含めて緑あふれる環境が感じられる住宅地を形成する。（→4-1）
- ・遠軽高校から東町の間の堤防部分を桜等の住民による植樹を通じて緑化し、他の樹林とつなげていく。（→4-2）



1. 土地利用・環境保全
- 1-5. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、国道沿線に工業地の形成を図る
- 1-6. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、福路・寿町・豊里の農地等の保全を検討する
2. 道路・交通網
- 2-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジ周辺のアクセス道路について検討する

図 6.7 南町地区（豊里）街（まち）づくり構想

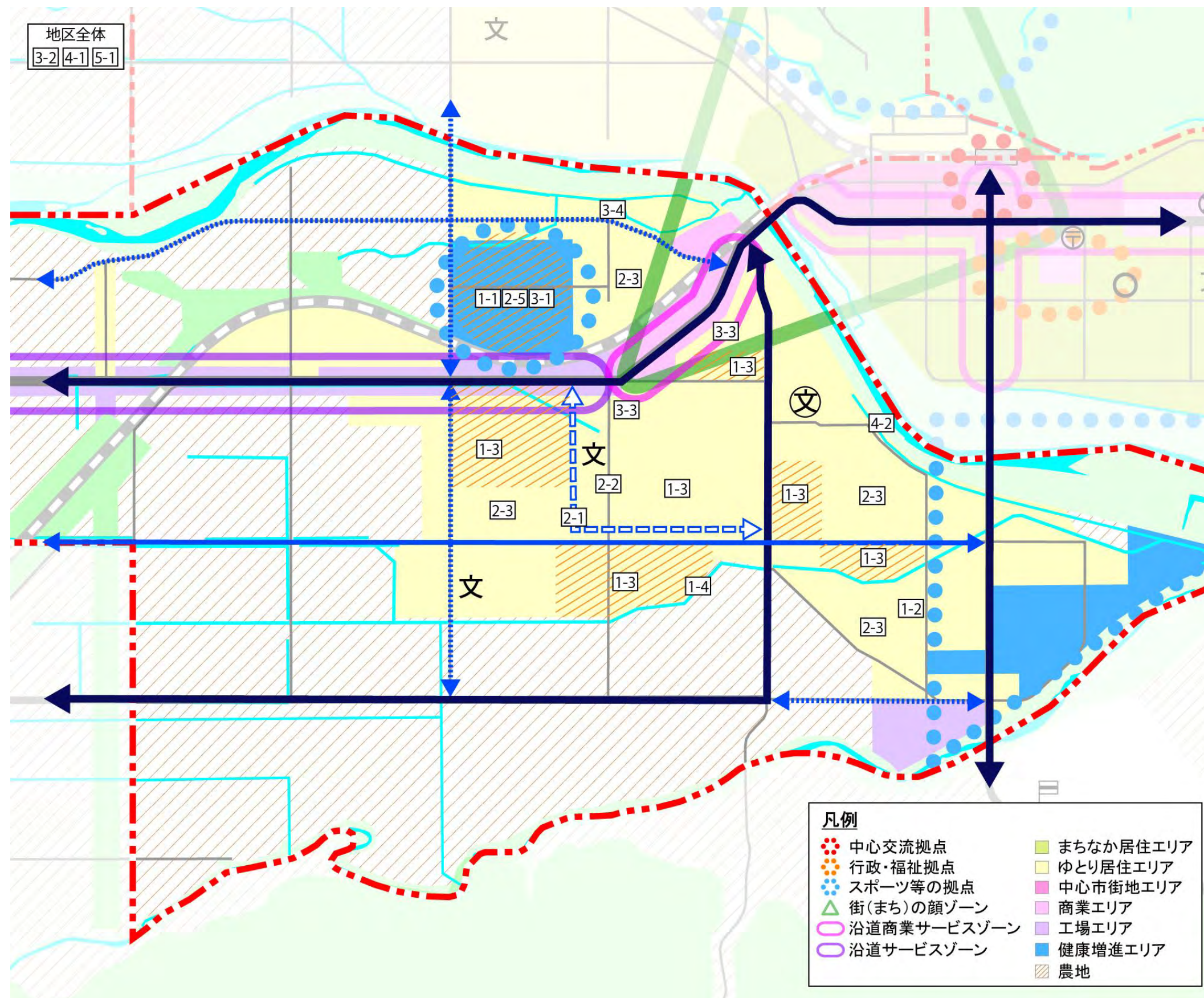


図 6.8 南町地区（福路、南町）街（まち）づくり構想

1. **土地利用・環境保全**
 - 1-1. えんがる温水プール周辺は、農地・森林等との調整を図り、町民の交流・健康の場としての整備を進める
 - 1-2. 東町は、ゆとり多く区画が整った低層住宅地として保全する
 - 1-3. 南町にある低未利用地の活用を促進し良好な低層住宅地を供給する
 - 1-4. 農業における機能や災害対策の施設として用排水路の水辺環境や水質の向上に努める
2. **道路・交通網**
 - 2-1. 南ヶ丘通の利用状況に合わせた路線の検討・整備を進める必要がある
 - 2-2. コミュニティ構成の変化や交通動態等を考慮しつつ、町道 39 号線の整備を検討する（再掲）
 - 2-3. コミュニティ道路は通過交通を排除して地区住民の安全確保を優先する
 - 2-5. 福路と西町・南町へのアクセスのあり方を検討する
3. **職・住・遊環境**
 - 3-1. えんがる温水プール周辺は、公共施設等の整備について検討する（再掲）
 - 3-2. 生活環境を高めるための生活環境の整備を行い、地域のコミュニティの結びつきを強める
 - 3-3. 老朽化した公園を住民ニーズにあわせてリフレッシュする
 - 3-4. 未整備公園のあり方を検討する
4. **緑とうるおい**
 - 4-1. 低未利用地・水路・歩道等を利用して樹木あふれる住宅地を創る
 - 4-2. 湧別川の堤防周辺を緑化してグリーンベルトとする
5. **街（まち）の景観**
 - 5-1. 水路・歩道・河川敷・低未利用地を利用した緑のネットワークを形成する

4. 学田地区

学田地区の特性と問題点・課題【図 6.9】

(1) 学田地区の特性

- ・ 学田地区は、湧別川とサナブチ川に挟まれた工業系の土地利用と住宅・事業所等の多様な土地利用で構成される。
- ・ 国道沿線は、沿道サービス施設が集積している。
- ・ 太陽の丘えんがる公園、湧別川、名寄本線跡地、岩見通（旧国道）等緑が豊富である。

(2) 学田地区の将来計画等

- ・ 学田工場適地（用途地域外）

(3) 学田地区の問題点・課題

1. 土地利用・環境保全

- 1-1. 区画道路に接して小規模な開発が相次ぎ、将来の区画形成への支障が懸念される街区がある
- 1-2. 市街化されていない低未利用地が多く、住宅地への適切な誘導を進めていく必要がある
- 1-3. 浸水被害が生じている街区があり対策が必要である
- 1-4. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、秩序ある工業地の形成を図る
- 1-5. 住宅地の保全・環境整備の必要がある

2. 道路・交通網

- 2-1. 湧別川に接した国道の一部でサイクリングロードの連続化が必要である
- 2-2. 岩見通の未着手区間の整備を進める必要がある

3. 職・住・遊環境

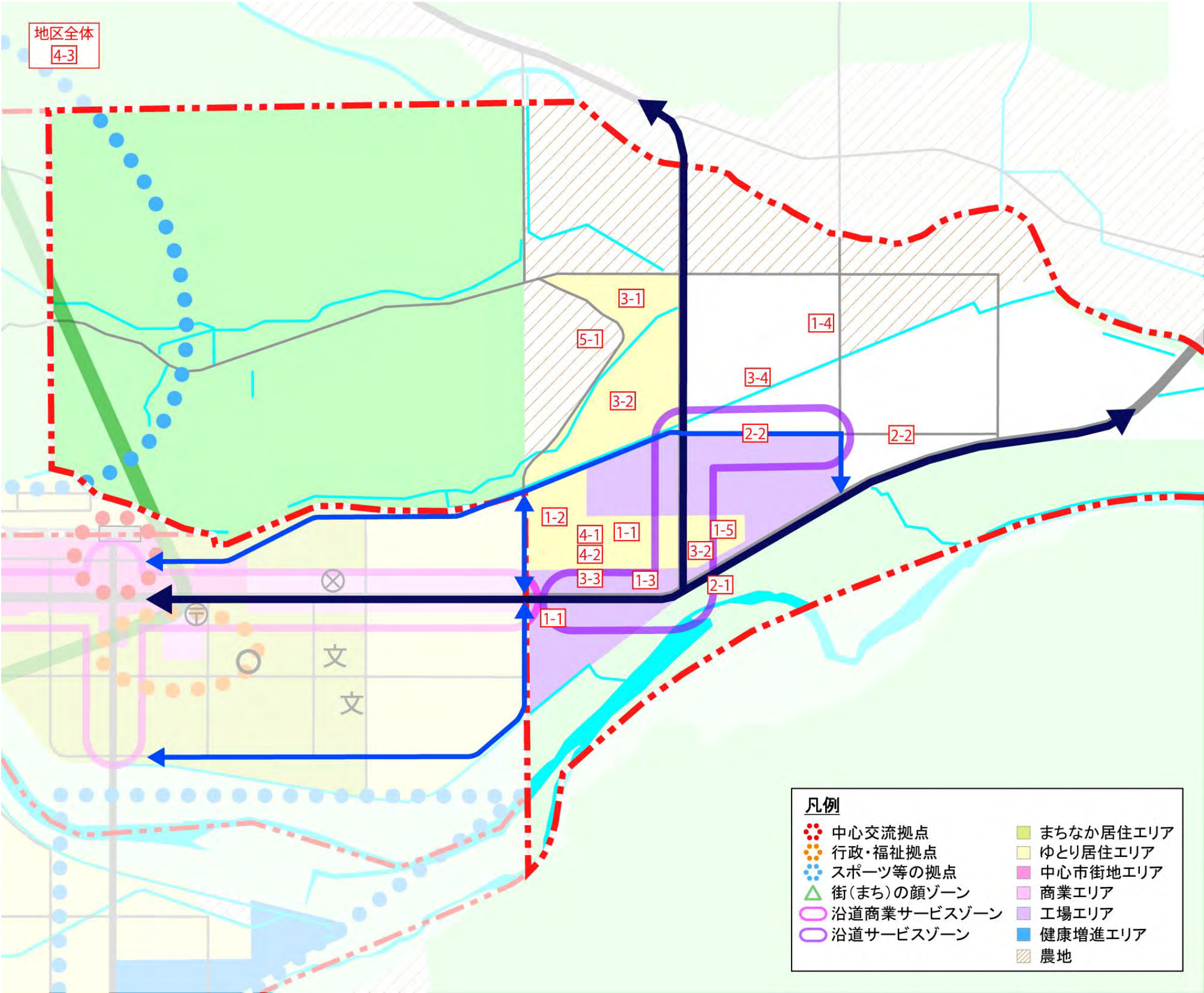
- 3-1. 学田団地は、今後とも住環境の向上に努める
- 3-2. その他の住宅地については、浸水被害等に対する安全性を高める必要がある
- 3-3. 沿道の商業施設と周辺住宅地の調和に留意し、適切に誘導する必要がある
- 3-4. 準工業地域及び工場適地への企業誘致及び環境整備が必要である

4. 緑とうるおい

- 4-1. 名寄本線跡地をうるおい要素として活かしていくことが必要である
- 4-2. 身近な公園・オープンスペースが不足している
- 4-3. 小規模な緑地が点在し、そのほとんどがうるおいに欠ける

5. 街（まち）の景観

- 5-1. 墓地と住宅地の関係に配慮する必要がある



- 1. 土地利用・環境保全**
- 1-1. 区画道路に接して小規模な開発が相次ぎ、将来の区画形成への支障が懸念される街区がある
 - 1-2. 市街化されていない低未利用地が多く、住宅地への適切な誘導を進めていく必要がある
 - 1-3. 浸水被害が生じている街区があり対策が必要である
 - 1-4. (仮称) 遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、秩序ある工業地の形成を図る
 - 1-5. 住宅地の保全・環境整備の必要がある
- 2. 道路・交通網**
- 2-1. 湧別川に接した国道の一部でサイクリングロードの連続化が必要である
 - 2-2. 岩見通の未着手区間の整備を進める必要がある
- 3. 職・住・遊環境**
- 3-1. 学田団地は、今後とも住環境の向上に努める
 - 3-2. その他の住宅地については、浸水被害等に対する安全性を高める必要がある
 - 3-3. 沿道の商業施設と周辺住宅地の調和に留意し、適切に誘導する必要がある
 - 3-4. 準工業地域及び工場適地への企業誘致及び環境整備が必要である
- 4. 緑とうらおい**
- 4-1. 名寄本線跡地をうらおい要素として活かしていくことが必要である
 - 4-2. 身近な公園・オープンスペースが不足している
 - 4-3. 小規模な緑地が点在し、そのほとんどがうらおいに欠ける
- 5. 街(まち)の景観**
- 5-1. 墓地と住宅地の関係に配慮する必要がある

図 6.9 学田地区の問題点・課題

学田地区の街（まち）づくり方向

うるおいとゆとりのある産業活動の場づくり

学田地区街（まち）づくり構想【図 6.10】

1. 土地利用・環境保全

1-1. 学田 2 丁目より北部は、緑に囲まれた製造業中心の地区として整備する

- ・学田工場適地等への製造業の誘致を進め、遠軽町の産業経済の活性化を進める。
- ・学田の用途地域が定められていない区域については、農地・森林等の保全を前提としながらも、必要に応じ農地・森林等との調整を図り、環境と調和した秩序ある工場地としての誘導を図るため、特定用途制限地域等により、大規模な商業施設、ホテル・旅館、遊戯施設等の立地を制限する。

1-2. （仮称）遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、学田の農地等の保全を検討する

- ・学田の農地等（工場適地を除く用途地域以外）は、特定用途制限地域等により工場適地との調和を図りながら農地や森林の保全を検討する。

1-3. 学田 1 丁目及び岩見通北地区は、ゆとりある低層住宅地として整備する

- ・低未利用地の活用を進め低層住宅地として整備する。

1-4. 大通沿線は沿道サービスゾーンとして整備する

- ・周辺の住宅地の生活環境に配慮しつつ、自動車に対応した商業の誘致を進める。

1-5. 学田 2 丁目は住宅地の環境維持に努める

- ・住宅地として土地利用が進んでいる学田 2 丁目の工業系用途地域は、住居系用途へ用途転換等を行い住環境の整備を図る。

2. 道路・交通網

2-1. 大通の拡幅により両側歩道の整備や交差点の安全対策を検討する

- ・湧別川サイクリングロードを大通の歩道整備により延伸するとともに、学田地区への道路との交差点の改良やバスベ이의整備を図る。

2-2. 岩見通の整備を進める

2-3. 岩見通北 9 丁目付近は、整序された地区整備を検討する

- ・土地利用動向を見極めながら、街区形成の将来像を住民とともに検討する。

3. 職・住・遊環境

3-1. 学田団地のまちなかへの移転促進を進めるとともに、既存の団地においても住環境の向上に努める

3-2. その他の住宅地では、オープンスペースの整備等うるおいを高める

- ・岩見通北 9 丁目付近は、公園や広場が少なく区画道路も未整備なところがあるため地区の整備を進める。

3-3. 準工業地域及び工場適地では、緑化及び臭気対策を進め周辺環境との調和を図る

- ・ 名寄本線跡地の緑とつながる緑化を工場敷地や道路で進め、全体として緑があふれる工業地の形成に努める。

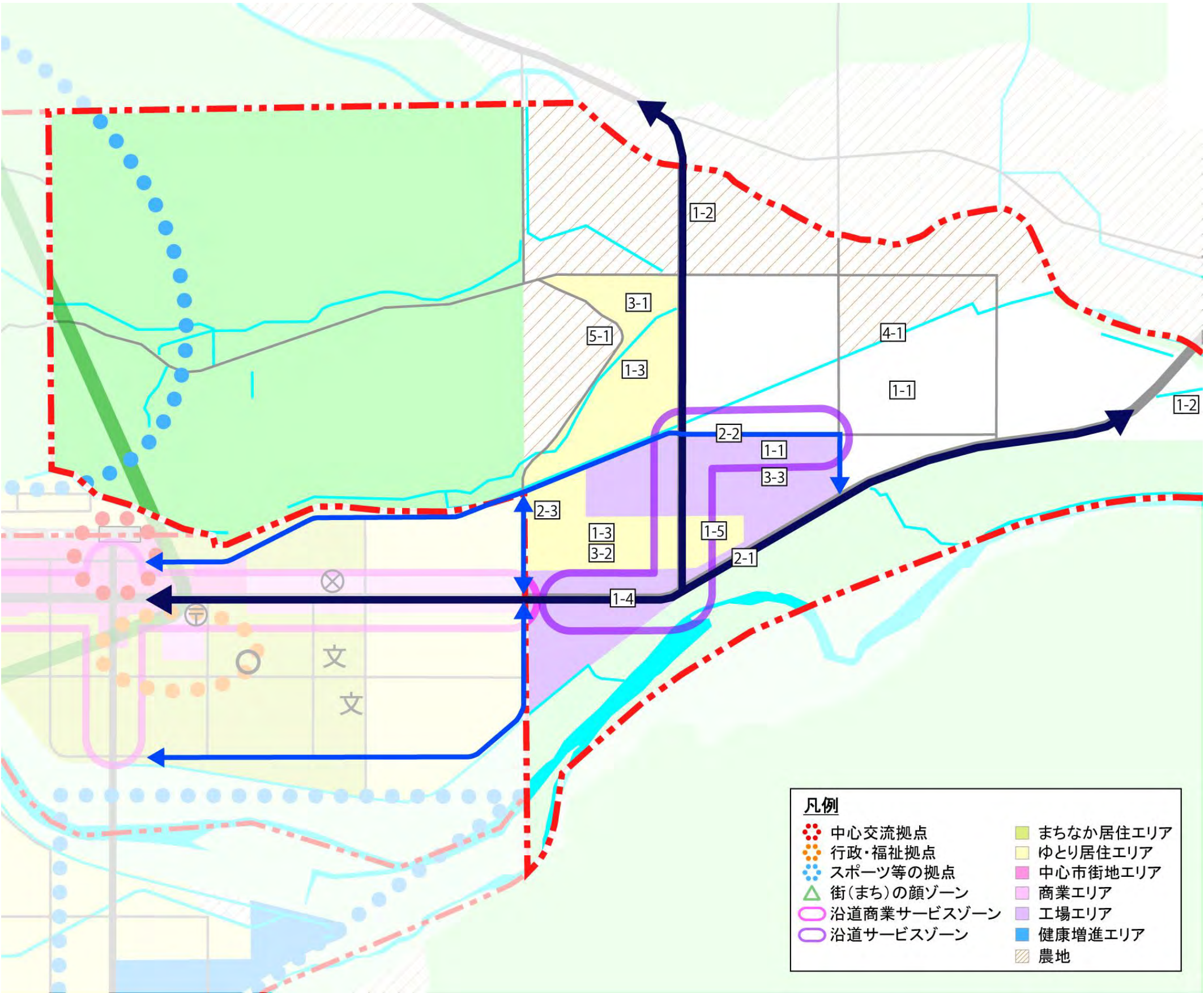
4. 緑とうるおい

4-1. 名寄本線跡地を連続する緑として保全を検討する

- ・ 中心市街地エリアから学田地区へとつながる緑としての保全を検討する。

5. 街（まち）の景観

5-1. 学田基地は、近隣住宅地との調和に配慮した環境整備に努める



- 1. 土地利用・環境保全**
- 1-1. 学田2丁目より北部は、緑に囲まれた製造業中心の地区として整備する
 - 1-2. (仮称)遠軽豊里インターチェンジの供用に伴い、学田の農地等の保全を検討する
 - 1-3. 学田1丁目及び岩見通北地区は、ゆとりある低層住宅地として整備する
 - 1-4. 大通沿線は沿道サービスゾーンとして整備する
 - 1-5. 学田2丁目は住宅地の環境維持に努める
- 2. 道路・交通網**
- 2-1. 大通の拡幅により両側歩道の整備や交差点の安全対策を検討する
 - 2-2. 岩見通の整備を進める
 - 2-3. 岩見通北9丁目付近は、整序された地区整備を検討する
- 3. 職・住・遊環境**
- 3-1. 学田団地のまちなかへの移転促進を進めるとともに、既存の団地においても住環境の向上に努める
 - 3-2. その他の住宅地では、オープンスペースの整備等うおいを高める
 - 3-3. 準工業地域及び工場適地では、緑化及び臭気対策を進め周辺環境との調和を図る
- 4. 緑とうるおい**
- 4-1. 名寄本線跡地を連続する緑として保全を検討する
- 5. 街(まち)の景観**
- 5-1. 学田墓地区は、近隣住宅地との調和に配慮した環境整備に努める

図 6.10 学田地区街（まち）づくり構想



第 7 章

街（まち）づくり構想の実現方策

1. 街（まち）づくりプログラムの方針

街（まち）づくり構想は、街（まち）づくりを進めるための長期にわたる事業の企画立案段階であり、この構想を具体化させるための事業段階では、行政の各部門の施策及び市民の活動等を組み合わせて進めていくものである。

事業のレベルでは、さらにコストを考慮した企画立案・事業実施・評価検証の過程が組み込まれる。そして行政は、市民に情報を公開し、市民は行政に意見や提案を提出し、各段階で対話と交流を進めながら実施していく。

本マスタープランは、時代変化や住民ニーズに対応し、必要に応じて見直していく。

基本的な考え方

街（まち）づくりの基本的な条件として、これまでの成長を基本とした「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」への転換が求められている。また、地方分権の流れが加速し、地域の実情にあった街（まち）づくりを進めるため、住民が主役となった街（まち）づくりを進める必要性が高まる。

『「住み良いまち」としての誇りの源である森林と清流^{もりみず}を守り、絆を感じて心がいいきいきできる元気な市民を育てるまち』を実現するためには、事業や施策、街（まち）づくり活動を積み重ねていく方針となる“街（まち）づくりプログラム”が必要である。街（まち）づくりプログラムを進める基本的な姿勢は、市民と行政の対話を進めるためのパートナーシップの確立、計画・実行・評価・改善（PDCA）サイクル、再利用・再使用（リサイクル・リユース）及び重点化による柔軟で効率的な都市運営である。

● 市民と行政のパートナーシップの確立

（1）行政の役割

① 情報の公開と広報公聴活動を充実する

行政は、市民との情報共有の環境づくりとして「街（まち）の将来像」と「街（まち）づくり情報」について積極的に情報公開する。

このため、街（まち）づくりの将来を担う子どもへの対応を重視しながら、都市計画マスタープランをはじめとする街（まち）づくり計画について、広報はもとより、ホームページを充実したり、市民との対話の場を積極的に設ける等広報・公聴活動の方法と機会を拡大する。

② さまざまな機会と方法で市民のニーズを的確に把握する

行政は、地域の会合や懇話会、ワークショップ等、多様な機会と方法を用いながら住民ニーズを的確に把握し、街（まち）づくりに反映させる努力を継続する。

このため、事業の計画段階から市民との対話の機会を設け、ニーズを把握し、反映した結果についてのフィードバックに努める。

③ 街（まち）づくりを支えるコミュニティ活動を支援する

行政は、街（まち）づくり、環境、文化等の分野で活発化しはじめる自治会・町内会・ボランティア組織・NPO¹⁶等による住民の自主的なコミュニティ活動に対して適切な方法で支援する。

このため、コミュニティ活動の先行事例についての情報提供、各種の公的制度を用いた資金等の提供、コミュニティ施設の整備充実、公的サービスの一部民間委託等を積極的に進める。

(2) 住民の役割

① 街（まち）づくりの主役であることを意識した積極的な意思表示

住民は、街（まち）づくりを行政に任せきりにせず、住民の生活に根ざした視点がきめの細やかな街（まち）づくりに欠かせないものと意識して、それぞれの責任ある立場で発言・提言を行うことが期待される。

このため、地域コミュニティの会合や行政が設ける懇談の場といった対話の機会や各種アンケートやニーズ調査、行政が設ける窓口等、様々な機会をとらえて利用していく。

② 地域の街（まち）づくり活動等への積極的な参画

住民自らがまちづくりの担い手となり、「住民ができることは住民で行う」自治意識を基本として、身近なまちづくり活動や地域奉仕活動等、それぞれの立場で積極的に参加することが期待される。

また、まちや他の行政機関が行う街（まち）づくり事業においては、計画段階、実施段階、管理運営段階といった様々な段階において、知恵・知識や特技・能力を発揮し、積極的に参画することが期待される。

③ 街（まち）づくりを担う住民組織づくり

今日、全国的にコミュニティビジネスやNPO¹⁷の形で、住民自らが組織的に街（まち）づくりの主役を担う動きが盛んである。

地域に密着して、継続的にきめの細やかなコミュニティサービスを実現するためには、行政の行う事業やサービスだけでは行き届かない分野等で、それぞれの持つ知識や技能を結集して組織的な活動によって街（まち）づくりを進めることが期待される。

● 計画・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを取り入れた街（まち）づくり

社会経済環境やニーズ、ライフスタイルの変化が激しい時代に対応した街（まち）づくりを進めるため、全体的には、計画・実行・評価・改善（PDCA=Plan-Do-Check-Action）サイクルを取り入れていく。この4つの段階で、行政と住民のパートナーシップを発揮する。

¹⁶ 「NPO」とは、Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、まちづくり、環境、福祉、教育、文化等の分野における、営利を目的としない、住民の自発的な意志による活動団体である。ここでいう非営利とは、儲けを出さないという意味ではなく、利益を分配しないということである。なお、個人の活動・概念を基本とするボランティアと異なり、NPOは目的達成のために運営のルールを持ち、組織的、継続的に活動を行うものである。

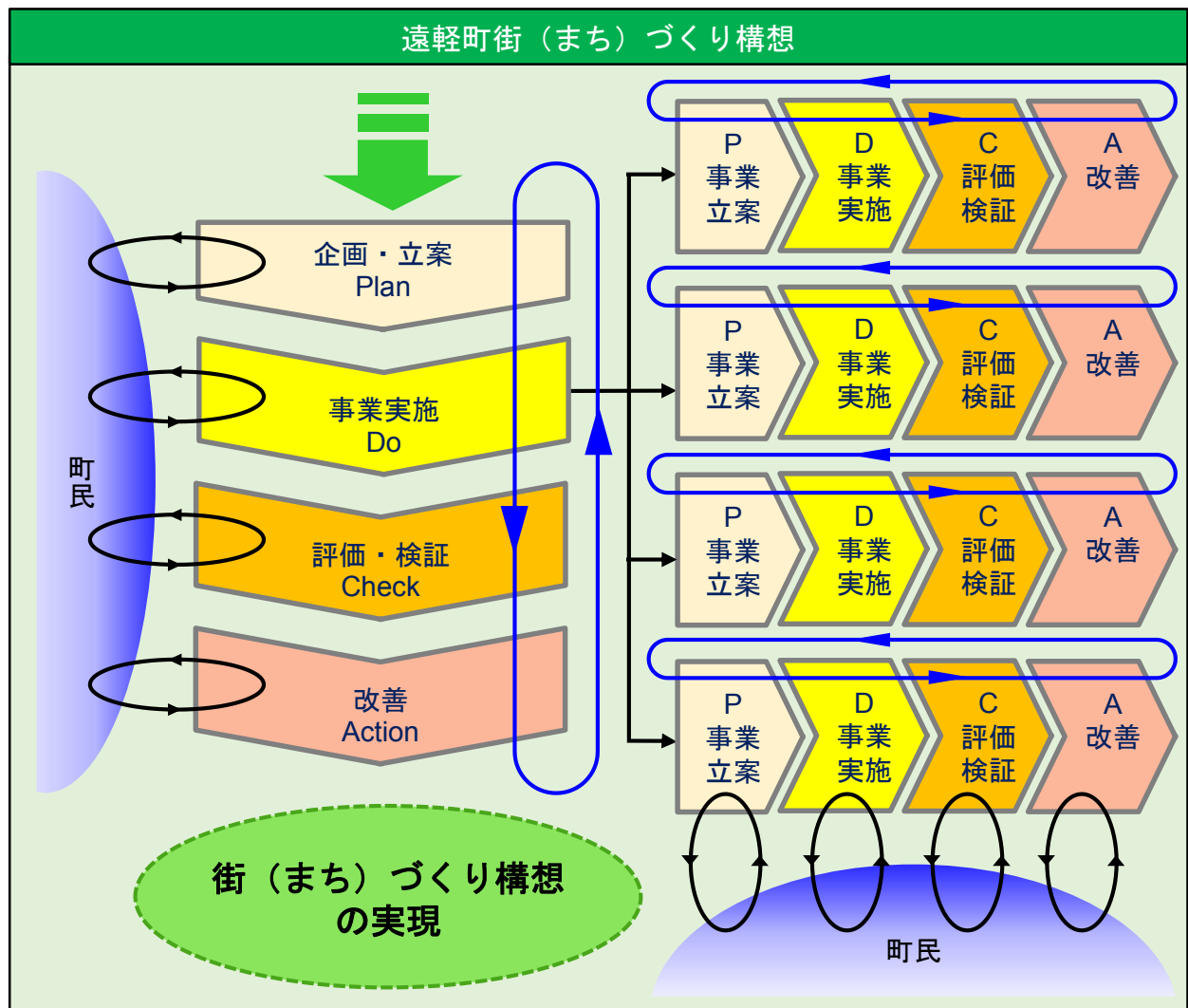


図 7.1 街（まち）づくり構想のPDCAサイクル

● 再利用・再使用（リサイクル・リユース）型の街（まち）づくり

少子高齢化や経済の低成長を背景として、これまでにつくられた社会基盤や施設・設備を可能な限り長寿命化を図りながら、町民の知恵を生かし、時代にあった利活用を図る。また、様々な資源を再利用することにより、環境・経済面で次の世代に大きな負担を残さない街（まち）づくりを目指す。

これにより、ライフサイクルコストを低減し、環境に優しく歴史・文化を大切にしたい街（まち）づくりを進めていく。

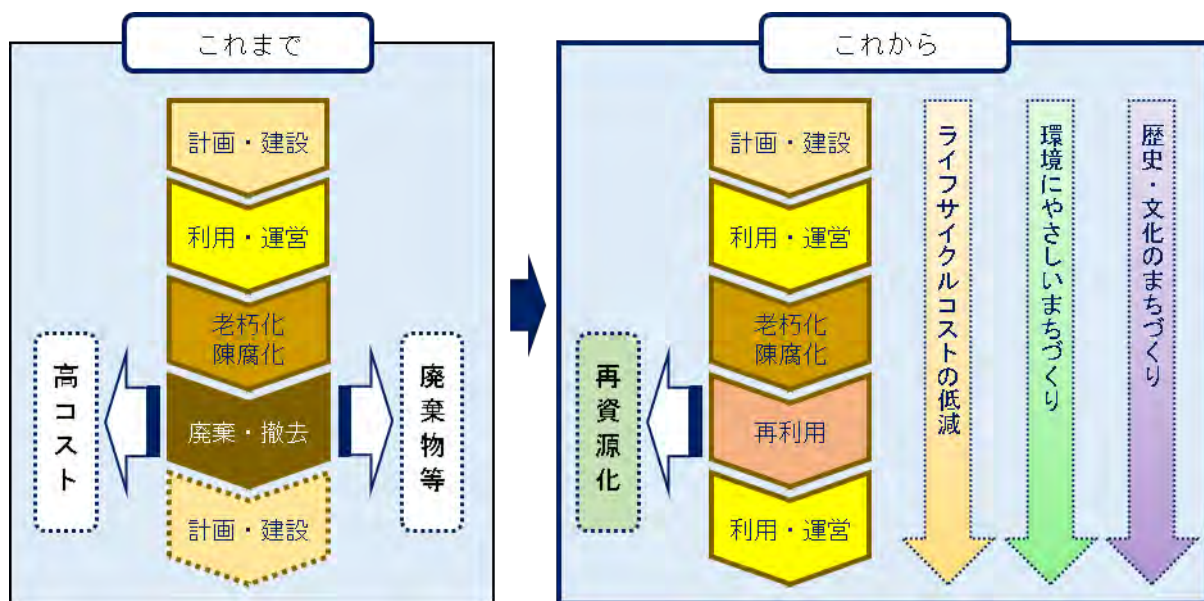


図 7.2 リサイクル・リユース型のまちづくりのイメージ

● 中心拠点とふるさと軸に重点をおいた街（まち）づくり

今後は、限られた財源や資源を、町民が納得する形で重点的に投資していくことが重要であり、街（まち）づくり構想に位置づけられた、中心交流拠点・東西軸・南北軸・「ふるさと軸」の「中心拠点と軸の整備」を重点プロジェクトとして取り組む。

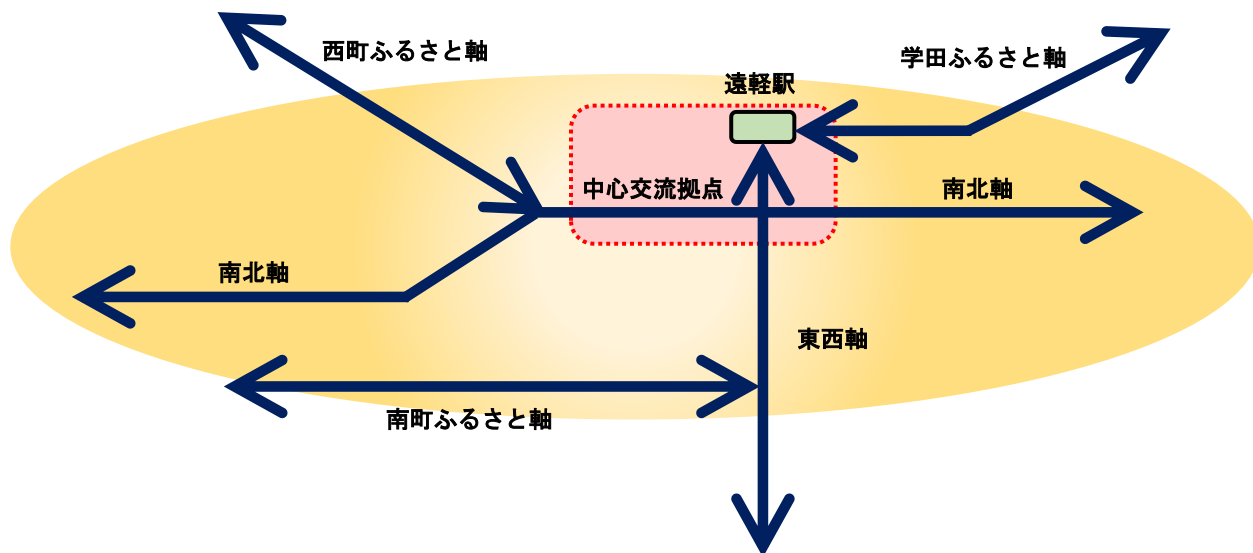


図 7.3 中心拠点と軸を重点とする街（まち）づくり

2. 街（まち）づくりプログラム

街（まち）づくりの計画・実行・評価のサイクルに、町民と行政のパートナーシップに基づく対話による「街（まち）づくりプログラム」は下図に示すように、情報の共有・協働の場づくり・計画づくり・事業展開・管理運営という事業の流れの各段階において、行政の役割と町民の役割を適切に発揮しながら進めていく。

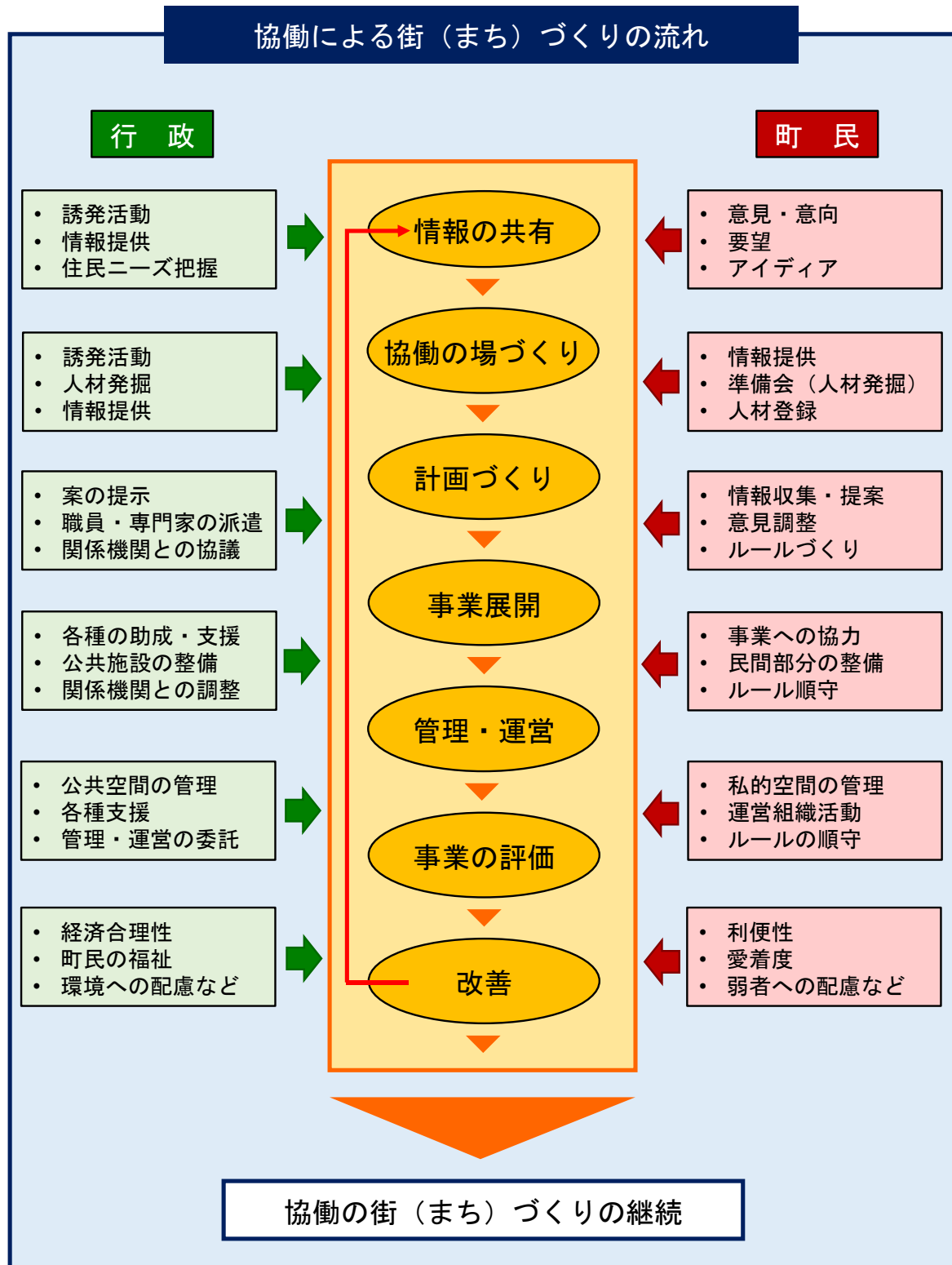


図 7.4 街（まち）づくりプログラムの例